

昭和三十三年十一月

わが国の火災の実態と消防の現状

国家消防本部

目次

| | | | |
|--------------|----|--------------------|----|
| はしがき | 3 | わが国の消防力 | 43 |
| 火災 | 3 | 一 消防職員及び団員 | 43 |
| 一 昭和三十三年の火災 | 3 | 二 消防施設 | 44 |
| 二 出火件数の現況と推移 | 5 | 消防教養 | 46 |
| 三 出火率 | 10 | 一 中央における教養の現状及び問題 | 47 |
| 四 火災損害の現況と推移 | 11 | 二 地方における教養の現状及び問題 | 50 |
| 五 死傷者 | 15 | 消防財政 | 53 |
| 六 出火原因 | 18 | 一 概説 | 53 |
| 七 大火 | 22 | 二 国 | 53 |
| 八 建物火災 | 24 | 三 都道府県 | 55 |
| 九 林野火災 | 38 | 四 市町村 | 60 |
| 一〇 車両火災 | 40 | 五 むすび | 85 |
| 一一 むすび | 42 | 消防審議令の経過 消防制度改正の動向 | 85 |
| | | 一 消防審議会の設置 | 86 |
| | | 二 審議会における審議の経過 | 87 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 三 答申とその制度化についての問題点…………… | 89 |
| 四 制度改正の歩み方…………… | 94 |
| 消防科学技術の研究成果…………… | 95 |
| 検定の結果及びそれに基く消防機械器具 の状況…………… | 98 |
| 都市等級…………… | 103 |
| 殉職鑑…………… | 108 |

は し が き

町村合併の進捗により地方行政の地図は大きく変化して来た。それと同時に消防も能率的なものへ、合理的なものへと、組織も変化して来ている。組織のみならず、人も施設も地方行政の困難の中にあつてよくも発展して来たものと思われる。ところが消防の歩みはまだまだである。現行制度十年を経過してますますこの感を深くする。消防審議会の答申が提出された今日、消防人は自ら反省すると共に、一般人からの認識と批判を乞ふこと切なるものがある。

しかし消防の姿もそれだけでは面白くあるまいから、消防の主たる対象とする火災の実態と関連して本書を編さんした。ここで最初から結論を述べるのは、おかしい話ではあるが、火災の実態を研究してゆくと、予防消防も火災防禦活動も、一般人の協力を相俟つて、即ち「国民皆消防」となつてこそ始めて、消防は完全な姿になるといふことをわかつてもらいたいのである。

火 災

一 昭和三十三年の火災

出火の原因が主として人為的なものであることは今更

うまでもないが、燃焼現象は温度や湿度等の自然的条件によつて大きく左右される。この意味において、きゆうろう以来西日本の一部を除いて無降雨日数四〇日という冬期には珍らしい全国的な異常乾燥となり、出火防止上最悪の条件の下に出発した昭和三十三年ではあつたが、消防機関をはじめ関係機関必死のこれが努力の効あつたか、二月までには却つて昭和三十一年同期に比して一日平均一〇件程度の出火件数の減少をみ、一時は関係機関を安堵させたのであつた。しかし、三月に入るやその反動もあつてか前年同期に比して一日平均約六〇件の増加をみ、前途の多難を思わせるものがあつた。

しかし、その後はさしたる変化は無くむしる前年同期に比して減少した。これを結果からみるならば、三月の出火件数が昭和三十三年の火災件数のあり方を決定したものと見えよう。損害についてこれを全国的にみるとき特に注目すべき大火災が少なく、ために建物焼損面積は戦後最少の記録を示し、したがつて損害額も減少したことは不幸中の幸ともいえよう。

もちろん、個々具体的には、多数の人命を失つた惨火あり、大火災あり、種々の様相を示しているが、それらは後述する各項に詳記されるのでここでは、昭和三十三年中の火災の概略を記すに止めておくが、このように推移したこの年の火災の被害は、

| | |
|--------|-----------|
| 出火件数 | 三万四、六五〇件 |
| 建物焼損面積 | 六三万四、六五八坪 |

林野焼損面積 四、九九五万五、六一一坪
(二万六、五一九町歩)

建物焼損むね数 三万七、七〇五むね
り災世帯数 二万八、三八五世帯

損害額 二六二億五、一二八万七、〇〇〇円
死者 六二六人
負傷者 七、三三三人

となり、一三万八、三九七人のり災者を出した。
これを一日当りに換算してみると

出火件数 九五件

建物焼損面積 一、七三九坪
山林原野焼損面積 一三万五、七六九坪
(四五町二反五畝)

建物焼損むね数 一〇三むね
り災世帯数 七八世帯

損害額 七、一九二万一、〇〇〇円

となり毎日三七九人のり災者を出している。

さて、この年の火災被害は前年に比して減少したという
が、損害はそれぞれ減少している。ことに建物焼損面積に
おいて二一・〇パーセント、損害額にあつては二九・三パ
ーセントとそれぞれ著しい減少を示している。これは昭和
三一年には魚津、芦原、大館、能代市の四大火があつたの
に対し、昭和三二年にはより小規模の分水町の大火一件に

第1表 昭和32年火災損害調

| 出火区及び火害区分 | 昭和32年 | 対前年同期増減(△) | 対前年同期増減(△)率% |
|-------------|------------|------------|--------------|
| 出火件数(件) | 34,650 | 1,338 | 4.0 |
| 死者(人) | 626 | 16 | 2.5 |
| 負傷者(人) | 7,313 | 198 | 2.6 |
| 損害見積額(千円) | 26,251,287 | 10,877,033 | 29.3 |
| 建物焼損むね数(むね) | 37,705 | 3,713 | 9.0 |
| り災世帯数(世帯数) | 28,385 | 2,865 | 9.2 |
| り災人員数(人) | 138,397 | 12,398 | 8.2 |
| 建物焼損坪数(坪) | 634,658 | 168,625 | 21.0 |
| 林野焼損坪数(坪) | 49,555,661 | 3,734,547 | 8.1 |

六六六坪となり、損害額は昭和三一年二四三億一、七五一
万円、昭和三二年二五八億九、一二八万円です。間に大き
な差違は認められない。また出火件数の多かつた昭和三二
年の方が損害額は多い。このことは、大火の有無がその年
の損害を大きく左右するという証左ともなっている。この
ことについては別項で詳記しよう。

とどまつた為であ
る。

では何故大火が
少なればその被
害は小さいか。こ
れは今更いうま
でもないところであ
ろうが、今仮り
に、それらの大火
が無かつたとして
両年の建物焼損面
積及び損害額から
それぞれの大火に
よる損害を差引い
てみると、建物焼
損面積は昭和三
一年、六二万六、
二二五坪、昭和三
二年、六二万三、

ただ、前年と比較して損害に増加を示したのは林野の焼
失面積と損害額である。これは林野からの出火件数が前年
に比し三四・九パーセント(七三三件)の増加をみ、殊に
樹令の大きい林地の火災が多かつたため、焼失面積は八・
一パーセント増に過ぎないのに損害額は九〇・三パーセン
ト約八億円の増となつた。

ここに昭和三二年の火災の特色を掲げてみると、

- 1 出火件数は増加し、戦前戦後の最高となつた。
- 2 出火件数の増加にもかかわらずその損害は前年に比し、林野関係を除き人的、物的損害が減少した。
- 3 大火は一件であつた。

以上は昭和三二年の火災の概況であるが、次に各項目別
に現況と推移を記し今後の課題についてのべることにしよ
う。

二 出火件数の現況と推移

増加の一途をたどりつつあるわが国の火災は、昭和三二
年に始めて三万件台を突破したが、昭和三二年には三万
四、六五〇件になつた。特に昭和二六年始めて二万件を越
えてからの増加は著しく年平均二、二〇〇件に及んでい
る。もちろんこれは時代の要求にしたがい統計の方法が多
少変更されたことにもよるのであるが、しかし、画一的に
調査方法を変更した昭和二九年の火災件数と前年の差をみ
ても、またその後の推移をみても特にこのために変つた傾
向はみられないので大勢の傾向には影響ないものと思われ

第2表 過去10力年間の火災数

| 年別 | 出火件数 | 前年増減 | 対前年増減率% | 指数 |
|-------|--------|-------|---------|-----|
| 昭和23年 | 17,022 | — | — | 100 |
| 24 | 18,484 | 1,462 | 8.6 | 109 |
| 25 | 19,243 | 759 | 4.1 | 113 |
| 26 | 21,223 | 1,980 | 10.3 | 125 |
| 27 | 22,075 | 852 | 4.0 | 130 |
| 28 | 25,677 | 3,602 | 16.3 | 151 |
| 29 | 27,870 | 2,193 | 8.5 | 164 |
| 30 | 29,947 | 2,077 | 7.5 | 176 |
| 31 | 33,312 | 3,365 | 11.2 | 196 |
| 32 | 34,650 | 1,338 | 4.0 | 204 |

る。このような火災件数の増大は、最近の人口の増加、産
業の発展、文化の向上などに伴う火の使用回数が増大した
結果であろう。

第二表に示した
ように昭和三二年
を一〇〇とした指
数でその傾向をみ
ると、年々その数
値は上昇し、昭和
三二年には二〇四
となつた。

これらの火災は、総火災件数中どのような率を示してい
るかを調べてみよう。

火災のうちで代表的なものは何といつても建物火災であ
る。日常の火を取扱う場所は、そのほとんどが建物内であ
ることから考えて当然の結果といえるが、昭和三二年は建
物火災が全体の七五・六パーセント(二万六、一七〇件)
でその大半を占め、建物以外の四種の火災は二四・四パ
ーセント(八、四八〇件)である。

それでは、これらの火災が最返の数ヶ年間にどのような比率をもつて推移してきたか、第三表によつて調べてみよう。

第3表 年間総出火件数中に占める火災別の割合

| 火災種別 | 年別 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 |
|-------|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 合計 | 件数 割合 | 34,650 100 | 33,312 100 | 29,947 100 | 27,870 100 | 25,677 100 | 22,075 100 |
| 建物火災 | 件数 割合 | 26,170 75.6 | 25,814 77.5 | 23,769 79.4 | 22,618 81.2 | 21,214 82.6 | 18,350 83.1 |
| 林野火災 | 件数 割合 | 2,844 8.2 | 2,109 6.3 | 1,840 6.1 | 1,579 5.7 | 1,726 6.7 | 1,501 6.8 |
| 船舶火災 | 件数 割合 | 257 0.7 | 251 0.8 | 192 0.6 | 179 0.6 | 167 0.7 | 150 0.7 |
| 車両火災 | 件数 割合 | 2,408 6.9 | 2,531 7.6 | 2,054 6.9 | 1,674 6.0 | 1,299 5.1 | 974 4.4 |
| その他火災 | 件数 割合 | 2,971 8.6 | 2,607 7.8 | 2,092 7.0 | 1,820 6.5 | 1,271 4.9 | 1,100 5.1 |

これによると、建物火災は、昭和二七年八三・一パーセントであつたものが毎年漸減して昭和三二年には七五・六パーセントとなり、林野火災は昭和三一年までさしたる変化をみないが

昭和三二年にいたり前年の約三五%増と急増して、全体の八・二パーセントを占めた。また、車両、船舶火災及びその他の火災は共に漸増傾向にあるが、車両火災だけは、昭和三二年に減少した。以上のように年間総出火件数中に占める火災別の出火件数の割合は、建物火災は常に減少し、

その他火災は反対に増加し、林野、船舶、車両火災は、年によつて多少の増減はあるにしても増加の傾向をたどつて

このように建物火災の全火災に占める割合が年々減少していることは、決して建物火災発生係数が減少していることを意味するものではない。火災別の出火件数を年別にみても判るように、建物以外の火災発生件数が毎年増加する割合には建物火災が増加しないことを意味しているに過ぎない。

これは昭和二七年を基準として昭和三二年の増加率を算出してみると直ちに判明するだろう。

| | |
|-------|------------|
| 建物火災 | 四二・六パーセント |
| 林野火災 | 八九・五パーセント |
| 船舶火災 | 七一・三パーセント |
| 車両火災 | 一四七・二パーセント |
| その他火災 | 一七一・〇パーセント |

となり、このように各火災の増加のために全火災の発生件数は著しい増加傾向を示している。

1 四季別の出火件数

火災はその大半が人為的な社会現象であるといわれている以上近年の火災件数の増加は社会条件の変化に基くものといえようが、一面気象条件との関係もまた決して無視し得ない。すなわち火災に最も関係の深い気象的要素は、気温、湿度、風であつてみれば我が国のように四季の気候の変遷が著しい所では特に気象条件の如何によつて出火乃至

延焼に大きく影響をうける。すなわち我が国は、冬から春にかけて全国的に気節風に見舞われ、強風、低湿度日が多く、また、寒気も酷しい、ために一般的に火の使用量及び回数も増加する。こうしたことが相乗化されて、出火乃至は延焼危険を醸成して、火災を多発させ、大火を頻発させて、火災期又は大火期といわしめている。

また、日本海沿岸には、例年四、五月頃にはフェン現象が起き易い。フェン現象は風災ともいわれるように、乾燥した熱風であるから、この時に火災すると大火となり易い。

火災に関係ある気温、湿度、風は日変化あるいは季節変化を繰返しているものであり、われわれの社会環境もまた自然条件に左右されているのであるから火災の出火件数も次のように変化している。

昭和三二年の出火件数を月別にみると三月が四、九八三件で、総出火件数の一四・四パーセントを占めて最高となり、二位は四月の三、九五四件（一一・四パーセント）、三位は一月の三、八〇三件（一一・〇パーセント）で、いわゆる火災期といわれる月（二月、一月乃至五月）が二万二、二〇四件（六四・一パーセント）に及び、その他の月（六月乃至十一月）は、九、七五八件（三五・九パーセント）である。少ない月は、九月の一、七五七件（五・一パーセント）である。

三月の件数を一日当りに換算すると一六一件で戦前戦後の最高である。またこの水月が最高を記録するのは、戦後五

回目のことである。

四季別には、春期（三月～五月）三三・一パーセント、冬期（十二月～二月）三一・〇パーセント、秋期（九月～十一月）一九・〇パーセント、夏期（六月～八月）一六・九パーセントで、火災期の春夏秋冬は一日当り、一二三件、夏秋期は一日当り六八件である。

このように春夏秋冬には出火件数が多く、夏秋期には少な

第4表 最近11カ年の1日当り出火件数（昭和22～32年）

| 1. 月別 | | 2. 四季別 | |
|-------|----------|-------------|----------|
| 月別 | 1日平均出火件数 | 季別 | 1日平均出火件数 |
| 1 | (123)79 | 春 (3~5) | (125)83 |
| 2 | (124)91 | | |
| 3 | (161)89 | | |
| 4 | (132)91 | 夏 (6~8) | (64)48 |
| 5 | (82)68 | | |
| 6 | (67)47 | | |
| 7 | (57)45 | 秋 (9~11) | (72)52 |
| 8 | (68)53 | | |
| 9 | (59)44 | | |
| 10 | (72)49 | 冬 (12~2) | (119)85 |
| 11 | (86)63 | | |
| 12 | (112)84 | | |
| 平均 | (95)67 | | |

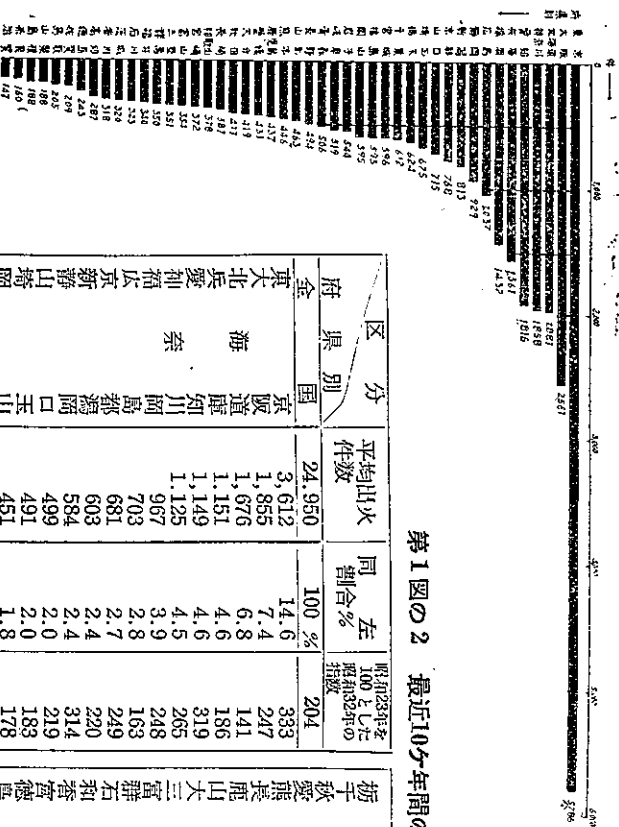
注 ()内の数値は昭和32年の出火件数を示す。

くなることは、毎年の火災にも共通した現象である。

ここに昭和二二年から昭和三二年まで一〇年間の出火件数を月別にまた四季別に平均し一日当りの出火件数を示せば第四表の通りである。これから我が国の火災件数の月別四季別変化及び傾向は周期的であるといえる。

2 地域別の出火件数

第1図



第1図の2 最近10ヶ年間の平均出火件数 (昭和23年～昭・32年)

| 区分 | 平均出火件数 | 割合% | 昭和23年を100とした昭和25年の指数 |
|----|--------|------|----------------------|
| 府 | 24,950 | 100% | 204 |
| 県別 | | | |
| 全 | 3,612 | 14.6 | 333 |
| 東大 | 1,855 | 7.4 | 247 |
| 北 | 1,676 | 6.8 | 141 |
| 兵 | 1,151 | 4.6 | 186 |
| 庫 | 1,149 | 4.6 | 186 |
| 四 | 1,125 | 4.5 | 319 |
| 五 | 967 | 3.9 | 265 |
| 愛 | 703 | 2.8 | 288 |
| 知 | 681 | 2.7 | 249 |
| 岐 | 603 | 2.4 | 220 |
| 伊 | 584 | 2.4 | 314 |
| 豫 | 499 | 2.0 | 219 |
| 三 | 491 | 2.0 | 183 |
| 河 | 451 | 1.8 | 178 |
| 内 | 435 | 1.7 | 106 |
| 陸 | 428 | 1.7 | 183 |
| 奥 | 422 | 1.7 | 186 |
| 信 | 422 | 1.7 | 154 |
| 越 | 403 | 1.6 | 168 |
| 前 | 391 | 1.6 | 199 |
| 北 | 385 | 1.6 | 100 |
| 陸 | | | |
| 児 | | | |
| 大 | 378 | 1.5 | 139 |
| 田 | 377 | 1.5 | 217 |
| 塚 | 366 | 1.4 | 120 |
| 本 | 352 | 1.4 | 143 |
| 野 | 350 | 1.4 | 138 |
| 村 | 341 | 1.3 | 154 |
| 崎 | 331 | 1.3 | 193 |
| 島 | 325 | 1.3 | 170 |
| 分 | 318 | 1.3 | 223 |
| 形 | 304 | 1.2 | 138 |
| 分 | 285 | 1.2 | 158 |
| 野 | 281 | 1.1 | 158 |
| 馬 | 254 | 1.0 | 154 |
| 川 | 253 | 1.0 | 148 |
| 崎 | 232 | 0.9 | 192 |
| 島 | 226 | 0.9 | 177 |
| 根 | 226 | 0.9 | 228 |
| 井 | 205 | 0.8 | 134 |
| 頭 | 197 | 0.8 | 87 |
| 取 | 195 | 0.8 | 206 |
| 取 | 192 | 0.7 | 217 |
| 梁 | 184 | 0.7 | 217 |
| 梁 | 153 | 0.6 | 153 |
| 梁 | 143 | 0.6 | 162 |
| 梁 | 138 | 0.6 | 170 |
| 梁 | 137 | 0.6 | 147 |
| 梁 | | | 112 |

火災の出火件数は、火の使用量及び回数に比例して増減していることは前節において述べた。
火の使用数の変化は、気象条件の変化、あるいは工業など産業の発達によることはもちろんである。

(一) 府県別の出火件数

昭和三二年の府県別出火件数は一図の通り東京都が一六・七パーセントで最高となり、次いで大阪府七・四パーセント、北海道及び神奈川県五・四パーセント、愛知県五・三パーセント、兵庫県四・五パーセント、福岡県四・一パーセント、の順で人口数の多い都市及び工業都市を含む県がおおむね上位を占めている。少ない県は滋賀〇・二パーセント、奈良〇・五パーセントである。この順位は多少の相異はあれ毎年共通した傾向である。第一の二図は昭和三二年から昭和三二年までの一〇年間の平均した出火件数を府県別に表わしたものであるがこれをもつても解るであろう。社会的に活動性のある地方とか、発展性のある地方は、それだけ産業も発達し、人口の増加をまねく結果となり、したがって、火の使用量と度数も増大する、これはまた直接出火件数にも影響するのである。

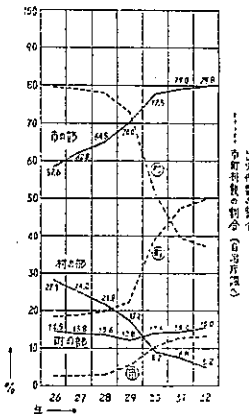
次に、府県別の推移をみてみよう。昭和三二年を一〇〇として昭和三二年の指数は、同図に示す通り島根県を除いた各県ともそれぞれ上昇している。特に東京都、愛知県、静岡県は三倍以上の著しい増加をみせている。

(二) 市町村別の出火件数

昭和三二年の市町村別出火件数は、市二万七、六四八件

(七九・八パーセント)、町五、二〇二件(一五・〇パーセント)、村一、八〇一件(五・二パーセント)で市部が大半を占めている。また昭和二六年から七七年間の平均値は、市七一・六パーセント、村一四・五パーセント、町一三・九パーセントである。このように火災は市部に集中している。

第2図 市町村の出火件数の割合



次に市町村別出火件数の割合の年別傾向を示せば第二図の通り市部は年々増加し、昭和三二年は昭和二六年の二・三倍一二六・二パーセント増、町部は、昭和二九年を支点として漸減傾向から漸増傾向に変化している。村部は年々減少し、昭和三二年は昭和二六年の六九・六パーセント減である。したがって、出火件数の多い順からみた順位は、市・村・町であったのが昭和三〇年以降市・町・村に変わった。これは市町村合併が促進され市制施行地が増加し、村制施行地が減少したためであろう。こころみに年間市町村数の割合を示せば同図の点線の如き結果となりその変化がみられる。

三、出火率

第5表 出火率の年別推移

| 年次 | 出火率 | 指数 | 人口 | 指数 |
|-------|-----|-----|--------|-----|
| 昭和23年 | 2.2 | 100 | 80,010 | 100 |
| 24 | 2.4 | 109 | 81,780 | 102 |
| 25 | 2.3 | 105 | 83,200 | 104 |
| 26 | 2.5 | 114 | 84,500 | 106 |
| 27 | 2.7 | 123 | 85,800 | 107 |
| 28 | 3.1 | 141 | 87,000 | 109 |
| 29 | 3.3 | 150 | 88,200 | 110 |
| 30 | 3.4 | 155 | 89,276 | 112 |
| 31 | 3.7 | 168 | 90,300 | 113 |
| 32 | 3.9 | 177 | 91,100 | 114 |

注 1) 人口は、各年10月1日現在の「国勢人口」または「人口調査」による人口または推計人口である。(総理府統計局調べ)
 2) 出火率算定の基礎人口は、昭和22年、25年、30年の国勢調査人口による。

昭和二三年から昭和三二年までの一〇年間に於ける人口一万人当り年間出火率は第五表の通り年々増加し、昭和三二年は昭和二三年の一・八倍七七・三パーセントの増加である。一方人口の増加率は一・一倍一三・八パーセントの増である。このように出火率は人口の増加率をはるかにしのいでいる。

また府県別には第六表の通り六大都市のような大人口を有する市を含む府県が上位を占めている。ことに東京都は一〇年間平均五・二昭和三二年七・二で最高の率である。では、六大都市、その他の市、町村別出火率を昭和二八年から昭和三二年までの五年間について調べてみると第七表のように平均において六大都市は町村の三・六倍、その

第6表 府県別出火率

| | 昭和32年 | 32年~23年 10年間平均 | |
|-------|-------------|-------------------|-----|
| 全 国 | 3.9 | 3.0 | |
| 北 海 道 | 3.9 | 3.8 | |
| 東 北 区 | 青岩宮秋山福 | 3.7 | 3.3 |
| | 森手城田形島 | 3.8 | 2.5 |
| | | 3.4 | 2.5 |
| | | 3.1 | 2.8 |
| | | 3.4 | 2.4 |
| 関 東 区 | 茨栃群埼千東神奈 | 2.8 | 2.0 |
| | 城木馬玉葉京川 | 1.6 | 1.9 |
| | | 4.0 | 2.4 |
| | | 2.2 | 1.8 |
| | | 3.0 | 2.2 |
| 北 陸 区 | 新富石福 | 2.8 | 1.8 |
| | 濁山川井 | 7.2 | 5.2 |
| | | 6.4 | 4.3 |
| 東 山 区 | 山長岐 | 3.3 | 2.5 |
| | 梨野阜 | 3.5 | 2.8 |
| | | 3.3 | 2.7 |
| 東 海 区 | 静愛三 | 4.5 | 2.6 |
| | 岡知重 | 2.4 | 1.9 |
| | | 3.5 | 2.3 |
| 近 畿 区 | 賀都阪陣良山 | 2.4 | 2.1 |
| | 滋京大兵奈和鳥島岡広山 | 1.7 | 1.6 |
| | | 4.0 | 3.7 |
| 中 国 区 | 取根山島口 | 5.5 | 4.5 |
| | 島川媛知岡賀崎本分崎島 | 4.3 | 3.4 |
| | | 2.1 | 1.9 |
| 四 国 区 | 徳香愛高福佐長熊大宮鹿 | 3.7 | 2.6 |
| | | 2.0 | 2.2 |
| | | 3.5 | 2.7 |
| 九 州 区 | | 4.4 | 3.2 |
| | | 2.8 | 2.4 |
| | | 3.4 | 2.3 |

第7表 六大都市その他の市町村別年別出火率

| 年次 | 昭和28年 | | 29 | | 30 | | 31 | | 32 | | 平均 | |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 出火率 | 指数 | 出火率 | 指数 | 出火率 | 指数 | 出火率 | 指数 | 出火率 | 指数 | 出火率 | 指数 |
| 全 国 | 3.1 | 100 | 3.3 | 100 | 3.4 | 100 | 3.7 | 100 | 3.9 | 100 | 3.5 | 100 |
| 六 大 都 市 | 6.9 | 226 | 7.1 | 215 | 6.3 | 185 | 7.0 | 189 | 7.1 | 182 | 6.9 | 196 |
| そ の 他 の 市 町 村 | 4.5 | 145 | 3.4 | 103 | 3.7 | 109 | 4.6 | 124 | 4.7 | 121 | 4.1 | 117 |
| | 1.7 | 55 | 2.2 | 67 | 1.8 | 53 | 1.8 | 49 | 1.9 | 49 | 1.9 | 54 |

注 出火率の算出基礎人口は昭和28、29年は昭和25年10月1日の人口調査人口昭和30年以降は同年10月1日の国勢調査人口を用いた。

他の市の一・七倍の高率を示している。

災である。

8 各火災は、ともに増加しているが、火災別の年間総出火件数に占める割合は、建物火災は漸減し、車両、

かように推移する出火率は、火災統計のとり方特に「ぼや」的な火災の取扱い方如何が大きな影響を与えるものであるから一概には論ぜられないとしても、おおむねその地方の自然的、社会的条件が強く影響するものである。

以上出火件数出火率の現況と推移を記したが、これを要約すれば次の通りである。

- 1 出火件数、出火率とも年々増加している。
- 2 火災の七〇パーセントから八〇パーセントは建物火災である。

その他火災は漸増し、林野、船舶火災は横ばいの傾向であるが、増加しつつある。

4 冬期から春期にかけて多く、夏期から秋期にかけて少ない。これは周期性を有する。

5 三月が年間の最高となることと比較的多い。(戦後五回目)

6 六大都市の含まれる府県は、出火件数も多く、出火率も高い。また市部は多く町村部は少ない。

四 火災損害の現況と推移

火災は毎年莫大な国民の財産を消滅し、あるいは貴い人命を奪い、国家的損失は計りしれないものがある。ここにいう損害額とは、「焼損」「水損」「破壊損」の直接的物的損害を、罹災地における時価で評価したものである。

昭和二三年から昭和三二年までの一〇年間の火災損害を第八表に示した。このうち時価による損害額は、その時の社会状況や大火の頻度が反映して一率ではないが、おおむね増加傾向である。しかし、これを昭和三二年を基準年次として日銀卸売物価総合指数により実質損害額(補正損害額)を算出して比較するとその年によつて増減はあつても漸減傾向がうかがわれる。これを火災一件当りに換算すると一層明瞭な減少をみせている。特に昭和三二年は昭和二三年を指数一〇〇とした場合三三に減少し一件当り七五万七、〇〇〇円となった。

以上は損害額からみた火災損害の推移であるが、損害額は、その年の社会または経済情勢に大きく左右されるもの

第8表 過去10ヶ年の火災損害

| 年別 | 総損害額 | 補正損害額 千円 | 1件当り補正 損害額 千円 | 建物焼損坪数 | 1件当り焼損 坪数 |
|------|------------|------------------|---------------------|---------------|--------------|
| 昭和23 | 13,323,769 | (100) 38,638,930 | (100) 2,269 | (100) 773,239 | (100) 52.0 |
| 24 | 26,997,305 | (126) 48,595,149 | (116) 2,629 | (119) 918,899 | (108) 56.0 |
| 25 | 21,812,185 | (85) 32,718,277 | (75) 1,700 | (90) 692,952 | (81) 42.0 |
| 26 | 22,228,151 | (63) 24,450,966 | (51) 1,152 | (93) 717,752 | (77) 40.0 |
| 27 | 38,613,883 | (110) 42,475,271 | (85) 1,924 | (92) 713,109 | (75) 39.0 |
| 28 | 24,255,832 | (69) 26,681,415 | (46) 1,039 | (85) 656,912 | (59) 30.9 |
| 29 | 32,859,785 | (94) 36,145,763 | (57) 1,296 | (90) 697,422 | (59) 30.8 |
| 30 | 31,859,417 | (91) 35,045,353 | (52) 1,170 | (87) 670,029 | (54) 28.2 |
| 31 | 37,128,320 | (96) 37,128,320 | (49) 1,114 | (104) 803,310 | (60) 31.1 |
| 32 | 26,251,287 | (68) 26,251,287 | (33) 757 | (82) 634,658 | (47) 24.3 |

- 注 1. ()内の数値は昭和23年を100とした指数である。
 2. 補正損害額は、昭和32年を基準年次として、日銀卸売物価総合指数により補正したものである。
 3. 1坪当り焼損坪数は建物火災の出火件数で割出したものである。

であるから比較の要素としては正確を期し難いがある。では客観情勢により変動を伴うことのない建物焼損面積からその傾向をみてゆくと、昭和二四年と昭和三年にピークがあるが、大勢は下向傾向を示し昭和三年には戦後の最低を記録した。また火災一件当り焼損面積は、明らかに減少傾向を示し、昭和三年を100とした指数で表わすと昭和三年は四七となり五三・〇パーセントの減少である。

出火件数の増加にもかかわらず、火災損害が漸減傾向をたどり、一件当り焼損面積及び同損害額が、著しく減少しつつあることは注目されよう。

しかしながら、このような結果は我が国の都市構成あるいは、消防体制が徐々にではあるが改善されつつあるためと考えられるが、現実においては、未だ大火危険の要素は全国各地に存在しているのである。

少なくなりつつある損害を、より少なくするための努力こそ明日への課題といえよう。

1 六大都市その他の市、町村別の火災損害

昭和二八年から昭和三二年まで五年間の平均損害を六大都市、その他の市、町村別に調べてみると第九表の通りである。

六大都市は、出火率が著しく高いにもかかわらず、建物火災一件当りの焼損面積は平均値の三七・六パーセントにすぎない。これに反して町村は平均値の一、八倍、六大都

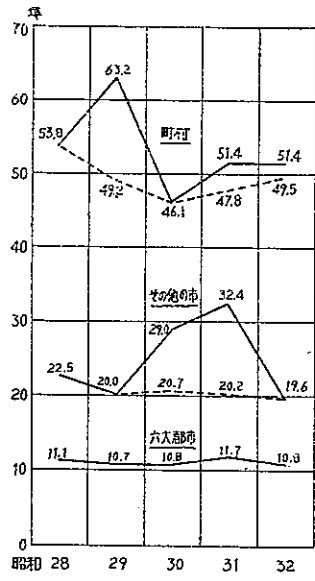
第9表 六大都市、その他の市、町、村の火災損害

| 区分 | 昭和32年 | | 昭和28年～昭和32年平均 | |
|----------|--------------|-------------------|---------------|-----|
| | 建物火災1件当り焼損坪数 | 同指数 | 建物火災1件当り焼損坪数 | 同指数 |
| 全国平均 | 24.3 | 100 | 29.0 | 100 |
| 六大都市 | 10.8 | 44 | 10.9 | 38 |
| 六大都市以外の市 | 19.6 | 81 | 25.1 | 87 |
| 町村 | 51.4 | 216 211 198 | 53.6 | 185 |
| | 48.1 | | | |

市の四・九倍である。また、昭和三二年の一年間だけについても同じ傾向を有し、六大都市以外の市は、六大都市の一・八倍、町村は四・八倍である。このように大都市と中小都市及び町村の火災損害程度には著しい差が生じている。これはすなわち、防火対策や消防体制の相違を、はつきりと示すものである。

市は三〇年及び三一年にそれぞれ三つの大火の影響を受けて大きく変化した。昭和三二年には一九・六坪に下向した。また、町村は二九年、三一年、三二年に各一件づつのが翌年には上昇し三三年に続いている。

第3図



六大都市、その他の市町村の火災損害(建物1件当り焼損面積)

このように、その他の市及び町村は、大火のために不安定な線形を描いている。こころみに大火による損害を除くと、同図に点線で示したように、その他の市は漸減的傾向であり、町村は三〇年を支点としてまた漸増しつつある。

2 四級都市の火災損害

都市の総合的消防力が比較的充実し、消防上からみた都市等級が四級に格付けされた七都市(名古屋、横浜市、京都市、札幌市、函館市、宇都宮市、鎌倉市、現在最上級にある)の年次別平均火災損害は第一〇表の通り、建物焼損面積で年によつて増減はあるが、建物火災一件当り焼損面積は、昭和二九年に増加したほか年々低減している。

また、その他の市町村の五カ年平均建物火災一件当り焼損面積と四級都市のそれとを比較してみると、四級都市以外の市は四級都市の二倍、町村は五・二倍である。

第10表 四級都市及びその他の市町村の5ヶ年平均損害

| 区分 | 建物出火数 件 | 建物焼損 坪 | 建物1件 当り焼損 坪 | 同 指 数 | 左 数 |
|--------------------|------------|-----------|-------------------|-------------|--------|
| 昭 和 | 32 年 | 2,057 | 18,952 | 9.2 | 32 |
| | 31 " | 2,223 | 21,991 | 9.9 | 34 |
| | 30 " | 2,048 | 20,649 | 10.1 | 35 |
| | 29 " | 1,866 | 22,566 | 12.1 | 42 |
| | 28 " | 1,790 | 18,473 | 10.3 | 36 |
| 5ヶ年平均 | 1,997 | 20,526 | 10.3 | 36 | |
| 四級都市以外の市の 5ヶ年平均 | 15,448 | 325,242 | 21.0 | 72 | |
| 町村の5ヶ年平均 | 6,472 | 346,698 | 53.6 | 185 | |
| 全国の5ヶ年平均 | 23,917 | 692,466 | 29.0 | 100 | |

注 四級都市は、横浜市、名古屋市、札幌市、函館市、宇都宮市、鎌倉市の7都市である。

なお四級都市は全国平均の三五・五パーセントで六大都市の三七・六パーセントより少ない損害で火災を防ぎよくしている。
要するに四級都市は、他の市町村より総合的にすぐれた消防力を有し、逐年整備されつつあることの現われである。

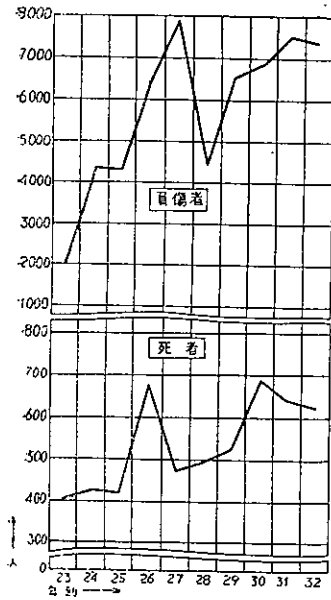
次に四級都市の各都市ごとの火災損害を年別に比較してみると第四図の通り、なかには札幌市のように不安定な変

は、その他の市町村より著しく低い。
5 四級都市の平均損害は、その他の市町村に比して低く、六大都市の平均よりも少ない。かつ年々漸減傾向にある。

五 死 傷 者

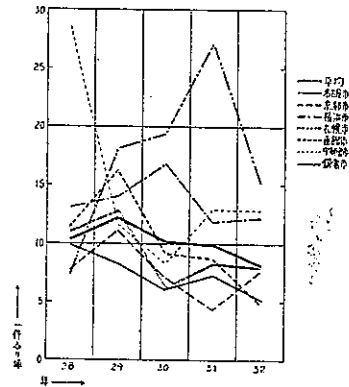
昭和三二年の火災のために生じた死者は、六二六名、負傷者は七、三二二名でこれを前年に比較すると死者は二・五パーセント、負傷者は二・六パーセントの減少を示した。しかし昭和二三年以降の推移は第五図の通り大勢は増

第5図 死傷者数



化をたどる都市もあるが、おおむね理想的傾向を示している。

第4図 四級都市別累年比較 (建物火災1件当り焼損坪数)



以上、火災の物的損害について述べたが、これを要約すると、

- 1 時価により算定された名目損害額は上昇傾向にあるが、昭和三二年で下向を示した。また日銀卸売物価総合指数で補正した実質損害額では多少の増減はあるがおおむね下向傾向にある。
- 2 一件当り損害額は漸減傾向にある。
- 3 建物焼損面積は大火の影響もあるが、おおむね減少し、ことに建物火災一件当り焼損面積にあつては、あきらかに理想的な漸減傾向にある。
- 4 出火件数が多く、出火率が高い六大都市の平均損害

加の傾向を辿り、昭和三二年は昭和二三年に比し、死者において五三・八パーセント、負傷者において二五七・四パーセントの著しい増加である。

また、昭和二三年に対する昭和三二年の出火件数の増率は一〇三・五パーセントであるのに死傷者数の増率は二二三・六パーセントで出火件数の増加率をはるかにしている。このことは、火災現場における消防機関の人命救助活動に対する軽視の結果ではないにしても、これが救助活動に一層の努力が要求される。

では、いかなる種類の火災に死傷者が多いのであろうか。第六図は、昭和二八年から昭和三二年までの五カ年間の平均を火災別に示したものであるが、死傷者のほとんどは建物火災によるもので、全体の約九〇パーセント以上を占め、その他の火災による死傷者は一〇パーセントにも満たない。

またこのような多数の死傷者はどのような人達であるか最近の四カ年平均から調べてみると第一一表の通り死者では建物内に居た者が全体の八三・六パーセント(五一九人)で最高を示し、負傷者で消防団員の三四・三パーセント(一一、四二二人)が最も多い。

では建物内に居た死者を火元建物の構造別に調べてみると第一一表の二に示す通り、昭和三二年ではバラック造六二・八パーセント(三二八人)、木造(本建築)三一・四

第 11 表 消防吏・団員及びその他別死傷者

| 年次 区分 | 年次 | | | | 平均 | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 | 死者数 | 割合% |
| 消防吏員 | 5 | 9 | 4 | 8 | 7 | 1.1 |
| " 団員 | 12 | 28 | 29 | 27 | 24 | 3.8 |
| 室内にいた者 | 398 | 595 | 562 | 522 | 519 | 83.6 |
| 応 援 者 | 10 | 9 | 7 | 10 | 9 | 1.4 |
| そ の 他 | 100 | 53 | 38 | 59 | 62 | 10.1 |
| 計 | 525 | 694 | 640 | 626 | 621 | 100 |

| 年次 区分 | 年次 | | | | 平均 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| | 29年 | 30年 | 31年 | 32年 | 負傷者数 | 割合% |
| 消防吏員 | 988 | 863 | 781 | 1,071 | 926 | 13.2 |
| " 団員 | 2,238 | 2,364 | 2,544 | 2,504 | 2,412 | 34.3 |
| 室内にいた者 | 1,786 | 2,188 | 2,483 | 2,422 | 2,220 | 31.6 |
| 応 援 者 | 605 | 736 | 812 | 708 | 715 | 10.2 |
| そ の 他 | 1,113 | 613 | 684 | 608 | 755 | 10.7 |
| 計 | 6,523 | 6,764 | 7,511 | 7,313 | 7,028 | 100 |

第 11 表の2 火元建物構造別死者数及び焼死率

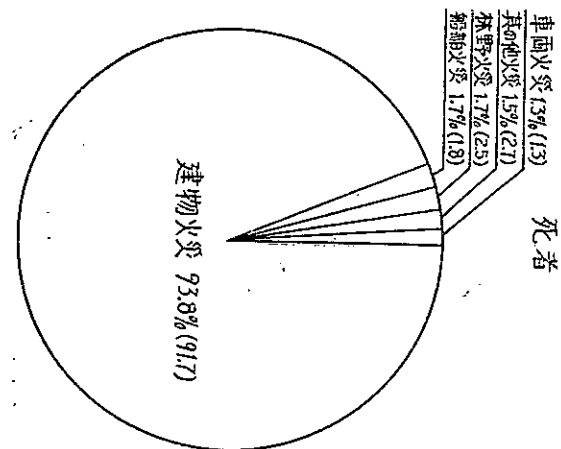
| 構 造 別 | 死 者 数 | | | 平 均 | | |
|----------|-------|-------|-------|------------|-------------|-----------------|
| | 昭和30年 | 昭和31年 | 昭和32年 | 死者数 | 割合% | 建物火災1,000件当り死者数 |
| 木造(バラック) | 398 | 381 | 328 | 369 (62.8) | 65.8 (22.1) | 25.7 |
| 木造(本建築) | 153 | 129 | 164 | 149 (31.4) | 26.6 (18.7) | 17.2 |
| 耐火造 | 34 | 25 | 17 | 25 (3.3) | 4.4 (8.7) | 15.2 |
| 耐火造 | 3 | 16 | 8 | 9 (1.5) | 1.6 (17.9) | 21.0 |
| 不明 | 10 | 11 | 5 | 9 (1.0) | 1.6 (46.7) | 62.9 |
| 計 | 598 | 562 | 522 | 561 | 100 | — |

注 平均欄中の () 内の数字は昭和32年のものを示す。

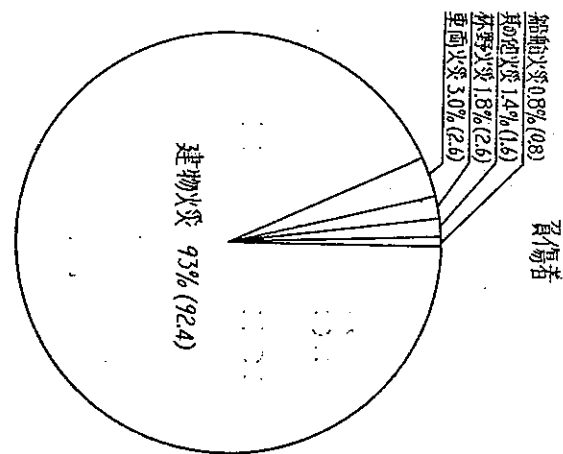
(三四人)である。このように木造建物からは非常に多く

パーセント(一六四人)で火の廻りの早いいわゆる木造建物から出火した火災によるものが九四・二パーセント(四九二人)を占めている。これに対して非木造建物から出火した火災によるものは防火造三・三パーセント(一七人)、耐火造一・五パーセント(八人)計四・八パーセント(二五人)、そのほか不明が一・〇パーセント(五人)となつて

第 6 図 最近5カ年間平均の火災別死傷者の割合



注 () 内は昭和32年の割合を示す



第12表 出火原因

| 出火原因年次 | 昭和29年~昭和32年 平均 | 32 | 31 | 30 | 29 | 出火原因 | 昭和23年~昭和28年 平均 |
|--------|-------------------|---------------|--------|--------|--------|------|-------------------|
| ろんこ | (10.3) 3,228 | (10.1) 3,505 | 3,616 | 3,051 | 2,741 | 煙突 | (10.9) 2,251 |
| たばこ | (8.1) 2,550 | (8.8) 3,058 | 2,558 | 2,416 | 2,168 | 焚火 | (7.7) 1,578 |
| 煙突 | (7.4) 2,329 | (6.9) 2,384 | 2,484 | 2,215 | 2,234 | 漏電 | (7.5) 1,543 |
| 煙道 | (5.8) 1,817 | (6.0) 2,092 | 1,791 | 1,737 | 1,649 | 弄火 | (7.0) 1,435 |
| 火 | (4.8) 1,507 | (5.3) 1,839 | 1,543 | 1,497 | 1,149 | たばこ | (6.9) 1,420 |
| 火機 | (4.4) 1,371 | (4.2) 1,442 | 1,567 | 1,355 | 1,120 | 油引火 | (6.5) 1,346 |
| 内燃機 | (4.3) 1,351 | (4.9) 1,687 | 1,293 | 1,333 | 1,091 | かまど | (6.1) 1,265 |
| 放火 | (4.2) 1,322 | (3.7) 1,297 | 1,349 | 1,314 | 1,327 | 取灰 | (6.1) 1,261 |
| 火の疑い | (4.1) 1,291 | (4.2) 1,443 | 1,493 | 1,200 | 1,028 | こたつ | (5.1) 1,043 |
| 火の疑い | (3.7) 1,169 | (4.2) 1,458 | 1,243 | 1,035 | 938 | 電熱器 | (2.5) 525 |
| かまどを | (57.0) 17,935 | (58.3) 20,205 | 18,937 | 17,153 | 15,445 | 計 | (663) 13,667 |
| かまどを | (100) 31,445 | (100) 34,650 | 33,312 | 29,947 | 27,870 | 出火件数 | (100) 20,621 |

注 1) この表は、各年の10大原因である。ただし昭和23年から昭和28年までは、平均値により10原因を抽出した。
 2) ()内は、総出火件数の平均値に対する割合である。
 3) 昭和29年に調査基準が改正されたため、昭和23年から昭和28年、昭和29年から昭和32年の二つのグループに分類した。

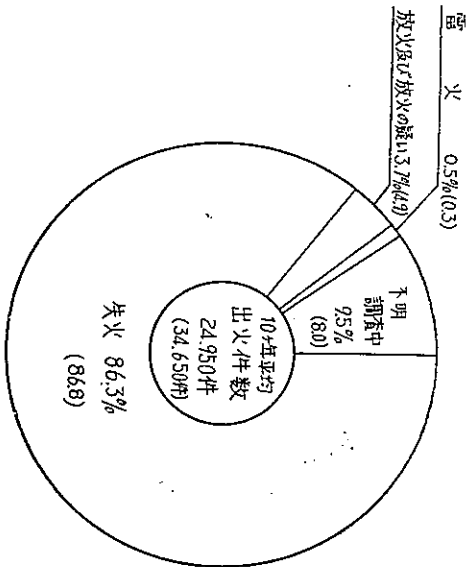
六 出火原因

出火原因の中には種々複雑な原因がある。これを大別すると、火の不始末、設備の不良など人の不注意、怠慢にもとづくいわゆる失火と、雷火、放火のような失火以外のものに分けることができる。これを昭和二三年から昭和三二

の死者が出ているのである。がしかしこれを構造別出火件数一、〇〇〇件当り死者数を算出してみると、昭和二三年バラック造二二、一人、木造一八・七人、防火造八、七人、耐火造一七、九人となり、また三カ年平均においてもバラック造二五、七人、木造一七、二人、防火造一五、二人、耐火造二一、〇人となり、木造建物火災による焼死率が必ずしも高いとはいえないのである。むしろ耐火構造からの火災の方が死者の出る割合が高いことを示している。これは、耐火建物は主として高層建築であり、不完全燃焼をするため、一酸化炭素の滞留が多く、逃げ場を失うかまたガス中毒死する危険性が高い理由によるものと考えられる。また木造建物にあつても火の廻りが早いために逃げ遅れにより焼死するとかガス中毒死するものである。

今までの死者を出した火災が示すように結局は建物の構造、設備の欠陥が主なる理由である。避難用階段または避難用器具等の避難設備の完備が強く要望されるのである。以上火災損害を人的、物的両面から現況と傾向をのべたのであるが、火災損害低減のための方策は、四級都市が示す通り結局総合的な消防力の強化であるといえる。

第7図 最近10年間の平均火災原因 (昭和23年~昭和32年)



次に、統計にあらわれた各年の出火原因別 (総合) 件数の多いものから順に一〇原因を抽出すると第一二表に示す

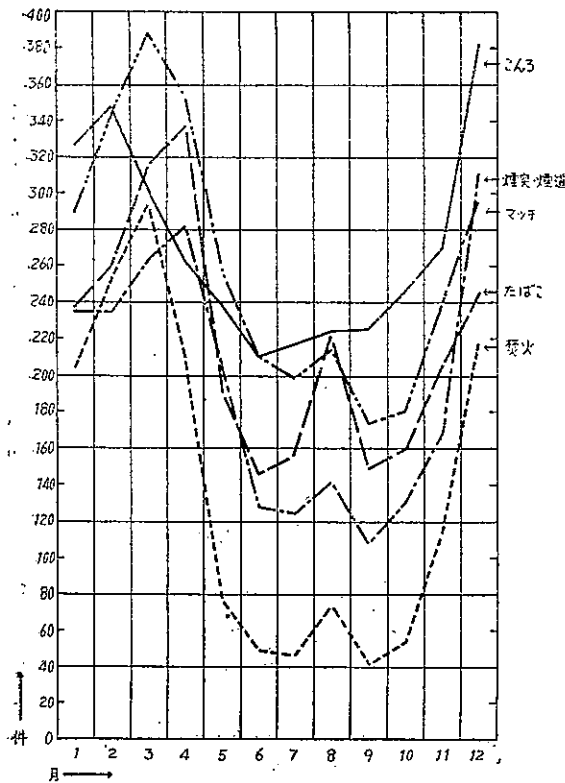
ように年間火災の約六〇パーセントはこの一〇原因で占められている。

昭和二三年から昭和二八年までの六年間は「煙突」が代表的なものであつたが、昭和二九年以降は順位に変更をきたして、「煙突」に変わり「こんろ」が毎年のトップ原因になつた。この中には、電気、ガス、油、炭、薪、石炭等を燃料とするすべての「こんろ」が含まれ、その他これらの「こんろの火の粉」によるものも包含している。

「こんろ」「たばこ」「煙突・煙道」「弄火」は昭和二九年以降毎年同順位を続けトップ・グループにある。平均六位の内燃機関は主として車両火災の原因である。平均六位の内燃機関は主として車両火災の原因である。平均六位の内燃機関は主として車両火災の原因である。

ここに掲げた一〇原因は、内燃機関、放火、放火の疑いを除いていざれも、主として一般家庭の日常生活における不注意あるいは設備の欠陥に基因する火災原因である。したがつて、理論的にはすべての人が日常の火の取扱いに対する注意を完全にさえたならば我が国の火災は激減するであろうが、現実には出火件数は年々増加している。このことは火に対する注意のみでは火災の完全防止は不可能であることを意味している。いにかえるならば如何に火の用心をしてまたそれだけでは、人口増、産業の発達等の理由から、火災は増加することを意味する。したがつて、これが対策としては、個々には建物の不燃化、防火設備を完備し、消防機関にあつてはその消防力を充実し、体勢の強化を

第8図 月別出火原因(発火源)



注 1) この表は、昭和29年から昭和32年の4年間の平均である。
 2) 出火原因(発火源)総合から平均値の多い順に5つを抽出した。

りながら、なおこのような季
 一年中同じような取扱いで
 影響が大きいことは当然であ
 るとしても、たばこのように
 述べて総出火件数の季節別の
 周期性に一致している。
 この五原因のうちで、こん
 る、煙突、焚火等は季節による
 各原因ともいわゆる火災期
 に多く非火災期に少なく先に
 出し、月別に調べてみると第
 八図の通りである。

査中を除いた八七パーセントは失火である。
 この経過を小分類から具体的にのべれば、第一三表の通
 りである。放火、放火の疑いを除けば、すべて日常生活に
 密接な関係を有するもので経過からみて火災の約五〇パー
 セントは、この一〇原因で占められている。四年間の平均
 から最高は「火の粉が遠くへ飛火する」である。この中に
 は、こんろ、かまど、焚火からの飛火、煙突または汽車の
 飛火、火入れの火の粉、固体衝撃摩擦による火花等が含ま

れる。これが経過からみたトップ原因であることは注目さ
 れる。
 また、子供の火遊びが三位にある。弄火で発火源となる
 もののうち、特に代表的なものは「マッチ」によるもの
 で、これは弄火の七六・一パーセントを占め、ついで焚火
 が六・〇パーセント、火花が一・八パーセントである。
 最近化学、物理部門の研究は著しい進歩をみせ、人類の
 夢にもまた影響して危険な火
 の取扱いが増加していること
 は否定し得ない。

行つて、発生する火災を最少限度に防禦するべきであらう。
 次に如何なる経過によつて火災になつたかを昭和二九年
 から昭和三二年までの四年間の平均により調べてみると次
 のようになる。
 イ、使用方法が不良に基く(使用を誤る、調整が悪い、
 放置する等) 七、〇七三件 二二・五パーセント
 ロ、火源あるいは着火物が運動により接触する(転倒落
 下、飛火接触等) 六、一一一件 一九・五パーセント
 ハ、熱的原因で発火する(再燃、余熱、摩擦、輻射、伝導
 等) 四、九七五件 一五・八パーセント
 ニ、放火、放火の疑い、弄火 三、二二七件 一〇・一パーセント
 ホ、電気的原因で発熱する(漏電、短結、混触、過負荷、
 スパーク等) 二、三七六件 七・六パーセント
 ヘ、化学的原因で発火する(爆発、引火、自然発火等)
 ト、機械器具の材質や構造の不良に基く(破損、故障等)
 チ、主に交通機関に起る事故(衝突、墜落、逆火等)
 リ、天災地変による(地震、落雷) 一四一件 〇・五パーセント
 ス、不明、調査中 二、五八七件 八・二パーセント
 この経過のうちで不可抗力といえるのは、ニ、放火、放
 火の疑い、天災地変の四・八パーセントで残りの不明調

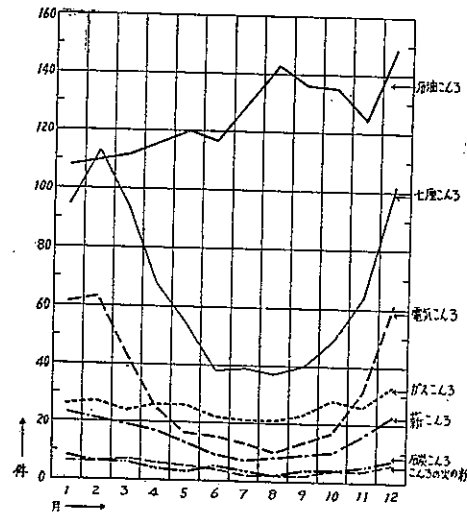
第13表 出火原因(経過の小分類)

| 出火原因 (経過・小分類) | 年次 | | 合 計 | 昭和32年 | 31 | 30 | 29 |
|--|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平均 | 割合 | | | | | |
| 火の粉が遠くへ飛火する | 2,302 | 7.3 | 9,207 | 2,595 | 2,398 | 2,158 | 2,056 |
| 不適当な所に捨ておく | 2,143 | 6.8 | 8,573 | 2,693 | 2,254 | 1,947 | 1,679 |
| 弄 火 | 1,815 | 5.8 | 7,261 | 2,092 | 1,791 | 1,729 | 1,649 |
| 放 置 する 忘 れ る | 1,797 | 5.7 | 7,187 | 1,885 | 1,883 | 1,829 | 1,590 |
| 消した筈のものが再燃する | 1,502 | 4.8 | 6,007 | 1,619 | 1,527 | 1,421 | 1,440 |
| 引 火 す る | 1,454 | 4.6 | 5,817 | 1,731 | 1,643 | 1,288 | 1,155 |
| 残火の処置不充分 (使用時のままの位置にあ るもの) | 1,411 | 4.5 | 5,643 | 1,521 | 1,468 | 1,347 | 1,307 |
| 放火及び放火の疑い | 1,351 | 4.3 | 5,404 | 1,687 | 1,293 | 1,333 | 1,091 |
| 伝 導 過 熱 す る (煙突等で所定の熱遮断を していたものについて) | 1,090 | 3.5 | 4,362 | 1,086 | 1,206 | 1,072 | 998 |
| 余 熱 で 発 火 す る | 808 | 2.6 | 3,233 | 861 | 868 | 740 | 764 |

注 この表は出火原因(経過)の小分類から各年の最も多いものから順に10原因を抽出したものである。

節的变化が認められることは、やはり気象的条件が大きく影響していることを示すものであろう。

第8図の2
こ

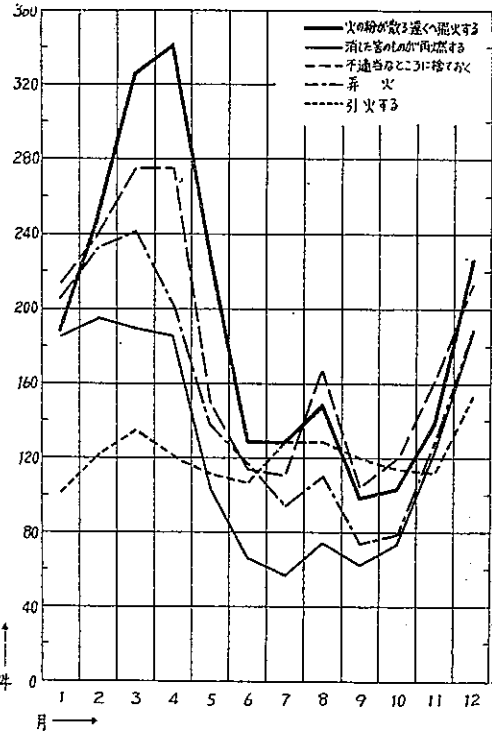


注 この表は、第8図五大原因(発火源)中のこころを細分したものである。

また、こころは件数の多い月と少ない月と差が他の原因に比較して小さい。これはこころ中に各種のこころがあり、それぞれの特徴を持つているためである。こころみに各こころ別の月別推移を示せば第八図の二の通り、引火性の石油燃料を用いるこころは気温の高い八月が非常に高くなっている。一二月のピークは、暮のあわただしさと共に火の使用度の増大のためであろう。

次に経過の月別変化を第九図に示した。各原因とも同傾

第9図 月別出火原因(経過)



注 1) この表は昭和29年から昭和32年までの4年間の平均である。
2) 出火原因(経過)の分類から平均値の多い順に5つを抽出した。ただし弄火は月別原因(用火源)に入れたため除いた。

常に小さかつたためである。

第一にあげられる理由は都市形態の不備であろう。第二の理由は弱少な消防力。第三の理由は気象的悪条件である。もちろん第三の理由だけでは大火は発生しないが、もし、これらの三つの条件が組合つた場合に出火したならばその火災は、当然にといつてもよいほど大火となるのであるが、わが国では、そうした事実が余りにも多いことから、火災国といわれているのである。

このようにして発生した大火は昭和二十二年から昭和三十三年までに二八件を数え、平均すると毎年二、三件が発生し

向をたどるうちで、油関係の「引火する」原因のみは前記の石油こころの月別傾向と同様に特異な傾向を有している。

油そのもののもつ性質上、気温には影響されるとしても湿度には余り左右されないことを示すものであろう。以上出火原因について述べたが、要するに火災原因の大半は失火である。人の注意力には限界があるとすれば、それに対応する消防力の充実により火災損害の軽減を図ることが今後の課題ではなからうか。

七 大火

ここで大火とは建物の焼損面積が一万坪を超えたものをいう。火災はその勢力の及ぶ範囲内にあるすべての物を消滅しようとする。これを人為的に阻止しようとする力がいわゆる消防力であるが、この場合、火災の燃焼力が消防力に優先するとき、火災はその規模を拡大し、大火に発展するのである。要するに大火はその火災が発生した時、そこに集中された消防力を超えて火力を発揮するとき起るものである。

わが国は火災損害の多い国であるといわれているが、これはその絶対額が多いという意味ではなく、大火あるいは大火に次ぐような大規模の火災が非常に多いことを指すものである。なぜこのように大きな火災が多く発生するの

た勘定になる。このように毎年多数の大火が発生させた国は世界中どこにもない。この二八件の大火損害は一件当りの死傷者三〇〇入り災世帯数一、一五八世帯数、焼損むね数一二四一むね、建物焼損面積三万五、〇〇九坪、損害額三七億一、二三五万七、〇〇〇円(日銀卸売物価総合指数による修正損害額)の損害となつている。

この大火損害の年間損害に占める割合は第一四表の通り極めて大きい。昭和二十三年及び昭和三十三年の割合が他に比し少ないのは、大火の発生数も少なく、しかもその規模が非

次にこれを月別にみると、四月、五月各八件、一二月三件、九月二件で一月を除いた各月は一件づつ発生しているが、四、五両月だけで一六件全体の五七パーセントを占めているのを見ると、この頃をいわゆる大火期節というのも当然といえよう。このことから春期はさきに挙げた気象的悪条件が都市形態の火災に対する弱体、弱少な消防力に拍車をかけてその欠陥を露呈させて、結果として大火を頻発させるといのがわが国の現状であることがわかる。しかし大火が一月を除き、少ないながらも各月に分散発生して

第 14 表 年間損害に占める大火損害の割合

| 年 別 | 大火の数 | 損害額% | 建物焼損面積 | 負傷者% | 世帯数% |
|-------|------|------|--------|------|------|
| 昭和21年 | 4 | 51.8 | 8.1 | 6.1 | 9.6 |
| 22 | 5 | 29.3 | 18.2 | 0.4 | 19.7 |
| 23 | 1 | 2.3 | 1.4 | 0.1 | 1.4 |
| 24 | 3 | 10.6 | 12.4 | 20.6 | 12.0 |
| 25 | 3 | 32.7 | 11.0 | 69.6 | 13.5 |
| 26 | 2 | 16.5 | 4.6 | 8.7 | 5.1 |
| 27 | 1 | 50.0 | 19.1 | 50.6 | 9.6 |
| 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 29 | 1 | 28.3 | 13.9 | 8.4 | 12.3 |
| 30 | 3 | 29.1 | 14.2 | 4.4 | 9.8 |
| 31 | 4 | 34.3 | 22.0 | 6.8 | 12.7 |
| 32 | 1 | 1.4 | 1.7 | 7.1 | 1.1 |

いる事実をみると、大火は季節の如何を問わず条件により起り得る可能性があるといふことはできる。

ここで注目すべきは、いずれの大火も、その当時の気象条件は、そのほとんどが平均一〇メートルから二〇メートルという烈風下で最悪の条件下に発生しており、また、いずれも消防力の弱少な、都市構成の不完全な中小都市あるいは町村に限られていることである。

ようするに、わが国の中小都市や町村の実体は、社会条件または気象条件等からみても常に大火危険にさらされて

いるのである。

気象条件は、わが国の地理的立地条件による自然現象であるため多少の変動はあつても全く変化してしまふことがないとするならば、社会条件、いわゆる都市の構成特に建築構造、消防体勢の整備強化により、大火危険の防止を図らねばならない。

大火による損害は前記の如く非常に大きいが若し、過去における二八件の大火が無かつたとしたら、各年の火災損害はどのように変化していただろう。

こころみに、各年間損害から当該年の大火損害を控除して比較すれば第一五表の通りである。

これを見てもわかるとおり仮りに大火を撲滅することが出来たとしてみても、現状において六〇万坪以上の建物焼損面積と、二五〇億円以上の損害額を生じていることは、火災国たる所以ではなからうか。

火災の発生を防止し合せて火災損害を軽減させるための恒久的な総合対策が急速に要望されるのである。

八 建物火災

わが国の建物火災は例年総出火件数の約七〇パーセントから八〇パーセントを占め、その損害は、人的損害並びに物的損害額共に年間損害の約九〇パーセント以上に達している。これはわが国の建物が主として火災に対して著しく抵抗力の弱い木造建物であることの原因とするものである。

第 15 表 年間損害から大火損害を控除した損害

| 年 別 | 全火災損害 | | | | 大火損害 | | | | A | | | | B | | | |
|-------|-----------|--------------|-----------|------------|---------|------------|---------|--------------|-----------|------------|--------|--------------|------------|-------|--------|--------------|
| | 建物焼損面積 | 建物火災一件当り焼損面積 | 総損害額 | 修正総損害額 | 建物焼損面積 | 大火損害額 | 建物焼損面積 | 建物火災一件当り焼損面積 | 損害額 | 修正損害額 | 建物焼損面積 | 建物火災一件当り焼損面積 | 損害額 | 修正損害額 | 建物焼損面積 | 建物火災一件当り焼損面積 |
| 昭和21年 | 1,070,886 | 74.1 | 3,333,057 | 75,680,394 | 87,671 | 174,964 | 983,215 | 68.0 | 3,158,093 | 71,688,711 | 68.0 | 3,158,093 | 71,688,711 | 4,958 | 3,253 | 2,219 |
| 22 | 1,179,238 | 74.2 | 3,323,769 | 654,249 | 210,152 | 2,919,791 | 969,086 | 60.0 | 7,944,403 | 61,171,903 | 60.0 | 7,944,403 | 61,171,903 | 3,253 | 2,219 | 2,219 |
| 23 | 773,239 | 52.0 | 1,133,323 | 769,388 | 10,850 | 300,000 | 762,389 | 50.5 | 1,133,323 | 769,388 | 50.5 | 1,133,323 | 769,388 | 2,219 | 2,219 | 2,219 |
| 24 | 918,899 | 56.0 | 1,633,997 | 306,488 | 113,305 | 3,859,957 | 805,594 | 49.3 | 1,633,997 | 306,488 | 49.3 | 1,633,997 | 306,488 | 2,219 | 2,219 | 2,219 |
| 25 | 692,952 | 42.0 | 1,612,812 | 1,853,322 | 75,098 | 7,126,847 | 617,854 | 37.1 | 1,612,812 | 1,853,322 | 37.1 | 1,612,812 | 1,853,322 | 1,145 | 1,145 | 1,145 |
| 26 | 717,752 | 40.0 | 1,772,228 | 1,512,450 | 33,553 | 3,704,292 | 684,199 | 37.1 | 1,772,228 | 1,512,450 | 37.1 | 1,772,228 | 1,512,450 | 960 | 960 | 960 |
| 27 | 713,109 | 39.0 | 1,833,613 | 883,422 | 136,150 | 1,932,326 | 576,959 | 31.4 | 1,833,613 | 883,422 | 31.4 | 1,833,613 | 883,422 | 961 | 961 | 961 |
| 28 | 656,912 | 30.9 | 2,124,255 | 833,226 | 0 | 0 | 656,912 | 26.5 | 2,124,255 | 833,226 | 26.5 | 2,124,255 | 833,226 | 1,039 | 1,039 | 1,039 |
| 29 | 697,422 | 30.8 | 2,255,859 | 786,361 | 97,367 | 9,314,110 | 600,055 | 26.5 | 2,255,859 | 786,361 | 26.5 | 2,255,859 | 786,361 | 929 | 929 | 929 |
| 30 | 670,029 | 28.2 | 2,381,859 | 417,350 | 95,515 | 9,303,601 | 574,514 | 24.2 | 2,381,859 | 417,350 | 24.2 | 2,381,859 | 417,350 | 829 | 829 | 829 |
| 31 | 803,310 | 31.1 | 2,537,128 | 320,371 | 177,085 | 12,810,809 | 626,225 | 24.3 | 2,537,128 | 320,371 | 24.3 | 2,537,128 | 320,371 | 730 | 730 | 730 |
| 32 | 634,658 | 24.3 | 2,626,251 | 287,261 | 10,992 | 360,000 | 623,666 | 23.8 | 2,626,251 | 287,261 | 23.8 | 2,626,251 | 287,261 | 747 | 747 | 747 |

- 注 1) 修正損害額は、昭和32年を基準年次として日銀調査物価総合指数により修正したものである。
- 2) 建物火災一件当り焼損面積は、その年の建物火災件数をもつて求めた数値である。ただし、昭和21年の建物火災件数は不明のため総件数を用いた。
- 3) 1件当り修正損害額は、その年の総件数によつた。

第16表 昭和21年以降の大火記録

| 出火場所 | 出火年月日 及び時刻 | 死者 数 | 負傷 者数 | 災り 世帯数 | 災り 人員数 | 災焼 損 むね数 | 焼損面積 ㎡ | 損害 額 千円 | 出火原因 | 出火当時の気象状況 | | | | |
|----------|---------------------|---------|----------|-----------|-----------|----------------|-----------|---------------|-------------------------|-----------|--------|----------|------------------|------|
| | | | | | | | | | | 天 候 | 風 位 | 平均 風速 | 最大相対 風速 湿度 | |
| 福島県田島町 | 21年5月20日 1時30分 | — | 31 | 455 | 2,412 | 515 | 13,570 | 56,990 | ソツナの火が 油に引火 | 晴 小雷 | 西 | 3.3 | 11.3 | 7.7 |
| 新潟県村松町 | 21年5月8日 18時30分 | 2 | 59 | 1,208 | 4,000 | 1,337 | 40,979 | 16,541 | 煙突の火の粉 油に引火 | 晴 | S | 8 | 15 | 50 |
| 飯田市 | 21年7月15日 12時15分 | — | 4 | 185 | 850 | 198 | 10,000 | 20,000 | 勝手煙突の 過熱 | 晴 | S | 4 | 12 | 39 |
| 青森県五所川原町 | 21年11月23日 19時40分 | — | 9 | 716 | 4,654 | 594 | 23,122 | 81,433 | 煙草の吸殻 過熱 | 曇 曇 | N | 10 | 15 | 49 |
| 新潟県西津町 | 22年4月17日 15時40分 | — | — | 435 | 1,868 | 315 | 17,517 | 100,000 | 煙突の過熱 | 晴 | S | 4 | 15 | 不明 |
| 飯田市 | 22年4月20日 11時48分 | — | — | 4,010 | 17,771 | 3,742 | 146,056 | 1,500,000 | 煙突の火の粉 | 晴 | W | 5.5 | 13 | 33 |
| 那珂湊市 | 22年4月25日 17時20分 | — | 6 | 1,210 | 6,080 | 1,508 | 24,379 | 150,000 | 煙突の火の粉 | 晴 | N | 4.3 | 11.7 | 64.2 |
| 北海道三笠町 | 22年5月16日 10時20分 | 2 | 4 | 977 | 5,081 | 488 | 12,200 | 1,060,891 | 煙突の過熱 | 晴 | S | 13 | 20 | 42 |
| 宮崎市 | 22年12月7日 5時10分 | — | — | 130 | 684 | 65 | 10,000 | 108,900 | 煙突の過熱 | 晴 | N | 1.8 | 4.3 | 59 |
| 北海道喜茂別村 | 23年5月11日 2時5分 | 1 | 2 | 317 | 969 | 183 | 10,850 | 300,000 | ストーブの不 始末 | 晴 | E | 3 | 12 | 64 |
| 能代市 | 24年2月20日 0時30分 | 3 | 874 | 2,239 | 8,790 | 2,237 | 63,761 | 2,182,487 | ストーブ残火 の不始末 | 晴 | N | 15.7 | 15.7 | 59 |
| 北海道古平町 | 24年5月10日 11時30分 | 2 | 3 | 521 | 不明 | 721 | 31,295 | 1,119,050 | かまぼこ工場 のストーブの 不始末 | 不明 | S | 15 | 30 | 30 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|----|--------|-------|--------|-------|---------|------------|-----------------|---------|----|------|------|----|
| 山梨県谷村町 | 24年5月13日 2時30分 | — | 17 | 339 | 1,586 | 313 | 18,249 | 558,420 | ストーブの過 熱 | 晴 曇 | W | 13 | 14.3 | 54 |
| 熱海 | 25年4月13日 17時23分 | — | 978 | 1,461 | 5,808 | 979 | 30,635 | 5,467,169 | チャイリザ ソフ引火 | 曇 | S | 15 | 20 | 55 |
| 長野県上松町 | 25年5月13日 23時50分 | — | 153 | 619 | 2,797 | 678 | 25,758 | 801,870 | ストーブの残 火の不始末 | 晴 | N | 10 | 15 | 26 |
| 秋田県鷹巣町 | 25年6月1日 21時40分 | — | 242 | 705 | 3,400 | 599 | 18,705 | 857,808 | 灰灰の不始末 | 晴 | N | 10 | 10 | 74 |
| 山形県温海町 | 26年4月24日 23時頃 | — | 226 | 314 | 1,583 | 376 | 13,674 | 1,517,292 | 不明 | 晴 | W | 13 | 15 | 66 |
| 松阪市 | 26年12月16日 22時30分 | — | 195 | 737 | 3,565 | 1,155 | 19,879 | 2,187,000 | たばこの吸殻 | 晴 | WW | 7.1 | 12 | 48 |
| 鳥取市 | 27年4月17日 15時ごろ | — | 33,905 | 5,287 | 20,451 | 7,240 | 136,150 | 19,326,390 | 機関車の残火 | 曇 | S | 10.8 | 22.5 | 28 |
| 北海道岩内町 | 29年9月26日 20時20分 | 33 | 551 | 3,399 | 17,223 | 3,298 | 97,367 | 9,314,110 | 火鉢の残火の 飛火 | 曇 | S | 21.7 | 53 | 82 |
| 大館市 | 30年5月3日 13時25分 | 1 | 23 | 221 | 1,115 | 345 | 11,618 | 710,572 | 不明 | 晴 | E | 13 | 13 | 39 |
| 新潟市 | 30年10月1日 2時50分 | 1 | 275 | 1,193 | 5,901 | 892 | 64,985 | 6,987,069 | 電 雷 | 曇 | WW | 20.2 | 33.6 | 59 |
| 名瀬市 | 30年12月3日 4時50分 | — | — | 1,452 | 5,845 | 1,365 | 18,912 | 1,605,960 | たばこの吸殻 | 晴 | N | 5.4 | 8 | 52 |
| 能代市 | 31年3月20日 22時50分 | — | 19 | 1,263 | 6,087 | 1,475 | 54,222 | 2,016,380 | 七厘ころろ | 曇 | NE | 14.5 | 21.7 | 61 |
| 福井県芦原町 | 31年4月23日 6時40分 | 1 | 349 | 348 | 1,653 | 737 | 21,969 | 5,088,258 | こたつ | 曇 | S | 14.8 | 25 | 50 |
| 大館市 | 31年8月18日 23時45分 | — | 16 | 770 | 4,323 | 1,344 | 47,571 | 4,022,041 | たばこ | 曇 | S | 8.7 | 12.2 | 87 |
| 魚津市 | 31年9月10日 19時45分 | 5 | 170 | 1,597 | 7,078 | 1,677 | 53,323 | 1,541,130 | 調査中 | 曇 | S | 9.3 | 17 | 53 |
| 新潟分水町 | 32年4月2日 1時00分 | — | 176 | 304 | 1,315 | 378 | 10,992 | 360,000 | 煙 突 | 曇 小曇 | S | 7.4 | — | 82 |

昭和三年の建物火災は、二万六、一七〇件であった。これは全火災件数中七五・六パーセントを占め、前年に比較すると一・四パーセント（三五六件）の増加である。

これに伴う損害は、建物焼損面積六三万四、六五八坪で前年に比し二二・〇パーセント（一六万八、六五二坪）減、損害額は全火災損害額中八九・六パーセント（二三五億二、〇〇〇万円）で前年に比し三三・九パーセント（二二〇億四、四〇〇万円）減、死傷者は九二・三パーセント（七、三三〇人）で前年に比し三・八パーセント（二九二人）減といずれも著しい減少を示した。これは前説した通り大火が少なかったことによるものである。

次に本年の建物焼損面積と、本年中に着工された建物面積とを対比してみると、次の如く着工建物面積の四・八一セントを焼失した計算になる。また最近の四年間平均では六・一パーセントの焼失率となつてゐる。

| | | | |
|-------------|------------|------------|------------|
| 昭和三年 | 昭和元年 | 昭和三年まで | 四年間平均 |
| 着工建物面積 | 一、三三万二、六二坪 | 一、二五万七、六五坪 | 一、三三万二、六二坪 |
| 火災による建物焼損面積 | 六三万四、六五坪 | 七十一、三五坪 | 六三万四、六五坪 |
| 割合 | 四・八% | 六・二坪 | 四・八% |

また、建物焼損面積と損害額とを、それぞれ一戸当りの建築坪数を十五坪及び、坪当り建築費四万円として住宅戸数に換算すると、四万数千戸の住宅が建設されることにな

る。これは、政府が毎年行つてゐる住宅対策事業の昭和三二年度住宅建設計画のうち公営住宅にかかる四万六、〇〇〇戸に匹敵するのである。

このように人の不注意に基づく火災のために莫大な損害が発生し、わが国の住宅事情をなお一層困難にしているのである。

しかも火災損害は、統計上にあらわれた人的、物的損害のみではなく、なお多くの派生的な損害を招来している。

1 都道府県別建物火災一件当り焼損坪数及び同月別一件当り焼損坪数

昭和三年の建物火災一件当り焼損坪数の全国平均は二四、三坪で昨年の三一・一坪より六・八坪（二一・七パーセント）の減少である。

これを府県別にみると第一〇図のように平均値より著しく高い県は秋田でその数値は七八・五坪である。秋田県は、昭和二十八年以来、新潟市大火のあつた昭和三十年を除いてはこの数値は常に最高にあつた。同県消防関係者の奮起が望まれる。次いで大火のあつた新潟県で五五・八坪、三位は青森の五四・六坪となつてゐる。反対に低かつたのは六大都市を含む東京、愛知、京都の各都府県で、最も低いのは東京都の一〇・二坪である。最高の秋田県は東京都の七・八倍である。また昭和二八年から昭和三二年までの五年間平均においても、秋田県は、一四七・七坪で最高を示し、東京都は一〇・二坪で最低である。

このことは、管内に比較的消防体制が整つてゐる市町村

第10図 都道府県別建物火災1件当り焼損面積（昭和32年）

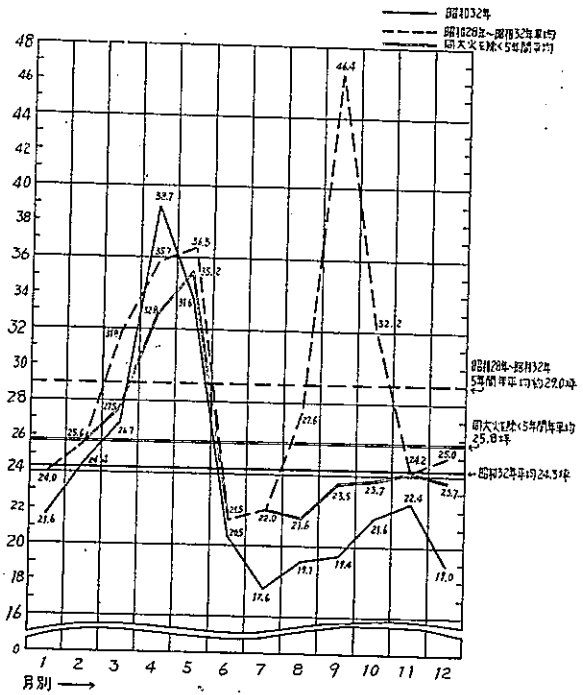


第17表 用途別件数累年比較表

| 区 分 | 昭和32年 | | 昭和31年 | | 昭和30年 | | 昭和29年 | | 平 均 | |
|-----------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 件数 | 割合% | 件数 | 割合% | 件数 | 割合% | 件数 | 割合% | 件数 | 割合% |
| 計 | 26,170 | 100 | 25,814 | 100 | 23,769 | 100 | 22,618 | 100 | 24,593 | 100 |
| 合 事 務 | 501 | 1.9 | 578 | 2.2 | 462 | 1.9 | 478 | 2.1 | 505 | 2.1 |
| 店 所 舖 場 | 1,956 | 7.5 | 1,920 | 7.4 | 2,021 | 8.5 | 1,822 | 8.1 | 1,930 | 7.8 |
| 工 作 業 場 場 | 3,105 | 11.8 | 2,826 | 10.9 | 2,663 | 11.2 | 2,596 | 11.5 | 2,798 | 11.4 |
| 倉 庫 庫 舎 | 1,683 | 6.4 | 1,707 | 6.6 | 1,624 | 6.8 | 1,498 | 6.6 | 1,628 | 6.6 |
| 養 畜 舎 | 1,226 | 4.7 | 1,284 | 5.0 | 1,117 | 4.7 | 962 | 4.3 | 1,147 | 4.7 |
| 専 用 建 築 物 | 147 | 0.6 | 142 | 0.6 | 123 | 0.5 | 143 | 0.6 | 139 | 0.6 |
| 附 属 建 築 物 | 650 | 2.5 | 614 | 2.4 | 513 | 2.2 | 527 | 2.3 | 576 | 2.3 |
| 居 住 明 | 1,780 | 6.8 | 1,852 | 7.3 | 1,620 | 6.9 | 1,512 | 6.7 | 1,691 | 6.9 |
| 不 明 | 2,934 | 11.2 | 2,817 | 10.9 | 2,599 | 10.9 | 2,581 | 11.4 | 2,733 | 11.0 |
| 居 住 明 | 12,084 | 46.2 | 12,074 | 46.7 | 10,877 | 45.8 | 10,175 | 45.0 | 11,302 | 46.0 |
| 不 明 | 104 | 0.4 | — | — | 150 | 0.6 | 324 | 1.4 | 144 | 0.6 |

が多いか、または地勢、気象若しくは延焼危険度の小さい府県が平均値の低いことを示している。
次に建物一件当り焼損面積を月別にみると第一一図のように昭和三二年は上半期が二三、七坪、下半期一九、九坪で前者は後者の一、四倍である。ことに四月は新潟県分水町の大火、五月は秋田県神岡町及び北海道下川町の大火につぐ火災の影響を受けてそれぞれ三八、七坪三一、六坪と

第 11 図
月別建物火災1件当り焼損面積



高くなっている。この両月は前説した通りいわゆる火災期でもあり、下半期よりも規模の大きい火災が比較的多かつたためである。また昭和二八年から昭和三二年までの五ヶ年各月平均でみると九月に四六、四坪と大きなピークのあることが目立っている。これは昭和三二年魚津市、昭和二九年北海道若内町の両大火の影響によるものである。このように八月、九月、一〇月の各月はそれぞれ大火の影響を受けて高くなっている。では昭和二八年以降の九つの大火を除いて五ヶ年平均を算出してみると同図の月別グラフの(複線)の如く、八月二七、六坪が二二、〇坪に九月四六、四坪が二三、五坪に、十月三二、二坪が二三、七坪に下り、同じく年平均では下半期平均二九、五坪が二三、〇坪と大火を含む同期の平均より著しく少ない平均値を示す。また上半期は二七、八坪で大火を含む同期の平均二九、二坪と大きな差はみられない。これは前述の通り火災期でもあり、火災規模の大きいことを示している。

2 建物火災用途別(火元むね)

建物の直接的な使われ方いわゆる用途別の火災発生状況

をみると第一七表の通り、昭和三二年は居住(生活の本拠とするもの)が最も多く、全建物火災の半数に近い四六・二パーセントを占め、また最近四ヶ年平均においても四六・〇パーセントを占めている。これはわが国の用途別建物中、何といても居住用建物数が圧倒的に多いことから考えて当然といえよう。
次は工場からの出火である。昭和三二年は建物火災件数中一一・八パーセントで、四ヶ年平均は一一・四パーセントである。三位は附属建築物の一・二パーセントとなっている。

では各用途別の年別傾向はどのようなようになっているか。建物火災中に占める用途別件数の割合は、それぞれの横ばいの傾向であるが、件数では各用途ともに増加をみせている。昭和二九年を基準として昭和三二年の最も著しい増加率を示すものは

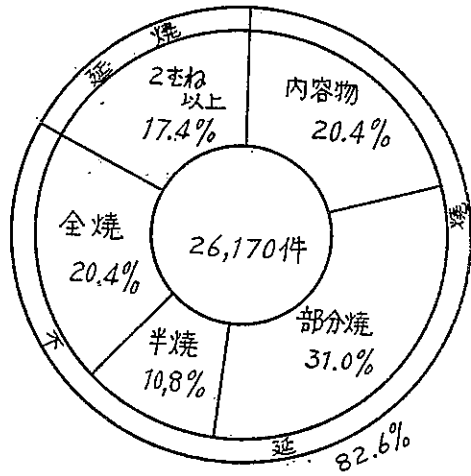
| | |
|-------|------------|
| 倉 庫 | 二七・四パーセント増 |
| 養 畜 舎 | 二三・三パーセント〃 |
| 工 場 | 一九・六パーセント〃 |
| 居 住 | 一八・八パーセント〃 |
| 専用建築物 | 一七・七パーセント〃 |

である。
一般家庭においては勿論のこと、工場内あるいは特殊建物内では警火心に対するより、一層の努力が必要である。

3 建物火災構造別

最近わが国の建物構造は、一部においては耐火または防

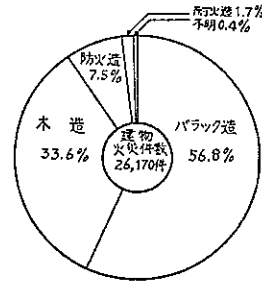
第 14 図
建物火災焼損程度



4 焼物火災焼損程度

り災建物の焼損程度が火元むねのみにとどまつたものを「不延焼火災」、一むね以上にわたつたものを「延焼火災」としてその割合をみると第一四図のとおり不延焼火災は全体の八二・六パーセントを占め、残り一七・四パーセントが延焼火災となっている。不延焼火災では、部分焼（いわゆるほや程度のもの）が全体の三一・〇パーセントで最も多く次いで一むね全焼及び内容物のみの火災がそれぞれ二〇・四パーセント、半焼一〇・八パーセントとなつてい

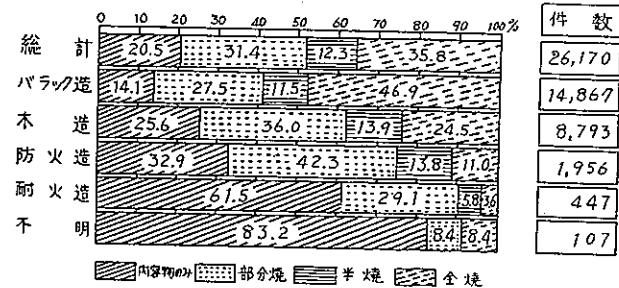
第 12 図
建物構造別出火件数



火糧造として着々不燃化への道を歩みつつあるが、大部分は未だに燃え易い木造建物から成り立っている。したがって毎年火災損害の程度に著しい影響を与えている。昭和三年の建物火災件数を建物（火元むね）構造別に調べてみると第一二図のとおりパラック造が最も多く五六・八パーセント（一万四、八六七件）、次に木造三三・六パーセント（八、七九三件）、防火造七・五パーセント（二、九五六件）、耐火造一・七パーセント（四四七件）の順となつている。このうち一般に木造といわれるパラック造と木造を合せると全体の九〇・四パーセント（二万三、六六〇件）に達する。しかしこのことは、わが国の全建物に対する木造建物の割合から洞察するならば必ずしも木造建物からの出火危険が高いとはいえないがたい。

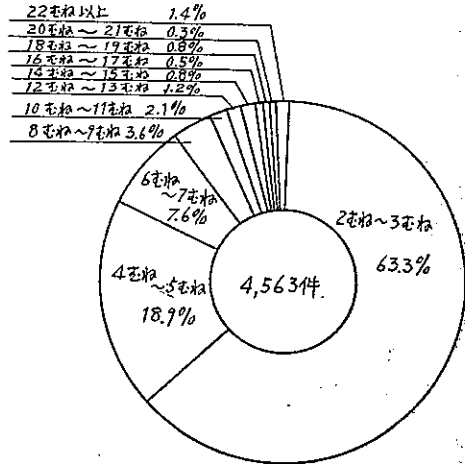
次にこの構造別から出火した火災が如何なる焼損状態を表わすものであろうか。第一三図に示す通り各構造別の全

第 13 図
火元むねの構造別焼損程度



焼割合は、パラック造四六・九パーセントで最も高く、次いで木造の二四・五パーセント、防火造一・〇パーセント、耐火造三・六パーセントと燃え易い木造建物の全焼率が著しい。このことはすなわち木造建物にあつては延焼危険が大きく、したがつて火災規模をより拡大するということを示すものである。

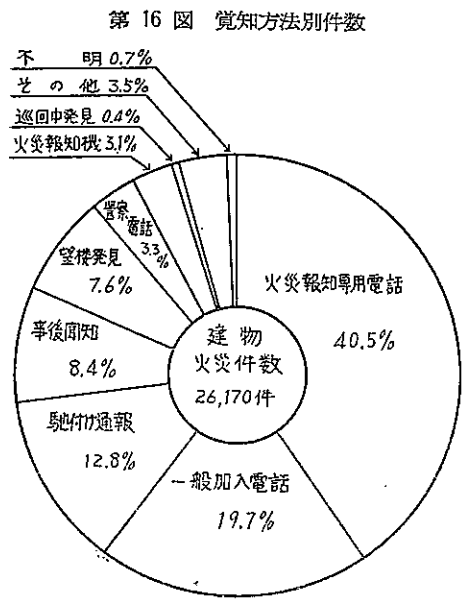
第 15 図
延焼火災焼損むね別



またわが国の火災損害の大部分を占めるとみられる延焼火災四、五六三件について、焼損むね別に調べてみると第一五図の通り二むねから三むねのものが六三・三パーセント、四むねから五むね一八・九パーセント、六むねから七むね七・六パーセントとむね数の増加にしたがつてその割合は減少している。火災による全焼むね数二万九〇九むねのうち約七四パーセントの一五五、五六一むねはこの僅かな延焼火災により焼損している。建物火災中に占める延焼火災は、このようにわずかであるが、その損害は、わが国の火災損害を左右しているのである。

5 建物火災覚知（通報）方法別

火災損害を軽減するために、火災を早期発見し、これを消防機関に速かに通報し、火災の初期的段階においてこれを阻止することである。ことに全焼率の高い木造建物が建ちならぶわが国においてはこの早期発見と早期通報の初期消火の迅速が要請されるのである。
この意味において消防機関の火災覚知の遅速如何は火災の損害に大きく影響があることになる。
まず消防機関が如何なる方法によってそれらの火災を覚

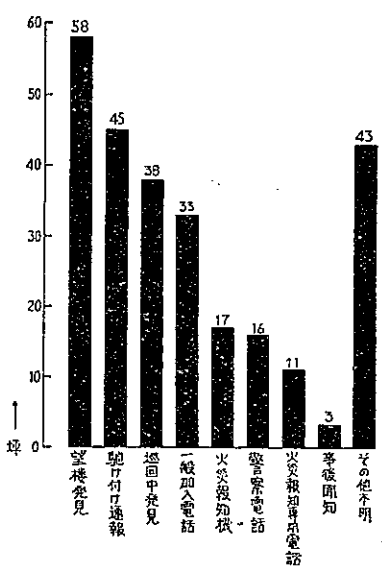


知したかを昭和三二年の建物火災について調べてみると第一六図の通りである。これを常識的に通信施設を利用したものと大別すると次のようになる。

- 通信施設によるもの（火災報知機、火災報知専用電話（二一九番）、一般加入電話、警察電話）
 - 六六・六パーセント（二万七、四二六件）
- 通信施設によらないもの（駆け付け通報、望楼発見、巡回中発見）
 - 二〇・八パーセント（五、四三八件）

事後周知（これは火災鎮火後消防機関が知つたもの）
八・四パーセント（二、二〇〇件）
その他、不明 四・二パーセント（一、一〇六件）
すなわち、通信施設によるものが六六・六パーセントを占めその数においては断然他を圧してはいるが、望楼発見、駆け付け等通信施設によらないものが二〇・八パーセントも占めているというところはこれら施設の不備乃至は国民の早期通報に対する理解が十分でないことを示すものであろう。では、このような覚知方法の違いは火災損害の上にとどのような影響を与えるかを調べてみると第一七図の通りである。すなわち望楼発見によるものが一番大きく五八坪、ついで駆け付け通報四五坪、巡回中発見三八坪、一般加入電話三三坪、火災報知機一七坪、警察電話一六坪、火災報知専用電話一一坪、事後周知三坪の順となり、明らかに通信施設によるものの被害が小さい。これを前記のように通信施設によつたものとよらないものとに大

第 17 図 覚知方法別建物火災 1 件当り焼損面積



別して比べてみると前者は一件平均一八坪、後者は同じく四九坪となり、通信施設による通報の効果的事実を認めることができる。

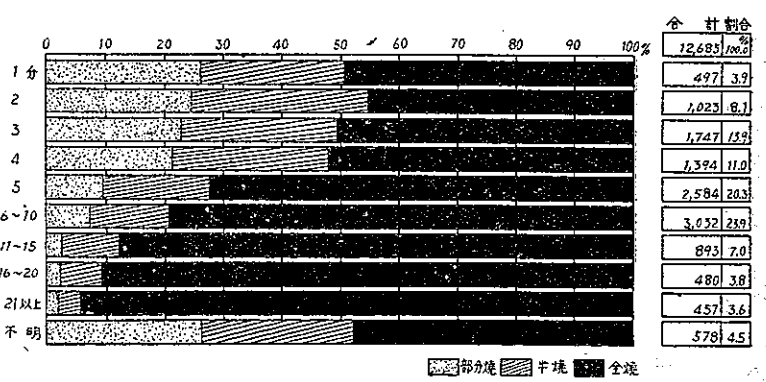
今年の新潟県分水町の大火は駆け付け通報であった。大火を撲滅し、火災損害の減少を図るには、国民全体が火災の早期発見と早期通報の重要性を理解して通報施設の充実を図るとともに、初期消火の体制を確立することが必要であらう。

6 建物火災放水開始時間別

延焼を阻止し、火災損害を軽減するためには早期発見と通報が必要であることは前項で述べたのであるが、同時に消防機関の適切な消火活動が伴わなければならないことはいうまでもない。

第 18 図

覚知～放水開始時間別火元むね焼損度



第一八図は火元むねの焼損程度を消防機関の覚知から放水開始までに要した時間ごとに、実際に消防隊が火掛りし

た一万二、六八五件について示したものである。もちろん、出火建物の構造、規模、出火から発見、通報までの時分その他により一様に論ずるわけにはいかぬがここでは覚知後についてのみを考えることにする。

覚知後一分以内に放水開始したものは全焼四九・一パーセント、半焼二四・七パーセント、部分焼二六・二パーセントとなり、これに反して二分以上のものは全焼九四・三パーセント、半焼三・七パーセント、部分焼二〇・〇パーセントとなり、放水開始が遅れるにしたがつて全焼率が高くなっている。このように放水開始の遅速如何が火災規模に大きく影響している。

次に放水開始時間別にみた建物火災件数を市部と郡部とに分けて比較すると第一九図の通りである。四分以内に放水したものは、市部では四八・九パーセント(三、八五二件)に対し、郡部は、一六・六パーセント(八〇九件)となつている。また五分以上は市部四六・三パーセント、郡部七九・〇パーセントである。このことは市部に、覚知即自動体勢をもつ消防本部(署)いわゆる常設機関が多く、郡部のほとんどは非常消防団だけという差がこうした結果をもたらしているものであらう。

しかし、市部においても五分以上がなお四六パーセントを占めているのである。これは郡部と同じように、いわゆる消防力の弱体な中小都市が多いことを示すものである。

一般的に「火災は最初の五分間」が大切であるといわれ

が開始されることが、また火災損害軽減のためには必要である。

消防本部を置く地域と消防団単独地域の建物火災
わが国の市町村数は昭和三年四月一日現在三、八六六(市五〇〇、町一、九一八、村一、四四八)、これに対し消防本部数は四〇六でこの設置市町村数は市三四六(全市数の六九・二パーセント)町七四(全町数の四・〇パーセント)である。この合計人口は四、八二七、七六三人で全人口の五四・一パーセントを占める。また消防本部を設置していないいわゆる消防団単独地域の市は一五四(全市数の三〇・八パーセント)町一、八四四(全町数の九六・〇パーセント)(村一、四四八(一〇〇パーセント)でその合計人口は四、一〇〇、四七六人(四五・九パーセント)である。

では第一八表に基きこの消防本部の活動対象地域(A地区)と消防団単独地域(B地区)の建物火災損害を比較してみよう。

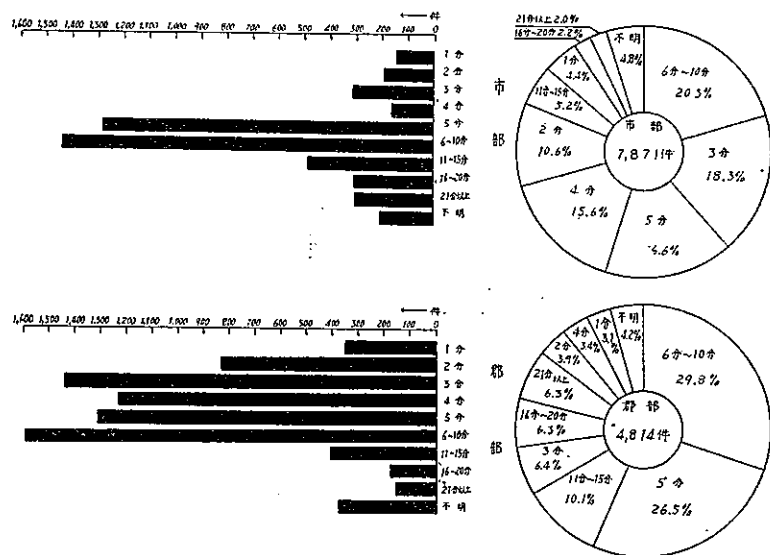
出火件数A地区二万四件七六・四パーセント、B地区六、一六六件二三・六パーセントとなり、この出火率はA地区四・一、B地区一・五でA地区はB地区の二・七倍の高率を示している。このため焼損面積、損害額いずれもA地区が多くなっている。しかし、一件当り焼損面積と一件当り損害額においては、A地区一五・九坪、六五万円に対しB地区五一・三坪、一七〇万、〇〇〇円でB地区はそれぞれ三・二倍(一件当り坪数)二・六倍(一件当り損害

第18表 消防本部設置地域と消防団単独地域の火災損害

| 区 分 | | 消防本部設置地域 (A) | 消防団単独地域 (B) |
|----------------|---|-----------------------|--|
| 市、町、村 | 数 | 市346(69.2%)、町74(4.0%) | 市154(30.8%)、町1,844(96.0%)、村1,448(100%) |
| 人口(人) | | 48,270,763(54.1%) | 41,004,766(45.9%) |
| 出火件数(件) | | 20,004(76.4%) | 6,166(23.6%) |
| 焼損面積(坪) | | 318,179(50.1%) | 316,479(49.9%) |
| 損害額(千円) | | 13,003,247(55.3%) | 10,519,275(44.7%) |
| 人口10,000人当り出火率 | | 4.1 | 1.5 |
| 火災1件当り焼損面積(坪) | | 15.9 | 51.3(49.5) |
| 火災1件当り損害額(千円) | | 650 | 1,706(1,701) |

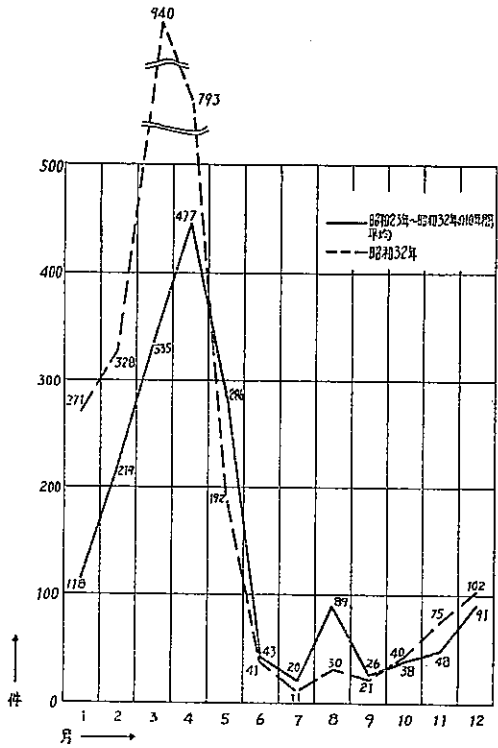
注 焼損面積、損害額的一件当りの()内は新潟県分水町の大火を除いた数値である。

第19図 覚知～放水開始時間別市郡別建物火災件数比較



る。覚知から消防開始時間別の焼損程度が示すように少なくとも五分以内には機動力を有する消防機関等の消火作業

第20図 月別林野火災件数



| 年次 | 件数 | 対前年増減数 | 対前年増減率 | 指数 |
|-------|-----|--------|--------|-----|
| 昭和三年一 | 九三三 | — | — | 一〇〇 |
| 昭和四年一 | 三三四 | △五八九 | △三〇・六 | 六九 |
| 昭和五年一 | 一六一 | △一七三 | △一三・〇 | 六〇 |
| 昭和六年一 | 五八二 | 四二一 | 三六・三 | 八二 |
| 昭和七年一 | 五〇一 | △八一 | △五・一 | 七八 |
| 昭和八年一 | 七二六 | 二二五 | 一五・〇 | 九〇 |
| 昭和九年一 | 五七九 | △一四七 | △八・五 | 八二 |

昭和三〇年一、八四〇、二六二、二六・五、一九六
 昭和三一年二、一〇九、二六九、一四・六、二一〇
 昭和三二年二、八四四、七三五、三四・九、一四八

対前年増減数では昭和二四、二五、二七、二九の各年は減少しているが大勢的にはおおむね増加の傾向をたどっている。昭和二三年の指数を一〇〇とすると、昭和三〇年までは、それより小さい数値を示してきたが、昭和三一年からは、それを上回る数値を示した。

このような推移する林野火災の月別件数の傾向をみると第二〇図の通りである。これは過去一〇カ年の平均と昭和三二年の数値を示したものであるが、

林野火災の月別変化の烈しさがうかがわれる。すなわち林野火災の八〇パーセント以上は上半期に集中しことに三月四月に大きなピークを示している。これは、元来、林野火災は気象的条件、特に湿度が最も関係するものであつて、この頃は一年中で最も湿度の低い時で、しかも樹木は、芽吹かず枯木、枯葉の時気で、加うるに林野内における火の取扱いが多くなるためである。

このような林野火災の原因はどのようなか。第一九表は昭和二九年から昭和三二年まで四年間の出

額)と高い平均値を示している。

以上のように消防本部の設置されている地域は消防団単独地域よりもすぐれた効果を上げてることが明らかである。しかし、消防本部設置地域の火災損害が消防団単独地域の火災損害より少ないとはいえず、前者の火災危険の大きいことを考えるならばより一層その地域に内在する危険度に対応する現状以上の消防力の充実を図らなければならない。

以上建物火災について述べたのであるが、これを要約するならば次の通りである。

- 1 建物火災件数中居住からの出火件数が四六・二パーセントで約半数を占める。ことは、建物の性質上当然としても、工場建物火災が一・八パーセントと漸増していることは注目されねばならない。
- 2 建物構造別の全焼率はブラック造四六・九パーセント、木造(本建築)二四・五パーセント、防火造一〇・〇パーセント、耐火造三・六パーセントである。
- 3 建物火災中延焼火災は一七・四パーセントで火災による全焼むね数のうち約七四パーセントがこの延焼火災によるもので火災の損害額を決定している。
- 4 通信施設によつて通報された火災は一件当り一八坪の損害であるが通信施設によらないものは四九坪(前者の二・七倍)となつている。また、駆け付け通報、望接発見、事後通知の件数が比較的多い。
- 5 放水開始時間別の火元むね全焼割合は一分以内のもの

の四九・一パーセントに対し二一分以上のものは九四・三パーセントと放水開始の遅速は、火災損害に大きく影響している。

6 消防本部設置地域は消防団単独地域より出火率は高いが、建物火災一件当り損害は反対に低い。

九、林野火災

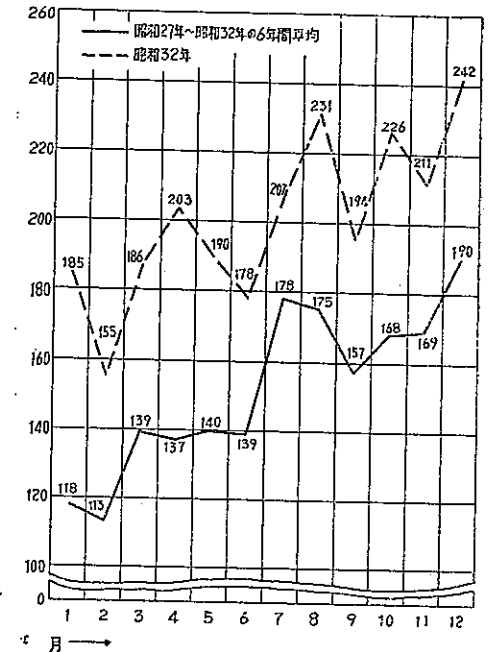
昭和三二年の林野火災は、二、八四四件でその焼失面積は四、九五五万五、六六一坪(一万六、五一九町歩)、損害額は一六億九、三三二万五、〇〇〇円である。

この一件当り焼失面積は一万七、四二五坪、同損害額は五九万五、四〇三円に及んでいる。これを前年に比較すると、出火件数では三四・九パーセント焼損面積八・一パーセント損害額九〇・三パーセントと急激な増加を示した。この年の主な林野火災を上げると

- 1 三月二日和歌山県日置川町、汽車の煙突の火の粉から出火、五三万四、四〇〇坪焼失、六億一、三二六万七、〇〇〇円の損害
- 2 三月二日宮崎県串間市、焚火の火の粉の飛火により出火、一五〇万坪焼失、二億円の損害
- 3 三月三十一日大分県宇田村、火の粉の飛火より出火、三六万坪焼失、五、四八〇万円の損害

山林火災は一度発生すると非常な勢いで延焼し、その時の気象条件に最も影響されて幾日間も広範囲な地域に亘つ

第21圖 月別車両火災件数



たがって、その出火原因は、機関の過熱あるいは電氣的スパークまたはマッチ・たばこの火等がガソリンに引火することによるものが多い。

一 一 むすび

以上わが国の火災の現況と傾向を述べたのであるがこれを要約すると次の通りである。

- 1 出火件数及び出火率は年々増加している。
- 2 人的損害は増加し、物的損害は大勢的には遞減傾向にある。また火災一件当り損害額及び建物火災一件当り焼損面積は減少している。

だけで過半数の五三・六パーセントを占めていることは車両は多くの人命をあずかる輸送機関である。災を防止して交通安全の実を上げる火が必要である。災を防止しなくてもよい。

次に車両火災の原因を最近四年間について示せば第二一表の通りである。内燃機関及び配線に集中しているが、複兩ことに自動車はガソリンを燃料とし、これに配するに車雑な電気配線等がなされている関係上当然といえよう。し

六〇万坪以上の建物と、二五〇億円以上の損害を伴っている。

要するに火災の出火原因は、社会生活に深く関係している以上、文化が進展するにつれてますます複雑となり、これが調査は困難を極めるであろうし、出火件数は、人口の増加、産業の発達につれてますます増加するであろう。

わが国の消防力

既に火災の項で述べたように、火災の出火件数は年々増加の一途をたどっている。現代のように社会文化が発達してくると、それに伴って自然火を使用する機会が増加し、必然的に火災もそれと共に増加の傾向を示して行くことは止むをえないことであろう。してみると、その必然的に増加すると考えられる火災について、当然帰結する問題点は、それによる被害の軽減を如何に図るか、ということにある。

そこでとりあげられるものが、この消防力である。火災の減少は只単に消防力のみでなく、いわゆる火災予防という点も大きくとりあげて考えられなくてはならないところであるが、例年述べられているように、人間の注意力にも限界があり、その効果も算出するというように具体的に効果を期待することは不可能なことであるし、また予防行政も行政自体に内在する限界点がある。そのような観点から火災による被害の減少をはかるにはまず消防力の充実とい

- 3 出火率は大都市に高く町村に低い、また一件平均損害は町村に多く都市は少ない。とくに消防力の充実した都市（四級都市）は損害が軽微である。
- 4 火災は冬期及び春期に多く、夏期及び秋期に少ない。
- 5 昭和三二年は幸いにして小規模の大火が一件のみであつたが、過去一二年間に二八件、一年平均二、三件の発生数は多すぎる。
- 6 現況において、大火が発生しなかつたとしても年間

うことが最も先決の問題であると考えられる。そこで、その消防力を人的消防力、物的消防力の面から見て検討を加えてみよう。

一 消防職員及び団員

消防職員及び消防団員の数は市町村条例によつて定められてはいるが、この数が、市町村合併によつて大きく変わってきた。それは町村が合併して消防団数の減少に伴つて団員の減少をみたことである。

第1表 全国消防本部、署、団数及び職員団員数

| | 昭和32年4月1日 | 昭和31年4月1日 |
|--------|-----------|-----------|
| 消防本部 | 406 | 383 |
| 署 | 488 | 465 |
| 消防団 | 4,481 | 5,332 |
| 消防団常備部 | 107 | 101 |
| 職員 | 32,629 | 31,861 |
| 団員 | 1,737,408 | 1,830,222 |
| 常備部 | 1,092 | 1,112 |

の減少をみたことであり、それに反して市の増加による消防本部、署の増加である。第一表に示すとおり、消防本部、署数は昭和三二年に比し、夫々二三本部二三署も増加し、職員数も七六八人の増となつている。これに比して団の方は、団、八五一、団員九二、八一四人の減となつており、このことを如実に物語っている。

これらの消防職、団員の定数については、常設消防力の基準、消防団の

第2表 消防勢力比較

| | 昭和28年4月1日現在 | 昭和32年4月1日現在 |
|--|-------------|-------------|
| 消防機関 | | |
| 消防本部 | 314 | 406 |
| 消防防署 | 407 | 488 |
| 消防団常備部 | 10,073 | 4,481 |
| 消防器具 | 113 | 107 |
| 消防ポンプ自動車 | 7,542 | 9,843 |
| 水そう付ポンプ自動車 | 747 | 1,000 |
| 自動三輪ポンプ | 1,885 | 2,830 |
| 手動動力ポンプ | 19,049 | 19,670 |
| 可搬用ポンプ | 7,402 | 28,185 |
| その他消防車 | 51,855 | 27,784 |
| 救急の他 | 382 | 432 |
| 救急の他 | 34 | 30 |
| 救急の他 | 93 | 100 |
| ホース(2 ¹ / ₂) | 1,363 | 1,485 |
| ホース(腕用) | 328,105 | 546,279 |
| 水利通報施設 | 221,389 | 122,456 |
| 消防栓 | 200,838 | 289,934 |
| 消防水そう(40m ³ 以上) | 3,320 | 3,666 |
| "(20m ³ ~40m ³) | 50,804 | 59,629 |
| 井戸(40m ³ 以上) | 92,581 | 85,854 |
| "(20m ³ ~40m ³) | 18,251 | 15,848 |
| 火災報知機(受信機) | 120,515 | 90,852 |
| "(発信機) | 115 | 154 |
| 望楼(常に見張りのいるもの) | 4,479 | 7,623 |
| "(臨時的に使用するもの) | 619 | 640 |
| 火の見梯子 | 5,708 | 4,831 |
| 消防機関にある火災専用電話 | 49,567 | 51,389 |
| "加入電話 | 540 | 626 |
| "警察電話 | 9,457 | 3,935 |
| "消防専用電話 | 2,092 | 948 |
| " | 2,715 | 7,018 |

消防力の充実こそ最も急務であることを世論が確認したと
もいえる。が、惜しむらくは昭和三二年中に、直ちにこ
れが実現を見るに至らなかつたことは残念であつた。しか
し昭和三三年度において消防施設国庫補助が五億五千万円

と前年に比し一億五千万円の増額を見たことは、この答申
がはずかつて大いに力があつたものとみるべきだろう。
さらにここで、これらの消防施設について性能の面から
これを検討してみると、まず消防車は一三、〇五一台のう

二 消防施設

この消防施設とは、消防庁舎、消防ポンプ、消防水利施設、
消防通信施設等の物的消防力をいうものである。別に消防
財政の項でも述べるが、昭和二八年に消防施設強化促進法
が施行されて、消防施設の充実強化を図るために市町村に
対して補助金を交付している。その昭和二八年から昭和三
二年迄にこれによつて整備されたものは、消防財政の項第
二五表に示すとおりであるが、こうした国の助成によつて、
又あらゆる客観的な状態の要望や市町村の自発的な積極的
改善施策によつて、逐次わが国の消防施設は整備されてき
つつあり、第二表に示すとおり昭和二八年四月一日現在の
消防勢力と昭和三二年四月一日現在のそれとを比較してみ
ると、右の結果をよく知ることができる。市町村合併と共

に大きく機動力が充実してきたことが分り、農山村におけ
る腕用ポンプが減少して、これにかわる可搬動力ポンプ若
しくは手引動力ポンプが増加している。又消防本部数が増
加し、団数が減少してきていることは次第に常設消防の必
要性が痛感されてきたことであり、したがつて近い将来に
おいてすべての市制施行地においては、必ず常設消防を設
置されることが予想される。このような現象はまことに喜
ばしいことであり、いわゆる時代遅れの象徴のような腕用
ポンプは早急に動力ポンプに更新されるべきものである。
しかし、先に述べたように、現在のこの勢力を基準(常
設消防力の基準)〔昭和二四年七月二日付国消発第四十
八号〕「消防団の設備及び運営基準」〔昭和二七年三月一
八日付国消発第三〇号〕に照してみると、決して満足す
べき状態ではない。国家消防本部で策定した消防施設整備
計画によると、前表の現有消防施設において消防ポンプ口
数五〇、六四九口、消防水利一〇、〇二二個(四〇立方
米)、無線通信施設において七、三三六(基地局、移動局
を含む)、火災報知機二二、一四五機(発信機、受信機を
含む)の不足となつており、早急にこれが充実整備は図ら
ねばならない問題であり、後述する消防審議会において
も、これを大きくとりあげ、別掲のとおり審議をして、こ
うしたもの二分の一は国庫において負担すべきであると
答申している。
このように、消防施設国庫負担法ともいふべき問題が審
議会においてとりあげられたことは、消防の現状からして、

ち、三、九二四台約三〇パーセントが一五年以上を経た老朽車でその効率を十分に發揮しない車となつてゐる。年々消防施設の国庫補助によつて四〇〇台内外のものが新設されてはゐるが、この一五年以上の消防車は当然老朽車として廃車される運命にあるものであつてみれば、強化促進法はすなわち老朽車更新法と化し、実際に増加すべき消防車の整備は遅々として進まず、日暮れてなお道遠しの感が深い。殊に、一年を経過すれば、また一四年を経たものが老朽車となるので、現状のままではこの消防車の十分な補強にはこの際抜本的な方途を講じなければ前途遠慮であるといわねばならない。

次に消防水利についてみると、これは一般的に都市及びその周辺地域においては不完全ながらも、ある程度整備されてはゐるが、これが町村にあつては、財政や、消防機関の規模等の関係もあつて、殆どが自然水利に依存している傾向があり、前記の消防ポンプが整備されても、水利の面において徹底を欠くきらいがある。したがつて、往々にしてこうした地域においては、火災の場合水利の不足から、予想以上の火災を起す場合が多いので、今後水利の充実にも十分心しなければならぬのである。

通報施設は、昭和三二年の火災の項目第一七図に示すとおり、望楼発見における焼失面積が最大で、通信施設によつて覚知されたものは、その被害程度が少ない。このことから分るように、通報施設の充実は、火災の被害に大きな影響を及ぼす。火災は最初の一分間という。いわゆる早期といつてよび程である。即ち消防勤務のリズムは教養訓練にのつてゐると極言しても差支えがないであらう。

しかも一度火災が発生せんか、消防活動は戦闘そのものである。その活動は日頃の規律訓練の成果が反射的に作用して来る。訓練の不足によつて、みすみす大きな延焼火災を起すことは消防人の深く反省しなければならぬ所である。

消防職員も団員も市町村の公務員である限り、その教養訓練も本来市町村の担当すべき所であるが、消防事務の性質上、自らが教養機関を設立し得るのは大都市の如く一部の地方公共団体に過ぎない。ここに都道府県と国とが指導機関として登場しなければならぬのである。

中央における教養の現状及び問題

中央に消防機関が発足してここに十年の月日が流れた。この十年間の足跡を回顧すると様々の問題を乗り越え、困難に打ち克ち、その実を着々と挙げて今日見るが如き消防教養の殿堂を築き、消防大学へ今一步という段階に至つた。

開所当時、GHQの指導で草茫々たる武蔵野の一角に雑炊をすすりながら、勉学、訓練にいそしみ、牢獄と間違われるような寮で苦楽をともした頃から、いまや立派な教室、実験室を備え、訓練塔を設置し、食堂も改善し、寮を整備し、その教授内容においても回を重ねる毎に充実されて、消防の教養に必要な種目のあらゆる面を網羅して、そ

発見、初期消火が、火災の被害を極限する最大の眼目であるから、消防機関、消防ポンプが如何に強力であつても、その機能を十分發揮する火災の初期において早期通報が行なわなければ、その効を十分に發揮することはできない。電信、電話、報知機等の通報施設面における充実強化も十分推進されなければならないところである。

最後に全国における市制施行地は昭和三三年六月一日現在において五〇六都市あるが、このうち、消防本部を設置しているところは、先に示したとおり四〇六都市に過ぎない。一般に市制施行地は、その都市の形態からみても、また火災の頻発度、住民数等からみても当然常設の消防機関を要する地域にあると考えられる。万一の事故発生時にいて特に迅速な消防活動を必要とする市街地にあつて、非常勤の消防に万全の効果を期待することは不可能であり、大事を招来する可能性が考えられるので、これらの消防本部未設置市にあつては、早急に設置が要望される場所である。

消防教養

消防の勤務状況は他の地方公務員とは全然違つた姿である。消防の本命とする警防活動は毎日あるわけがなく、普通は待機の姿勢を執つてゐる。その姿勢も単なる待合に終始するものでなく、教養訓練の勤務が大半である。消防団員の勤務はもつと端的にいうなら、教養訓練そのものの

の実績は現在迄に次のような卒業生を送つてゐる。

| | | | |
|-------|------|---------|------|
| 本 科 | 七六〇名 | 事務吏員科 | 一一六名 |
| 火災予防科 | 三八九名 | 自衛消防科 | 一一九名 |
| 機 関 科 | 三一七名 | 刑 務 官 科 | 一五〇名 |
| 研 究 科 | 五〇二名 | 特別専修科 | 一〇三名 |
| 研 修 科 | 九〇名 | 消防団長科 | 三九六名 |
| 特別指導科 | 九四名 | | |

計 三、〇四六名

そしてこれ等の人々が、自治体消防の第一線に幹部として活躍している現状をみると、消防職員、団員、府県吏員の教養が消防の発展に直結してその源動力となつてゐることを如実に痛感するものである。

しかも時代は進み、その文化は高度化され、消防もまた複雑高度化する社会と共にその行政、技術、実務等も複雑高度化されるにいたつてゐる。そしてこの十年間を第一期として揺籃期を終り、今や次のジエネレーションに移つた。すなわち第二期に突入したという感がまことに強いものである。

この時、従来になかつた本科の長期講習を初めて実施した事は実に時代がそうさせるべき問題を底に横たえていたものであり、この事を考察することは、消防講習所の現状をみ、かつ将来を思う時、まさに重要なことなのである。ひるがえつて消防業務をみるに、消防業務は専門化され、そこには特別の技術が各面に亘つて要求せられてゐる。そしてこの技術は、法の運営、火災原因調査、火災の

各種の態様分析、その消火活動の方法論、運用論、火災予防の各分野の活動、機械設備の改善、運用等等、その他各種めぐるしい程多面に亘つて、高度化された専門的なものである。しかもそれらの修得が現実の要請であり、これに加えて人間的にも社会的にも一層成長した立派な識見と人格が更に要請されている。したがつて、教養の多面性と徹底性が両面とも広くかつ深くなるので講習所においては、この要請に応えるべく教養の理想的実現の方向にむかつて、歩一歩と着実な努力を傾注しているのである。

こうした意味において実施されたものが先に述べた本科の長期講習であつて、これはそのまま脱皮発展して消防大 schools 昇格への試金名として連り、かつ昇格の暁の講習の中核体として更に充実をみるべく構想をされているものである。

別稿においても述べるが、この消防大学校への昇格問題も当然消防審議会において審議が行われ、現在その組織機構等について検討がなされている。

こうした昇格問題の根底に横たわるものは、すなわち従来兎角云々され勝ちであつた消防人の素質である。この意味において消防教養施設の充実は中央はもちろん地方を通じて現下の急務であり、現講習所の大学校昇格は全消防人のひとしくしよく望んでいるところであるので、その実現の早急ならんことを切に望むものである。

1 消防教養実施状況
昭和三十三年度の消防講習所の教養実施の概略は次のと

研究科の特色である。

2 研修科(第二期生 二十四名)

自昭和三十三年五月十日至六月二十五日(四十七日間)

消防本部、消防署の次席級の消防司令以上(都道府県吏員でこれに準ずる者を含む)の高級幹部を対象とした講習である。

この講習は本年度第二回目の試みであり、従来の本科講習は司令補以上の中堅幹部、研究科講習は司令長以上の最高幹部であるので、丁度中間の次席級の高級幹部を対象としているところにこの講習は特質を持つていたのであり、講義においても自主的に研修するよう科目を編成し、その内容は、論文作成など各級の疑義或は行政的技術的問題点の追求へと展開させて、真にその資質の向上に寄与するよう計画実施した。残念ながら受講生が少ない憾があつたが、今後の関心が一層この講習に向けられるようのぞむものである。

3 本科(最高課程)(第一期生三十四名)

自昭和三十三年九月十一日至昭和三十三年三月二十日(約六ヶ月半)

消防司令補以上(これに準ずる府県吏員を含む)の中堅幹部を対象とした講習である。

従来の本科講習は約三ヶ月半であつたのを今年よりこれを更に延長して初めて長期(約六ヶ月半)の講習を実施したのである。自然科学(物理、化学、電気、

おりである。

(一) 都道府県吏員を対象とする講習

都道府県吏員は希望する何れの科にも受講できるので、それぞれこれに参加して教養をうけている。特に都道府県吏員のみを対象とした講習は実施しなかつた。地方における配下の教養指導および事務執行の上にも吏員の資質の向上は影響する所が極めて大きいので、一層の関心がのぞましいが、現状は決して満足な状態ではないといえよう。

(二) 消防職員を対象とする講習

1 研究科(第十回生四十二名)

自昭和三十三年八月十九日至八月三十日(十二日間)

消防長、消防署長、学校長、府県消防主務課長等、最高幹部を対象とした講習である。中央における講習は、その内容においては勿論各般問題点についてそれを追求研修することが重要な意義ではあるが、特にこの研究科においては、全国より状況の異なる種々の事柄をお互いに開陳し討議しかつ知友を得る事にも又大いに意義を有するものであるから、この種の講習の効果も倍加されよう。これは各科にも共通にいえる事ではあるが、特に、消防界の最高幹部においてはその意義は極めて大きい。

講習期間は短かくても、内容的には極めて直截な問題点が集中展開されて活潑な研修が行われているのが

建築、機械、水力学、気象学などは基礎よりこれを徹底して勉強し、かつこれらを実際の消防実務に関連させるように努め、実務においては実践、実習、実験などおりませながら指導者にふさわしい実技と素養の育成を図り、一般教養は哲学、倫理学、世界思想史、経済学、政治学、世界史など人間教養、社会教養に極めて意義ある講義を実施している。

又法学関係においては、法学通論より、憲法、行政法、刑法、刑訴、自治法関係、その他消防関係法に至るまで、法の理解より初めて、行政の実際の問題点に至るまでその的確な研修を期して実施した。

又自主研修の時間を多く取り、研修活動、演習(ゼミナール)論文作成など、真に指導者としての実力の涵養をはかつていく。

消防の幹部の教養としてかかる趣旨において長期の講習を実施したのは、初めての事でもあつたので、教科目の編成、講師の選択、時間の配分に至るまで、慎重に企画し、実施したが、この講習は将来消防大学校昇格の際、中核体となるものであつて試金石でもあり、まさに画期的講習と称すべきであらう。

幸いに、非常な好成绩であつたが、地方の幹部消防職員の教養は、長期のこの種の講習を通じて初めて教養が徹底できるとの確信を持つにいたり、消防大学校の早急の実現を得て、長期講習を実施し、教養の徹底を期したいものである。

4 特別専修科(第一回生 七十五名)

自昭和三十三年七月十日至七月十九日(十日間)

危険物化学関係、電気学関係の二科目は消防の実務遂行上重要なのでこの仕事に従事している消防士長以上の職員(府県吏員を含む)を対象とし、現況及び実務について、期間中この二科目についてのみ実施した。

(三) 消防団員を対象とする講習

消防団長科(第十回生 三十七名)

自昭和三十三年七月三十日至八月八日(十日間)

消防団長を対象とした講習で、火災予防、消防戦術、消防管理、消防技術などの諸点について研修を行い、種々討議し、特に火災検討については、極めて熱心に論議がなされ、成果が上つた。

二、地方における教養の現状および諸問題

都道府県および市町村においては、消防教養の重要性と必要性を認めながらも財政上の理由等より、消防訓練機関の施設、内容とも未だ十分ではない。

さきに答申された、消防審議会の消防制度改正要綱の中も「現行制度のもとにおける教養訓練の体制は極めて不十分である。」ことを指適し、都道府県又は五大市に消防学校を設置すべきであると述べられている。したがって制度改正に伴い、教養施設および教養内容も大いに充実強化されてゆくものと信ずるが、その現状は次の通りである。

1 教養施設

消防訓練機関を設置しているのは、三三都道府県および五大市の三八を数え、一三府県は、財政上の事情、その他特別の事情からいままお設置されていない。

東京を始め五大市等においては、施設も比較的充実し、教養訓練の体制も完備されていると思われる。

都道府県においては、施設、陣容が相当整備し、単独で設置されているのは、北海道、宮城、山形、福島、神奈川県、富山、大阪、兵庫、広島、福岡、宮崎の二二都道府県に過ぎない。他の二一県は、職員研修所(一〇)、消防協会(五)、市町村会館(二)、その他(五)との共用施設である。

三八の施設を名称別にみると、学校一六、訓練所一六、講習所四、練習所一、自治研究所一に区分される。

建物以外の施設としては、自動車操縦コース(六)、訓練塔(八)、体育施設等があり、教材の主なるものは、自動車ポンプ、練習車、手引ポンプ、可搬式ポンプ、気象観測器具、救助器具、模型エンジン、模型家屋等で各施設とも備付けている。

これらの訓練機関に配置されている職員総数は四五九名で、その内専任職員一七六名(教官八六、吏員四七、その他四三)、兼任職員二八三名(教官九九、吏員一四九、その他三五)となつている。

然し単独設置以外のところにおいては、その内容も貧弱なものが多く、速かに人的、物的両面の充実強化を急がね

ばならない。それは、市町村の行財政能力によつて著しい水準差の生じている消防力は、特に教養訓練によつて高揚し、平均化されなければならないからである。

2 教養実施状況

地方訓練機関において、昭和三二年度中に実施した教養概況は次の通りである。

(一) 都道府県

(1) 学校教養

都道府県訓練機関は、下級幹部である消防職員および消防団員並びに一般の消防職員および機関担当の消防団員を対象として、学校教養が実施されねばならないが、その対象人員はおおむね次の通りである。

消防職員 二七、七四一名

(一都道府県当り 六〇三名)

内訳 消防士長 四、八二八名

消防士 二二、九一三名

消防団員 三四七、〇二三名

(一都道府県当り 七、五四四名)

内訳 分団長 四一、八二二名

部長 八四、一六三名

班長 一八九、〇三八名

機関員 三三、〇〇〇名

計 三七四、七六四名

(一都道府県当り 八、一四七名)

学校教養は最も効果的であるが、職員については人員不

足から、団員については、経済的補償が適確に行われなため、長期の教養は極めて困難な実情にある。

都道府県警察に要する経費で、「警察教養施設の維持管理および警察学校における教育訓練に要する経費」は警察法第三七条の規定により国庫が支辯している。消防もまた、国民の生命、身体および財産を保護し、社会公共の安全と秩序を維持しなければならない、警察と共通の任務を持ち、その特殊な性格から、当然消防教養に要する経費に對しても、国庫支辯の施策が強く要望されている。

イ 初任教養

初任教養は、新任および採用一年未満の消防士(団員に對しても必要であるが、行われていない)に對して行う基礎的教養で、資質の育成と実務の修習に重点をおき、一三都道府県において、二五回にわたり、五五九名に對して行われた。教養期間は最長一五三日であるが、一回の平均は七五日、人員二二名であつた。

ロ 普通教養

普通教養は、初任教養を終了したか、又はこれと同等以上の資格のある現任の消防職員および消防団員に對して行う教養で、実務と学術技能の修習に重点をおき、一七都道府県において、三〇回にわたり、七三四名(内職員三三四名)に對して行われた。教養期間は最長九九日で、一回の平均は二七日、人員二四名であつた。

ハ 幹部教養

幹部教養は、現に幹部である者、又は昇任試験合格者に

対して行う教養で各級幹部の段階に応じて必要な学術、技能を修得せしめるとともに、部下を指揮監督する能力の養成に重点をおき、一八都道府県において、五二回にわたり、一、六六三名(内職員一三二名)に対して行われた。教養期間は最長二六日で、一回の平均は八日、人員三三名であつた。

ハ 専科教養

専科教養は、現任消防職、団員に対して行う専門の学術、技能に関する教養で火災予防、機関、救急、放水長、通信、操船教養等であるが、機関教養が、最も多く行われている。二の教養は、二五都道府県において、五、六五二名(内職員一、八四六名)に対して行われた。教養期間は最長八〇日で、一回の平均は一日、人員三四名であつた。機関教養の中でも、運転者養成教養は、長期におよび、三〇日乃至六〇日程度であるが、消防団員の希望者も多く、団員の学校教養では最も盛況である。

(2) 講習教養

講習教養は非常勤消防団員の性格に鑑みて、都道府県の職員を現地に派遣し、巡廻的に行う教養である。教養科目は、火災防禦、消防操法等実務に重点をおき、一日教養を行つている。この教養は消防団員も参加し易いので、各都道府県において実施され、一、七八七回にわたり、延二、〇四四日間、二七五、〇一四名の消防団員に対して行われた。

(イ) 五大市

五大市(東京都特別区、名古屋、京都、大阪、神戸)においては、教養対象人員が多いから、消防職員に対する学校教養は、次の通り活発に行われている。

イ 初任教養

一回にわたり、平均三七名宛延四〇五名の新任消防士に対して行われた。期間は一回九〇日乃至一八三日で平均二二八日であつた。

ロ 普通教養

一五回にわたり、平均四〇名宛延六〇二名の現任消防士に対して行われた。期間は一回二八日乃至五二日で平均三日であつた。

ハ 幹部教養

一六回にわたり、平均四八人宛延七七一名の幹部職員および昇任試験合格者に対して行われた。期間は一回一六日乃至九二日で、平均二三日であつた。

ニ 専科教養

三二回にわたり、平均二二八人宛延七、三〇七名の消防職員に対して行われた。期間は一日乃至一二二日で平均二六日であつた。

ホ 委託教養

大阪市においては、近畿、中国、四国地区の中、小市よりの委託を受け、四七名の消防職員に対して、各種の教養訓練を行つた。

東京消防庁においては、幹部職員一二名を委託生として、東京大学、東京工業大学、東京教育大学、東京都立大

学、横浜国立大学に派遣している。

消防財政

一 概 説

消防活動を行うためにはいろいろな経費が必要であるが、その金額はどれくらいでどのような内容になつていであろうか、また、その財源はどこからどのように捻出されていであろうか、これらが消防財政の問題である。ここでは主として、昭和三十一年度決算(見込)額及び昭和三十一年度当初予算額によつてわが国の消防財政の現状を説明しよう。

ところで現在のわが国の消防制度は、市町村消防が原則である。従つて実際の消防活動を行つて国民を火災その他の災害から護り、それらの災害による被害をできるだけ軽減しなければならぬ責任をもつていのは、市町村なのである。ただ、市町村だけでは財源や人員に限度があり、区域についても限界があるから、国や都道府県が市町村だけではできない仕事を補充的にやつたり、広い立場から指導したり援助したりしているのである。(研究所による試験研究や学校による教養訓練は、そのよい例である。)そして、国、都道府県、市町村が分担する仕事の範囲は、消防組織法、消防法その他の関係法令によつて定められているから、以下それぞれが行つている仕事をあげながら、それら

の仕事に使われた経費について説明しよう。

なお、消防財政の問題も国の財政や地方の財政一般と切り離して論ずることはできないそこで特に関連の大きい地方の財政状況を昭和三十一年度決算についてみると、地方財政の健全化を促進するという国の基本方針に基いて講じられた改善措置、経済界の好況による地方税の自然増収、地方団体自体の財政再建の努力によつて、従来累増を続けてきた地方財政の赤字が漸く減少しはじめたことがわかる。すなわち、昭和三十一年度の実質収支は、昭和三十年の実質収支の赤字五四九億円を解消してなおその上一五七億円の黒字を示し、赤字団体も一、五五八団体から八六五団体へ減少しているのである。ただ赤字を後年度に繰り延べたに過ぎないものと認められる再建債等の事情を今後十分に考慮しなければならぬ。

二 国

消防の仕事を行つている国の機関は、国家消防本部である。その担任する仕事は、法令や基準の企画立案、教養指導、試験研究、調査統計、広報活動等で、いわば机上の仕事が大部分であり、直接的な消防活動は行わない。いわゆる頭腦的な仕事を主体としているため、予算ははなはだしくと表現してよい程少額である。すなわち、その決算額を國の一般会計才出決算額と比べれば、第一表のとおりであつて、昭和三十一年度においては四億三千七百万円で〇・四パーセントに過ぎず、過去四年間の決算についてみて、

想の普及宣伝等であつて国の場合と同様機の上の仕事が大
部分である。

ところで都道府県の財政状況を昭和三十一年度決算につ
いてみると、昭和三〇年の実質収支は二三六億円の赤字で
あるが、これを解消してなおかつ実質収支一三三億円の黒
字となつてゐる。実質赤字団体も前年度の三六道府県が二
三府県減少し、一道一二県という結果になつてゐるのであ
る。ただ再建債等の事情は、慎重に勘案されなければなら
ない。

2 経 費

それでは、都道府県の消防の経費はどのようになつてい
るであらうか。

まず第一に昭和三十一年度決算について各都道府県の消防
に要した経費の総額とそれが都道府県の一般会計歳出総額
のうちで占める割合とをみると、第三表のとおりである。
すなわち消防費の総額は三億七八二万円で、その占める割
合は〇・〇四パーセントであり、予想外に少いことがめだ
つ。これを都道府県別にみると、どの都道府県も極めて低
率である。これは市町村のように消防活動を主体とせず、
専ら指導や訓練にあたることを仕事とするからであつて、
国の場合と同じような理由によるのである。ただ注意すべ
きことはいずれも極めて低い割合でありながら、都道府県
によつては、金額や占める割合に非常な差があることが見
受けられることであつて、これは気候、地理的条件、人口
などはもちろん、財政力の違いにもよるのであるが、消

第5表 昭和31年度都道府県消防関係補助金 (単位円)

| | | | 市町村分 | 消防協会分 |
|-----|----------|------------|------------|-----------|
| 北海道 | | | | |
| 東北区 | 青岩宮秋山福 | 森手城田形島 | 1,200,000 | 600,000 |
| | | | | 150,000 |
| | | | | 400,000 |
| 関東区 | 茨枳群埼千東神奈 | 城木馬玉葉京川 | 6,010,000 | 640,000 |
| | | | 3,000,000 | 900,000 |
| | | | 1,000,000 | 500,000 |
| | | | 1,000,000 | 1,006,000 |
| | | 4,700,000 | 2,500,000 | |
| 北陸区 | 新富石福 | 鴻山川井 | 430,000 | 500,000 |
| | | | 765,000 | 650,000 |
| 東山区 | 山長岐 | 梨野草 | 1,600,000 | 540,000 |
| | | | 2,000,000 | 630,000 |
| 東海区 | 静岡三 | 岡知重 | 2,500,000 | 2,000,000 |
| | | | 7,956,560 | 5,000,000 |
| 近畿区 | 滋京大兵奈和 | 賀都阪庫良山 | 2,000,000 | 925,000 |
| | | | 800,000 | 750,000 |
| | | | 1,225,000 | 1,600,000 |
| 中国区 | 鳥島岡広山 | 取根山島口 | 700,000 | 165,000 |
| | | | | 570,000 |
| | | | | 800,000 |
| | | | | 400,000 |
| 四国区 | 徳香愛高 | 高川媛知 | | 300,000 |
| | | | | 810,000 |
| | | | | 500,000 |
| | | | | 800,000 |
| 九州区 | 福佐長熊大宮鹿 | 岡賀崎本分崎島 | | 2,000,000 |
| | | | | 200,000 |
| | | | | 500,000 |
| | | | | 800,000 |
| | | | | 300,000 |
| 合 計 | | 36,886,560 | 34,884,000 | |

いては後で述べるので、消防協会補助金のみをみると、第
五表のとおりであつて、愛知県の一〇〇万を最高として金
額に大小の差はあるが北海道、岩手県、島根県を除くすべ
ての都府県が補助金を交付しており、その総額は三、四八
八万円の多額にのぼつてゐるのである。次に投資的経費に
ついてみると、宮城県、富山県の僅か二県が経費を支出
してゐるのみであり、金額も実に僅少である。なお、その
内容は消防職員や団員の訓練施設である消防学校の設置、
増改築の経費である。

3 財 源

それでは以上の経費は、どのような財源によつて賄われ
てゐるであらうか。都道府県のすべての仕事の共通の財源
である一般財源としては、道府県税、地方交付税などがあ
り、消防という特定の支出目的をもつ特定財源として、国
の補助金、地方債、寄附金などがある。

昭和三十一年度決算について、都道府県消防費のうち、
一般財源と消防特定財源のしめる額をみてみると、第六表
のとおりであつて、殆ど全く一般財源である。次に財源の
主なものについて説明しよう。

(一) 一般財源

第4表 昭和31年度消防費決算額使
途別内訳 (単位円)

| 金 額 | | 昭和31年度決算 |
|-----------|-------------------|-------------|
| 区 分 | | 額 |
| 消 防 費 | | 307,820,095 |
| 消費的経費 | | 303,955,095 |
| 消 防 費 内 訳 | 人 件 費 | 166,697,317 |
| | 物 件 費 | 49,933,433 |
| | その 他 の 経 費 | 85,013,274 |
| | そ の 消 費 的 経 費 内 訳 | 2,311,071 |
| 投資的経費 | | 3,865,000 |

あるが、その
内容は、市町
村の消防施設
の整備促進の
ための具独自
の補助と消防
協会の事業推
進のための補
助が主なもの
である。市町
村消防施設整
備補助金につ

防の仕事に対する各都道府県の態度にもよるのである。消
防制度の改正に伴い、都道府県の組織や、権能の拡充強化
が考慮されている現在、各都道府県が消防に対してさらに
熱意を増強することが必要であり、特に消防費の総額が著
しく少くまた占める割合が極めて低い一部の都道府県の飛
躍的な進展が強く切望されるわけである。第二に、それ
は都道府県の消防に要した経費がどのように使われている
かをみると、第四表のとおりである。すなわち都道府県の
消防の仕事の性質から、消費的経費(經常的な事務費)が
ほとんどすべてをしめ、投資的経費(臨時的な事業費)は
極めて僅かに過ぎない。そこでまず消費的経費の内容をみる
ると、その大半が人件費であり、一般行政事務費である物
件費は僅少である。またその他消費的経費として補助金が

第7表 昭和32年度決算見込額からみた標準県の平均経費と標準団体の標準経費との比較 (単位円)

| 用途別経費明細 | 標準県の平均経費 | 標準団体の標準経費 |
|-------------|--------------------------|-----------|
| 消 防 費 | 2,580,330 (4,745,097) | 2,243,430 |
| 消 費 的 経 費 | 2,580,330 (4,745,097) | 2,243,430 |
| 人 費 | (2,164,767) | |
| 人件費内訳 | | |
| 基 本 給 | (1,458,265) | |
| その他の手当 | (693,240) | |
| 恩給及び退職料 | | |
| 共済組合負担金 | (13,162) | |
| そ の 他 | (100) | |
| 物 件 費 | 1,031,344 | 743,430 |
| 旅費費用弁償 | 360,179 | 228,530 |
| 食 糧 費 | 65,096 | 47,400 |
| その他需要費 | 606,069 | 467,500 |
| その他消費的経費 | 1,502,800 | 1,500,000 |
| 貸 付 金 | | |
| 補助金交付金負担金 | 1,441,700 | 1,500,000 |
| 同 上 | | |
| 内 訳 | | |
| 市 町 村 分 | 770,000 | (内訳不明) |
| 消 防 協 会 分 | 617,500 | |
| そ の 他 | 54,200 | |
| そ の 他 | 61,100 | |
| 維 持 補 修 費 | 46,186 | |
| 投 資 的 経 費 | 0 | |
| 内 訳 | | |
| 普 通 建 設 事 業 | 0 | |
| そ の 他 | 0 | |

注 1. 標準県の平均経費は、宮城県、栃木県、群馬県、岐阜県、岡山県、山口県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の平均経費である。
2. 標準団体の標準経費は、交付税の単位費用の算定の基礎となつた経費である。

第6表 昭和41年度決算における消防費とその財源（一般財源及び特定財源）との関係 (単位円)

| | 消防費 A | 財 源 内 訳 | | B/A ×100 | C/A ×100 | |
|-------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|----|
| | | 一般財源 B | 特定財源 C | | | |
| 北 海 道 | 10,093,109 | 10,790,209 | 172,900 | 98 | 2 | |
| 東 北 区 | 森手 | 2,122,631 | 2,052,731 | 69,900 | 97 | 3 |
| | 青岩 | 4,781,032 | 4,706,132 | 74,900 | 98 | 2 |
| | 宮城 | 7,012,629 | 5,142,329 | 1,870,300 | 73 | 27 |
| | 山形 | 7,506,142 | 7,433,342 | 72,800 | 99 | 1 |
| | 福島 | 9,040,069 | 8,944,619 | 95,450 | 99 | 1 |
| | 4,581,074 | 4,505,074 | 76,000 | 98 | 2 | |
| 関 東 区 | 茨城 | 12,994,731 | 10,932,531 | 2,062,200 | 84 | 16 |
| | 栃木 | 7,840,746 | 7,773,446 | 67,300 | 99 | 1 |
| | 群馬 | 3,133,772 | 3,078,772 | 55,000 | 98 | 2 |
| | 埼玉 | 7,406,616 | 7,333,211 | 73,400 | 86 | 14 |
| | 千葉 | 8,011,047 | 7,947,447 | 63,600 | 99 | 1 |
| | 神奈川 | 9,336,966 | 9,286,366 | 50,600 | 99 | 1 |
| | 12,868,255 | 12,787,255 | 81,000 | 99 | 1 | |
| 北 陸 区 | 新潟 | 4,831,124 | 4,676,424 | 154,700 | 97 | 3 |
| | 富山 | 9,909,000 | 9,835,000 | 74,000 | 99 | 1 |
| | 石川 | 6,008,151 | 4,444,451 | 1,563,700 | 74 | 26 |
| | 4,700,221 | 4,635,021 | 65,200 | 98 | 2 | |
| 東 山 区 | 山梨 | 2,254,085 | 2,199,385 | 54,700 | 98 | 2 |
| | 長野 | 7,451,387 | 7,373,387 | 78,000 | 99 | 1 |
| | 5,364,833 | 5,297,033 | 67,800 | 98 | 2 | |
| 東 海 区 | 静岡 | 7,679,453 | 7,613,553 | 65,900 | 99 | 1 |
| | 愛知 | 26,405,326 | 26,318,826 | 86,500 | 99 | 1 |
| | 4,681,852 | 4,617,852 | 64,000 | 99 | 1 | |
| 近 畿 区 | 滋賀 | 1,286,632 | 1,233,932 | 52,700 | 96 | 4 |
| | 京都 | 2,377,119 | 2,307,119 | 70,000 | 97 | 3 |
| | 大阪 | 44,128,893 | 44,043,193 | 85,700 | 99 | 1 |
| | 兵庫 | 11,278,754 | 11,192,654 | 86,100 | 99 | 1 |
| | 奈良 | 4,224,952 | 4,160,552 | 64,400 | 98 | 2 |
| | 3,000,075 | 2,926,775 | 73,300 | 98 | 2 | |
| 中 国 区 | 鳥取 | 1,698,896 | 1,629,896 | 69,000 | 96 | 4 |
| | 島根 | 1,081,448 | 1,005,448 | 76,000 | 93 | 7 |
| | 岡山 | 4,250,156 | 4,169,956 | 80,200 | 98 | 2 |
| | 山口 | 3,443,239 | 3,353,839 | 89,400 | 97 | 3 |
| | 4,607,528 | 4,526,328 | 81,200 | 98 | 2 | |
| 四 国 区 | 徳島 | 903,413 | 843,013 | 60,400 | 93 | 7 |
| | 香川 | 3,369,273 | 3,301,873 | 67,400 | 98 | 2 |
| | 愛媛 | 1,186,179 | 1,112,379 | 73,800 | 94 | 6 |
| | 高知 | 1,628,102 | 1,553,802 | 74,300 | 95 | 5 |
| 九 州 区 | 福岡 | 15,923,306 | 15,094,156 | 829,150 | 95 | 5 |
| | 佐賀 | 2,024,773 | 1,956,473 | 68,300 | 97 | 3 |
| | 長門 | 2,222,614 | 2,146,014 | 76,600 | 97 | 3 |
| | 熊本 | 4,248,000 | 4,157,000 | 91,000 | 98 | 2 |
| | 大分 | 2,613,496 | 2,532,496 | 81,000 | 97 | 3 |
| | 鹿児島 | 3,186,604 | 3,114,004 | 72,600 | 98 | 2 |
| | 2,252,397 | 2,171,297 | 81,100 | 96 | 4 | |
| 合 計 | 307,820,095 | 298,256,595 | 9,563,500 | 97 | 3 | |

(1) 道府県税

戦後数回の改正によつて道府県税は、事業税を中心とする自主的な税制度となり、税収の額も増えたが、これは地方自治行政の一環である消防の財源の裏付が強化されたことを意味する。ちなみに、昭和三十一年度の道府県税決算総額は、一八五億円である。

(2) 地方交付税

地方交付税は、国税である所得税、法人税、酒税の一定割合を道府県及び市町村にその人口、面積等の規模に従つて自主的な財源として配分されるものであるが、それは単に地方団体の財源不足を補うだけでなく、地方団体相互の間の財政力の不均衡を調整する働きをもっている。そして各団体への配分に当つては税収入及び財政需要について基準が設けられるので、財政需要の基準は、各団体の仕事の規模の一応のめやすを示すことになる。そこで道府県消防についての標準的な財政需要額をみると第七表のとおりであるが、これは道府県の消防の仕事の全部についての財政需要でなく、また標準県の実際の経費と比べてみるとかなり下廻っている現状であるので、算定方式の合理化が強く望まれているのである。

4 特定財源

補助金は、いわゆる「ひもつき財源」であつて、使途が補助の目的に特定されているものであるが、国が道府県に交付する消防の補助金は、市町村の消防施設の整備に対する道府県の指導監督費のみであつて、その金額も第六表にみるとおり極めて僅かである。道府県の消防施設が

補助の対象となつていないのは消防活動の主体が市町村であり、市町村の消防施設の充実が緊急を要するとされたためである。

なお、ほかに特定財源として地方債等があるがこれらについては後で市町村の項で説明しよう。

四 市町村

1 概要

すでに述べたように市町村の消防は、直接消防活動を行い、住民の生命、身体、財産を火災その他の災害から護ることであり、またその第一的な責任を負っている。すなわち火災を予防するため、火災発生のおそれのある建物や公衆の多数出入する場所などに立ち入つて検査したり、石油などの火災危険物を取り締つたり、火災警報を發して火災の警戒をしたり、一たん火災が起つたときは、消防ポンプ自動車などを出動させて消火活動を行つたり、消火のあとの損害や原因を調査したり、その仕事の範囲は非常に広くまた大きい。そこでこれらの仕事に要する経費も道府県とは比較にならない程多額になつているのである。

ところで市町村の財政状況を昭和三十一年度決算についてみると、昭和三十一年度は実質収支三三億円の赤字であるが、昭和三十一年度はこの赤字を解消してなお四四億円の黒字となつているのである。実質赤字団体も前年度の一五二二団体が八五二二団体に減少し、好転のあとをみせている。ただ赤字を将来に延したに過ぎないと考えられる再建債等の額は二四六億円あり、こうした点などを考えると、

第8表 昭和31年度における都道府県別一般会計決算見込額及び消防費決算見込額との比較

| 区 分 県 名 | 一般会計 (C) | 消防費 (D) | (D) (C) × 100 | |
|------------|-----------------|-----------------|------------------|-----|
| | 円 決算見込額 | 円 決算見込額 | | |
| 全 国 | 590,600,520,052 | 21,664,416,329 | 3.7 | |
| 北 海 道 | 35,227,787,317 | 1,494,514,061 | 4.2 | |
| 東 北 区 | 森手 | 6,765,863,062 | 326,455,085 | 4.8 |
| | 岩手 | 8,186,489,228 | 265,704,999 | 3.2 |
| | 宮城 | 8,031,744,218 | 298,401,831 | 3.7 |
| | 秋田 | 7,626,297,852 | 398,891,254 | 5.2 |
| 関 東 区 | 茨城 | 6,736,563,764 | 333,418,710 | 4.9 |
| | 栃木 | 14,589,508,796 | 397,481,448 | 2.7 |
| | 群馬 | 6,812,029,498 | 348,210,418 | 5.1 |
| | 埼玉 | 5,273,316,861 | 320,820,308 | 6.1 |
| 北 陸 区 | 茨城 | 6,854,264,042 | 264,015,091 | 3.8 |
| | 栃木 | 5,767,629,297 | 194,201,461 | 3.4 |
| | 群馬 | 8,493,608,772 | 488,259,151 | 5.7 |
| | 埼玉 | 112,694,995,839 | 3,888,663,252 | 3.5 |
| 東 山 区 | 茨城 | 22,632,444,000 | 1,065,192,357 | 4.7 |
| | 新潟 | 11,784,859,152 | 548,673,431 | 4.3 |
| | 富山 | 7,316,836,000 | 240,697,000 | 3.3 |
| | 石川 | 5,008,073,330 | 187,693,954 | 3.7 |
| 東 海 区 | 福井 | 4,871,498,451 | 155,086,330 | 3.2 |
| | 山梨 | 3,947,374,771 | 166,756,050 | 4.2 |
| | 長野 | 11,437,731,290 | 396,216,677 | 3.5 |
| | 岐阜 | 8,629,880,268 | 320,936,070 | 3.7 |
| 近 畿 区 | 静岡 | 13,491,370,333 | 553,153,015 | 4.1 |
| | 愛知 | 24,940,465,306 | 1,608,266,433 | 4.3 |
| | 三重 | 9,087,719,960 | 243,312,077 | 2.7 |
| | 滋賀 | 4,345,711,212 | 138,907,809 | 3.2 |
| 中 国 区 | 京都 | 13,322,250,219 | 641,689,154 | 4.8 |
| | 大阪 | 42,534,375,527 | 1,575,697,671 | 3.7 |
| | 兵庫 | 25,435,798,826 | 899,459,683 | 3.5 |
| | 奈良 | 4,237,857,933 | 136,819,643 | 3.2 |
| 四 国 区 | 徳島 | 6,332,691,358 | 169,151,695 | 2.6 |
| | 香川 | 3,509,923,819 | 119,129,861 | 3.4 |
| | 愛媛 | 5,580,458,408 | 151,644,677 | 2.7 |
| | 高松 | 9,923,782,628 | 278,278,491 | 2.8 |
| 九 州 区 | 福岡 | 12,515,093,627 | 443,598,578 | 3.5 |
| | 山口 | 12,915,305,621 | 301,897,207 | 2.3 |
| | 徳島 | 4,356,235,881 | 115,319,264 | 2.7 |
| | 香川 | 5,381,057,547 | 120,531,191 | 2.2 |
| 九 州 区 | 福岡 | 8,792,527,585 | 226,208,235 | 2.6 |
| | 山口 | 5,342,055,528 | 156,335,819 | 2.9 |
| | 福岡 | 23,829,578,132 | 902,035,017 | 3.8 |
| | 山口 | 5,121,794,852 | 152,496,785 | 3.0 |
| 九 州 区 | 福岡 | 8,940,591,595 | 296,552,145 | 3.3 |
| | 山口 | 9,057,809,132 | 261,308,895 | 2.9 |
| | 山口 | 6,475,127,086 | 178,475,972 | 2.0 |
| | 山口 | 5,531,997,093 | 189,101,639 | 3.4 |
| 九 州 区 | 福岡 | 9,910,145,036 | 246,766,365 | 2.5 |
| | 山口 | | | |
| | 山口 | | | |
| | 山口 | | | |

また市町村の財政は窮迫しているといわなければならない。

2 経 費

(一) 経費の総額

以上のような市町村の財政状況の中で、消防に要する経費の金額はどれくらいになつていようか。

まず第一に市町村の消防費の総額とそれが市町村の一般会計才出総額に対してどの程度の割合をしめるかをみると、昭和三十一年度決算については、第八表にみるとおりであつて、消防費総額は二一七億円、その割合は三・七パーセントである。これを過去五年間の決算についてみると、第九表のとおりであつて、昭和二十九年まではおおむね増加の傾向にあるが、昭和三十一年度においては地方財政が著しく窮迫したため、ほとんど一般財源に依存する消

第12表 昭和32年度当初予算における使途別消防費調

| | 消防費 A | 消 防 費 内 訳 | | | | |
|---------|----------------|----------------|---------------|---------------|-------------|----|
| | | 消費的経費 B | A/B ×100 | 投資的経費 C | C/A ×100 | |
| 北海道 | 1,535,463,158 | 1,201,762,142 | 78 | 333,701,016 | 22 | |
| 東北 区 | 青森 | 337,566,654 | 244,580,786 | 72 | 92,985,868 | 28 |
| | 岩手 | 240,862,522 | 149,271,285 | 62 | 91,591,237 | 38 |
| | 宮城 | 295,629,189 | 217,530,829 | 74 | 78,098,360 | 26 |
| | 秋田 | 375,905,193 | 273,878,159 | 73 | 102,027,034 | 27 |
| | 山形 | 322,496,431 | 195,477,972 | 61 | 127,018,459 | 39 |
| 関東 区 | 茨城 | 398,018,634 | 258,159,229 | 65 | 139,859,405 | 35 |
| | 栃木 | 379,842,977 | 188,509,776 | 50 | 191,333,201 | 50 |
| | 群馬 | 299,335,397 | 192,625,597 | 64 | 106,709,800 | 36 |
| | 埼玉 | 267,585,211 | 171,372,371 | 64 | 96,212,840 | 36 |
| | 千葉 | 300,029,217 | 199,618,917 | 66 | 100,410,300 | 34 |
| 北陸 区 | 新潟 | 470,903,381 | 292,710,781 | 62 | 178,192,600 | 38 |
| | 富山 | 4,177,704,540 | 3,806,266,718 | 91 | 371,437,822 | 9 |
| | 石川 | 1,111,687,262 | 995,558,522 | 89 | 116,128,740 | 11 |
| | 福井 | 539,425,405 | 368,527,189 | 68 | 170,898,216 | 32 |
| | 山梨 | 235,328,000 | 174,171,000 | 74 | 61,157,000 | 26 |
| 東山 区 | 長野 | 187,612,538 | 126,343,602 | 67 | 61,268,936 | 33 |
| | 岐阜 | 156,480,328 | 101,729,336 | 65 | 54,750,992 | 35 |
| | 静岡 | 140,562,930 | 83,011,835 | 59 | 57,551,095 | 41 |
| | 愛知 | 376,776,983 | 214,739,025 | 57 | 162,037,958 | 43 |
| | 三重 | 273,493,240 | 174,025,003 | 64 | 99,468,237 | 36 |
| 近畿 区 | 京都 | 520,712,089 | 343,540,479 | 66 | 177,171,610 | 34 |
| | 大阪 | 1,089,870,038 | 875,128,066 | 80 | 214,741,972 | 20 |
| | 奈良 | 241,878,309 | 159,270,979 | 66 | 82,607,330 | 34 |
| | 和歌山 | 130,738,160 | 94,142,160 | 72 | 36,596,000 | 28 |
| | 徳島 | 647,329,038 | 534,294,363 | 83 | 113,034,675 | 17 |
| 中国 区 | 岡山 | 1,545,093,232 | 1,448,050,778 | 94 | 97,042,454 | 6 |
| | 広島 | 893,138,327 | 750,518,716 | 84 | 142,619,611 | 16 |
| | 山口 | 112,438,882 | 73,573,872 | 65 | 38,865,010 | 35 |
| | 香川 | 158,609,058 | 120,101,163 | 76 | 38,507,890 | 24 |
| | 高松 | 103,418,041 | 75,511,041 | 73 | 27,907,000 | 27 |
| 四国 区 | 愛媛 | 155,394,068 | 87,691,168 | 56 | 67,702,900 | 44 |
| | 高知 | 251,603,137 | 175,507,335 | 69 | 76,095,802 | 31 |
| | 徳島 | 402,693,525 | 301,928,504 | 75 | 100,765,021 | 25 |
| | 香川 | 282,303,138 | 214,114,936 | 76 | 68,188,202 | 24 |
| | 高松 | 94,293,530 | 65,709,230 | 69 | 28,584,300 | 31 |
| 九州 区 | 福岡 | 120,448,990 | 81,276,110 | 67 | 39,172,880 | 33 |
| | 佐賀 | 188,745,132 | 135,304,937 | 72 | 53,440,190 | 28 |
| | 熊本 | 116,396,715 | 75,085,555 | 65 | 41,311,160 | 35 |
| | 大分 | 903,764,515 | 714,516,665 | 79 | 189,247,850 | 21 |
| | 鹿児島 | 115,209,783 | 75,291,203 | 65 | 39,918,580 | 35 |
| 合計 | 21,645,600,902 | 16,804,170,524 | 78 | 4,841,430,375 | 22 | |

的経費については茨城県が五〇パーセントで最高で、長根
県、長野県の順序となつてゐる。つまり、大都市消防を有
するところは消費的経費は多く投資的経費は少く、そうで
ないところではその逆であることを示している。第三に消
防機関の常備非常備の区分によつて、昭和三十二年当初予
算についてその使途別内容を見てみると、第一四表のとす

第11表 昭和31年度における都道府県別、常備消防、非常備消防別一般会計
決算見込額及び消防費決算見込額との比較

| 都道 府県 | 常 備 消 防 非 常 備 消 防 別 | | | | | |
|---|---------------------|----------------|-------------|-----------------|----------------|-------------|
| | 常備消防設置市町村分 | | | 非常備消防のみ設置市町村分 | | |
| | 一般会計決算 見込額 A | 消防費決算 見込額 B | B/A ×100 | 一般会計決算 見込額 C | 消防費決算 見込額 D | D/C ×100 |
| 北海道 | 22,497,277,493 | 1,129,682,143 | 5.0 | 12,730,509,824 | 364,831,918 | 2.8 |
| 青森 宮城 秋田 山形 福島 | 4,324,734,339 | 201,534,394 | 4.7 | 2,441,128,723 | 124,920,691 | 5.1 |
| | 4,275,355,500 | 128,129,959 | 3.0 | 3,911,133,728 | 137,575,040 | 3.5 |
| | 4,258,535,074 | 179,620,788 | 4.2 | 3,773,209,144 | 118,781,043 | 3.1 |
| | 4,684,673,288 | 257,386,988 | 5.5 | 2,941,624,564 | 131,504,266 | 4.5 |
| | 3,722,623,602 | 175,370,431 | 4.7 | 3,013,940,162 | 158,048,279 | 5.2 |
| 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 | 3,983,944,218 | 183,219,901 | 4.6 | 10,605,564,578 | 241,261,547 | 2.0 |
| | 3,253,372,680 | 149,311,810 | 4.6 | 3,558,656,818 | 198,898,608 | 5.6 |
| | 3,047,139,682 | 178,323,536 | 5.9 | 2,226,177,179 | 142,496,772 | 6.4 |
| | 4,059,178,280 | 142,468,201 | 3.5 | 2,795,085,812 | 121,546,890 | 4.4 |
| | 3,903,353,969 | 183,643,136 | 4.7 | 1,864,275,328 | 10,558,325 | 0.6 |
| 新潟 富山 石川 福井 山梨 | 4,882,547,759 | 266,829,143 | 5.5 | 3,611,061,013 | 221,430,008 | 6.1 |
| | 111,461,936,585 | 3,838,276,010 | 3.4 | 1,233,059,254 | 50,377,242 | 4.1 |
| | 70,742,211,360 | 997,278,655 | 4.8 | 1,890,232,640 | 67,913,702 | 3.6 |
| | 7,198,373,593 | 309,746,918 | 4.3 | 5,586,485,559 | 238,926,513 | 4.3 |
| | 6,433,067,000 | 211,849,000 | 3.3 | 883,769,000 | 28,848,000 | 3.3 |
| 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 奈良 和歌山 | 3,486,235,227 | 119,124,605 | 4.9 | 1,521,838,103 | 68,569,349 | 4.5 |
| | 3,187,621,000 | 109,851,499 | 3.4 | 1,683,877,451 | 45,234,881 | 2.7 |
| | 1,971,378,551 | 62,178,227 | 3.1 | 1,975,996,220 | 104,577,823 | 5.3 |
| | 5,020,117,739 | 168,218,505 | 3.4 | 6,417,613,551 | 227,998,192 | 3.6 |
| | 4,453,648,595 | 152,856,357 | 3.4 | 4,176,231,973 | 168,079,713 | 4.0 |
| 徳島 高知 福岡 佐賀 熊本 大分 鹿児島 | 8,507,852,779 | 328,218,351 | 3.9 | 4,983,517,554 | 226,934,664 | 4.6 |
| | 19,828,744,766 | 902,537,445 | 4.6 | 5,111,702,501 | 166,728,988 | 3.2 |
| | 6,017,418,037 | 142,705,341 | 2.4 | 3,070,301,923 | 100,606,736 | 3.2 |
| | 1,777,088,199 | 56,441,343 | 3.2 | 2,568,623,013 | 82,498,466 | 3.2 |
| | 10,835,453,300 | 549,932,671 | 5.0 | 2,486,796,919 | 91,756,483 | 3.7 |
| 岡山 広島 山口 香川 高松 | 40,870,547,850 | 1,531,006,063 | 3.7 | 1,663,827,677 | 44,691,598 | 2.7 |
| | 21,277,502,450 | 760,740,015 | 3.6 | 4,158,296,376 | 138,719,668 | 3.3 |
| | 1,973,119,518 | 54,469,700 | 2.8 | 2,264,736,415 | 82,349,943 | 3.6 |
| | 3,349,256,147 | 104,373,057 | 3.1 | 2,983,435,211 | 62,778,638 | 2.1 |
| | 1,592,842,537 | 53,281,598 | 3.3 | 1,917,081,282 | 65,848,263 | 3.4 |
| 鳥取 島根 岡山 広島 山口 | 3,154,717,814 | 78,629,518 | 2.5 | 2,425,740,594 | 73,015,159 | 2.9 |
| | 5,897,611,292 | 142,510,802 | 2.4 | 4,026,171,336 | 135,767,689 | 3.4 |
| | 7,485,999,276 | 282,255,469 | 3.8 | 5,029,094,351 | 161,343,109 | 3.2 |
| | 8,700,939,964 | 232,617,579 | 2.7 | 4,214,365,657 | 69,279,628 | 1.6 |
| | 1,695,805,270 | 39,579,242 | 2.3 | 2,660,430,611 | 75,740,022 | 2.9 |
| 徳島 高知 福岡 佐賀 熊本 大分 鹿児島 | 2,803,575,250 | 50,268,122 | 1.8 | 2,577,482,297 | 70,263,073 | 2.7 |
| | 4,736,199,860 | 120,106,267 | 2.5 | 4,056,327,725 | 106,101,968 | 2.6 |
| | 2,576,828,883 | 66,537,185 | 2.6 | 2,765,226,634 | 89,798,634 | 3.2 |
| | 17,151,932,542 | 727,796,800 | 4.2 | 6,677,645,590 | 147,238,217 | 2.6 |
| | 2,887,190,258 | 80,238,922 | 2.8 | 2,234,604,594 | 72,257,863 | 3.2 |
| 鳥取 島根 岡山 広島 山口 | 5,153,978,549 | 198,692,757 | 3.9 | 3,786,613,046 | 97,859,388 | 2.6 |
| | 4,234,144,074 | 126,951,229 | 3.0 | 4,823,665,058 | 134,357,666 | 2.8 |
| | 3,313,518,609 | 105,687,058 | 3.2 | 3,161,608,477 | 72,788,914 | 2.0 |
| | 2,934,978,737 | 110,862,799 | 3.8 | 2,597,018,356 | 78,238,840 | 3.0 |
| | 4,720,376,972 | 126,018,126 | 2.7 | 5,189,768,064 | 120,748,239 | 2.3 |
| 合計 | 424,324,948,418 | 16,125,330,671 | 3.8 | 166,275,571,634 | 5,539,085,658 | 3.3 |

第13表 過去5年間に於ける消防費当初予算額の消費的経費と投資的経費との関係

| 年度 | 昭和28年度 | | 29 | | 30 | | 31 | | 32 | | 前年度との比較 | |
|---------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--------|---------------|------|
| | 増減額 | B/A | 増減額 | B/A | 増減額 | B/A | 増減額 | B/A | 増減額 | B/A | 増減額 | B/A |
| 当初予算額 | 17,278,397,102 | 100 | 19,243,024,647 | 100 | 19,186,314,660 | 100 | 19,935,436,552 | 100 | 19,645,600,902 | 100 | 1,710,164,350 | 1.08 |
| 消費的経費 | 13,732,930,508 | (100) | 15,533,803,380 | (80.7) | 16,072,310,414 | (83.8) | 16,399,042,763 | (82.3) | 16,804,170,527 | (77.6) | 405,127,764 | 1.02 |
| 職員俸給 | 8,500,822,095 | (79.5) | 10,085,527,718 | (80.7) | 10,633,710,995 | (83.8) | 11,550,776,057 | (82.3) | 12,240,988,678 | (77.6) | 690,212,621 | 1.06 |
| 機械器具修繕費 | 1,560,904,078 | (100) | 1,748,922,572 | (19.3) | 1,616,358,031 | (16.2) | 1,443,787,756 | (17.7) | 1,136,282,096 | (22.4) | 307,505,660 | 0.78 |
| その他 | 3,671,204,335 | (20.5) | 3,699,353,090 | (19.3) | 3,822,241,388 | (16.2) | 3,404,478,950 | (17.7) | 3,426,899,753 | (137) | 22,420,803 | 1.01 |
| 投資的経費 | 3,545,466,594 | (100) | 3,709,221,297 | (19.3) | 3,114,004,246 | (16.2) | 3,536,393,789 | (17.7) | 4,841,430,375 | (22.4) | 1,305,036,586 | 1.3 |
| 庁舎建築費 | 517,317,285 | (100) | 479,674,750 | (19.3) | 377,326,554 | (16.2) | 466,444,117 | (17.7) | 795,928,178 | (137) | 329,484,061 | 1.71 |
| 機械器具費 | 2,295,849,600 | (20.5) | 2,386,560,597 | (19.3) | 1,905,246,497 | (16.2) | 2,023,270,516 | (17.7) | 3,057,338,468 | (22.4) | 1,034,067,952 | 1.51 |
| 通信用施設 | | | | | | | | | | | | |
| 水利施設 | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 732,299,709 | (20.5) | 840,985,920 | (19.3) | 881,431,195 | (16.2) | 1,046,679,156 | (17.7) | 1,883,906 | (137) | △58,515,427 | 0.94 |

註 昭和32年度の投資的経費内訳中その他の()は、庁舎施設費及び水利施設費を含むものである。

第14表 昭和32年度当初予算における消防機関別の使途額

(単位 円)

| 区分 | 当初予算額 | 当初予算 | | | | 投資的経費 | | | | その他 | |
|------|----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-------------|-------------|------------|
| | | 消費的経費 | 職員俸給 | 機械器具修繕費 | その他 | 庁舎建築費 | 機械器具購入費 | 水利施設費 | その他 | | |
| 全国 | 21,895,600,992 | 16,804,170,527 | 12,240,988,678 | 1,136,782,089 | 3,406,889,753 | 4,814,430,375 | 795,928,178 | 3,657,338,468 | 103,800,139 | 989,479,027 | 11,883,906 |
| 比率 | 100 | 77.6 | 56.6 | 5.2 | 15.8 | 22.4 | 3.7 | 14.1 | 0.5 | 4.0 | 0.1 |
| 消防本部 | 13,559,890,374 | 12,165,733,359 | 10,300,335,742 | 300,056,881 | 1,504,719,762 | 1,374,746,981 | 544,905,613 | 526,830,554 | 62,713,681 | 239,189,810 | 1,647,293 |
| 比率 | 100 | 89.8 | 76.4 | 2.4 | 11.0 | 10.2 | 4.0 | 3.9 | 0.5 | 1.8 | 0 |
| 消防支隊 | 273,314,112 | 215,871,928 | 157,883,005 | 14,230,553 | 43,078,308 | 57,402,789 | 11,514,000 | 30,470,490 | 1,703,194 | 7,374,530 | |
| 比率 | 100 | 78.9 | 57.8 | 5.2 | 15.9 | 21.1 | 4.4 | 13.3 | 0.6 | 2.8 | |
| 消防団 | 1,812,406,416 | 4,402,535,214 | 1,722,838,571 | 801,447,800 | 1,878,439,933 | 3,403,881,202 | 2,301,035,65 | 2,494,037,424 | 44,483,943 | 821,414,657 | 10,836,613 |
| 比率 | 100 | 56.4 | 22.1 | 10.3 | 24.0 | 43.6 | 3.1 | 31.9 | 0.6 | 8.0 | 0 |

りである。すなわち消防機関の常備のところにおいては、消費的経費特に人件費が多く投資的経費は少く、非常備のところはこの逆の傾向がみられる。なお、投資的経費についてみれば、消防本部のあるものは庁舎建設費がポンプ自動車等の機械器具購入費をやや上廻り、消防団のあるところは機械器具購入費が著しく多いことがめだっている。

(四) 住民負担

次に市町村の消防経費の住民負担について説明しよう。まず第一に、昭和三二年度決算に基づいて一世帯当りの額

がいくらになるかをみると、第一五表のとおりであつて、全国平均人口一人当りは二四三円となつてゐる。そこで一人当り額を都道府県別にみると東京都の四八四円を最高として神奈川県三六五円、大阪府の三四一元、京都府と三三二円の順序となり、他方低いものは、埼玉県の一八六円を最低として鹿児島県の一三一元、香川県の一二八、徳島県の一三二円という順序になつてゐる。いわゆる六大府県の如き富裕県は多いが、貧困の府県になる程負担額が低くなる傾向を示している。この傾向は、一世帯当り負担額につ

第16表 過去5ヶ年間に於ける当初予算額からみた一世帯当り及び一人当りの消防費額 (単位 円)

| 年度別 | | 昭和30年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 |
|-------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 一世帯当り | 当初予算額 A | 19,186,314,660 | 19,935,436,552 | 21,645,600,902 |
| | 世帯数 B | 17,458,284 | 17,958,284 | 17,958,284 |
| | A/B | 1,068 | 1,110 | 1,205 |
| 一人当り | 当初予算額 C | 19,186,314,660 | 19,935,436,552 | 21,645,600,902 |
| | 人口 D | 89,275,529 | 89,275,529 | 89,275,529 |
| | C/D | 215 | 223 | 242 |

世帯数及び人口は、昭和30年10月1日現在の国勢調査による。

ても同様である。第二に、これを過去三ヶ年間に於ける当初予算額についてみると第一六表のとおりとなる。すなわち人口一人当り額は昭和三十年から順次増高しており、この傾向は一世帯額についても同様である。第三に、過去三ヶ年間に於ける当初予算からみた消費的経費及び投資的経費の別をみると第一七表のとおりである。

第17表 過去5ヶ年間に於ける当初予算からみた消費、投資別一人当り消防費 (単位 円)

| 年度別 | | 昭和30年度 | 昭和31年度 | 昭和32年度 |
|-------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 当初予算額 | A | 19,186,314,660 | 19,935,436,552 | 21,645,600,902 |
| | 人口 B | 89,275,529 | 90,252,921 | 91,085,247 |
| | A/B | 215 | 221 | 238 |
| 消費的経費 | 予算額 C | 16,072,310,414 | 16,399,042,763 | 16,804,170,527 |
| | C/B | 180 | 182 | 184 |
| | 予算額 D | 3,114,004,246 | 3,536,393,789 | 4,841,430,875 |
| D/B | 35 | 39 | 54 | |

注 人口は、各年度の10月1日現在によるものである。

すなわち漸次増加の傾向を示しているが、特に投資的経費に於いての増加傾向は消費的経費のそれを著しく上まわっている。なお、最後に昭和三二年度当初予算からみた消防吏員一人当り、常備消防部員一人当り及び消防団員一人当りの消防費は、第一八表のとおりである。

3 財源
(一) 先にも述べたように市町村財政は漸次好転してきて

第15表 昭和31年度に於ける一世帯当り及び一人当りの消防費決算見込額 (単位 円)

| 道府県 | 決算見込額 A | 一世帯当り消防費 | | 一人当り消防費 | |
|-------------|----------------|------------|-----------|------------|-----|
| | | 世帯数 B | A/B | 人口 C | A/C |
| 北海道 | 1,494,514,061 | 897,534 | 1,665 | 4,773,087 | 313 |
| | 326,455,085 | 243,351 | 1,341 | 1,332,523 | 236 |
| | 265,704,999 | 250,260 | 1,062 | 1,427,097 | 186 |
| | 298,401,831 | 302,564 | 986 | 1,727,065 | 173 |
| | 398,891,254 | 236,995 | 1,683 | 1,348,871 | 296 |
| | 333,418,710 | 239,882 | 1,390 | 1,353,649 | 246 |
| | 397,481,448 | 370,547 | 1,073 | 2,095,237 | 190 |
| | 348,210,418 | 382,300 | 911 | 2,064,037 | 169 |
| | 320,820,308 | 284,266 | 1,129 | 1,547,580 | 207 |
| | 264,015,091 | 301,505 | 876 | 1,613,549 | 164 |
| 東北 | 194,201,461 | 423,898 | 458 | 2,262,623 | 86 |
| | 488,259,151 | 423,615 | 1,153 | 2,205,060 | 221 |
| | 3,888,653,252 | 1,796,877 | 2,164 | 8,037,084 | 484 |
| | 1,065,192,357 | 625,566 | 1,703 | 2,919,497 | 365 |
| | 548,673,431 | 449,326 | 1,221 | 2,473,492 | 222 |
| | 240,697,000 | 199,339 | 1,207 | 1,021,121 | 236 |
| | 187,693,954 | 198,168 | 947 | 966,187 | 194 |
| | 155,086,380 | 156,829 | 989 | 754,055 | 206 |
| | 166,756,050 | 155,559 | 1,072 | 807,044 | 207 |
| | 396,216,697 | 407,770 | 672 | 2,021,292 | 196 |
| 関東 | 320,936,070 | 314,908 | 1,012 | 1,583,605 | 203 |
| | 553,153,015 | 490,031 | 1,129 | 2,650,435 | 209 |
| | 1,068,266,433 | 148,904 | 1,420 | 3,767,209 | 283 |
| | 243,312,077 | 305,367 | 797 | 1,485,582 | 164 |
| | 138,907,809 | 177,472 | 783 | 853,734 | 163 |
| | 641,689,154 | 425,995 | 1,506 | 1,935,161 | 332 |
| | 1,575,697,671 | 1,023,083 | 1,540 | 4,618,308 | 341 |
| | 899,459,683 | 785,678 | 1,545 | 3,620,947 | 248 |
| | 136,819,643 | 158,645 | 862 | 776,861 | 176 |
| | 167,151,695 | 223,520 | 748 | 1,006,819 | 166 |
| 中部 | 119,129,861 | 120,887 | 985 | 614,259 | 194 |
| | 151,644,677 | 186,423 | 813 | 929,066 | 163 |
| | 278,278,491 | 352,407 | 790 | 1,689,800 | 165 |
| | 443,598,578 | 475,146 | 934 | 2,149,044 | 206 |
| | 301,897,207 | 346,659 | 871 | 1,609,839 | 186 |
| | 115,319,264 | 174,246 | 662 | 878,109 | 131 |
| | 120,531,191 | 195,133 | 618 | 943,823 | 128 |
| | 226,208,235 | 317,904 | 712 | 1,540,628 | 147 |
| | 156,335,819 | 197,563 | 791 | 882,683 | 177 |
| | 902,035,017 | 778,121 | 1,159 | 3,859,764 | 234 |
| 関西 | 152,496,785 | 181,451 | 840 | 973,749 | 157 |
| | 296,552,145 | 347,531 | 856 | 1,747,596 | 170 |
| | 261,308,895 | 362,412 | 721 | 1,895,663 | 138 |
| | 178,475,972 | 253,200 | 705 | 1,277,199 | 140 |
| | 189,101,639 | 226,269 | 836 | 1,139,384 | 166 |
| | 246,766,365 | 443,178 | 557 | 2,044,112 | 121 |
| | 902,035,017 | 778,121 | 1,159 | 3,859,764 | 234 |
| | 152,496,785 | 181,451 | 840 | 973,749 | 157 |
| | 296,552,145 | 347,531 | 856 | 1,747,596 | 170 |
| | 261,308,895 | 362,412 | 721 | 1,895,663 | 138 |
| 178,475,972 | 253,200 | 705 | 1,277,199 | 140 | |
| 189,101,639 | 226,269 | 836 | 1,139,384 | 166 | |
| 246,766,365 | 443,178 | 557 | 2,044,112 | 121 | |
| 合計 | 21,664,416,329 | 17,958,284 | 1,206 | 89,275,529 | 243 |

注 世帯数及び人口は、昭和30年10月1日現在の国勢調査による。

第 18 表 昭和32年度における当初予算からみた消防吏員1人当り、常備消防部員1人当り
消防団員及び1人当り消防費調

(単位 円)

| 都 道 府 県 | 消防本部 警 の 予 算 | | | 消防団 常備部 の 予 算 | | | 消防団 の 予 算 | | |
|---------|---------------|-------------|---------------------|---------------|-------------|-------------------|-------------|---------|-------------------|
| | 予 算 A | 消防吏員 数 B | 1人当り 消防吏員 A/B | 予 算 C | 消防部員 数 D | 部員1人 当り C/D | 予 算 E | 団 員 数 F | 団員1人 当り E/F |
| 北海道 | 763,902,029 | 2,152 | 447,910 | 52,728,683 | 126 | 418,482 | 518,832,446 | 38,738 | 13,393 |
| 青森 | 145,806,324 | 429 | 339,875 | 22,137,138 | 83 | 226,713 | 169,623,192 | 31,760 | 5,341 |
| 岩手 | 51,714,896 | 177 | 292,175 | 2,967,790 | 15 | 147,581 | 186,179,836 | 41,190 | 4,520 |
| 宮城 | 129,649,179 | 305 | 425,079 | 31,262,198 | 137 | 228,191 | 134,717,812 | 31,559 | 4,269 |
| 秋田 | 163,329,628 | 487 | 335,379 | 11,665,590 | 87 | 134,087 | 200,909,975 | 31,043 | 6,472 |
| 山形 | 110,100,508 | 340 | 323,825 | — | — | — | 212,395,923 | 42,480 | 5,000 |
| 煙 島 | 95,576,548 | 288 | 331,863 | 8,690,110 | 31 | 280,326 | 293,751,976 | 43,790 | 6,708 |
| 茨 城 | 67,594,067 | 188 | 359,543 | 2,800,533 | 22 | 127,297 | 309,448,377 | 81,663 | 3,789 |
| 木 馬 | 93,761,780 | 280 | 334,864 | 1,827,409 | 11 | 166,128 | 203,746,208 | 36,002 | 5,659 |
| 栃 群 | 45,578,157 | 151 | 301,842 | 51,128,579 | 164 | 312,717 | 170,878,475 | 28,502 | 5,995 |
| 埼 玉 | 111,240,575 | 347 | 320,474 | — | — | — | 188,824,642 | 42,993 | 4,392 |
| 千 葉 | 185,987,854 | 528 | 352,248 | — | — | — | 284,915,527 | 74,848 | 3,806 |
| 東 京 | 4,041,546,477 | 7,601 | 531,712 | 9,674,780 | — | — | 126,483,283 | 35,528 | 3,550 |
| 神奈川 | 978,107,230 | 2,137 | 457,701 | — | — | — | 133,580,032 | 27,759 | 4,812 |
| 新 潟 | 182,929,554 | 981 | 314,800 | 29,688,911 | 110 | 269,899 | 326,806,940 | 84,097 | 3,886 |
| 富 山 | 134,650,000 | 425 | 316,824 | 2,682,000 | 13 | 206,308 | 97,996,000 | 10,511 | 9,323 |
| 石 川 | 83,245,664 | 226 | 368,344 | 7,994,430 | 27 | 296,090 | 96,372,444 | 6,892 | 13,983 |
| 福 井 | 82,267,490 | 213 | 386,232 | 8,313,302 | 20 | 415,665 | 65,899,536 | 8,205 | 8,032 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----------------|--------|---------|-------------|-------|---------|---------------|-----------|-------|
| 梨 野 | 26,084,700 | 92 | 283,528 | — | — | — | 114,478,230 | 31,969 | 3,581 |
| 山 長 | 29,715,340 | 234 | 340,664 | 1,791,700 | 16 | 111,981 | 295,289,943 | 82,606 | 3,574 |
| 岐 勢 | 73,266,345 | 228 | 321,344 | 875,400 | 2 | 437,700 | 199,351,495 | 23,389 | 4,248 |
| 愛 知 | 219,158,497 | 594 | 368,954 | 2,411,204 | 8 | 301,413 | 299,142,288 | 51,272 | 5,834 |
| 三 重 | 217,692,848 | 1,708 | 461,179 | — | — | — | 302,177,190 | 51,632 | 5,853 |
| 滋 賀 | 222,315,265 | 278 | 382,428 | — | — | — | 135,523,044 | 23,262 | 6,827 |
| 京 都 | 30,607,900 | 102 | 378,509 | 1,907,000 | 9 | 211,864 | 90,223,260 | 11,647 | 7,746 |
| 阪 神 | 518,885,440 | 1,184 | 438,248 | — | — | — | 128,443,598 | 35,508 | 3,617 |
| 大 阪 | 1,450,576,517 | 3,269 | 443,757 | — | — | — | 94,516,715 | 14,354 | 6,585 |
| 兵 庫 | 660,124,033 | 1,519 | 434,578 | 905,850 | 7 | 129,407 | 232,108,444 | 97,210 | 2,388 |
| 奈 良 | 25,729,000 | 80 | 321,613 | — | — | — | 86,709,882 | 18,436 | 3,703 |
| 和 歌 山 | 77,317,504 | 133 | 400,607 | 5,026,924 | 8 | 628,366 | 76,264,630 | 16,603 | 4,593 |
| 取 根 | 41,663,480 | 145 | 287,334 | 2,914,900 | 16 | 182,181 | 58,839,661 | 22,288 | 2,640 |
| 島 根 | 50,400,496 | 167 | 301,788 | 2,309,040 | 35 | 659,726 | 102,684,532 | 21,967 | 4,674 |
| 岡 山 | 81,569,711 | 267 | 305,505 | 4,254,188 | 23 | 184,965 | 165,779,238 | 52,939 | 3,132 |
| 平 島 | 223,051,674 | 644 | 346,354 | — | — | — | 179,641,851 | 52,481 | 3,423 |
| 山 口 | 172,685,507 | 482 | 358,269 | — | — | — | 109,617,631 | 22,261 | 4,924 |
| 徳 島 | 34,919,633 | 99 | 352,724 | — | — | — | 59,373,897 | 23,610 | 2,515 |
| 香 川 | 38,284,191 | 123 | 311,254 | — | — | — | 82,164,799 | 12,493 | 6,577 |
| 愛 媛 | 61,716,509 | 185 | 333,603 | — | — | — | 127,028,623 | 33,567 | 3,784 |
| 高 知 | 16,843,400 | 51 | 330,263 | — | — | — | 99,553,315 | 10,407 | 9,566 |
| 福 岡 | 620,513,781 | 1,251 | 496,014 | — | — | — | 283,250,734 | 50,831 | 5,572 |
| 佐 賀 | 27,594,560 | 79 | 349,298 | 3,074,958 | 47 | 654,246 | 84,540,265 | 43,316 | 1,952 |
| 長 門 | 136,559,073 | 404 | 338,018 | — | — | — | 153,989,574 | 38,276 | 4,023 |
| 熊 本 | 99,489,377 | 302 | 329,435 | — | — | — | 171,290,448 | 79,416 | 2,157 |
| 大 分 | 66,429,783 | 208 | 319,374 | — | — | — | 100,453,285 | 30,463 | 3,298 |
| 崎 玉 | 74,068,686 | 215 | 344,505 | — | — | — | 111,578,404 | 34,496 | 3,235 |
| 宮 崎 | 83,665,164 | 249 | 336,005 | 4,281,395 | 19 | 225,337 | 147,008,516 | 23,763 | 6,186 |
| 計 | 13,559,880,374 | 31,206 | 434,523 | 237,314,112 | 1,036 | 263,817 | 7,812,406,416 | 1,736,227 | 3,500 |

第 19 表 昭和31年度消防費決算見込額における一般財源及び特定財源調

(単位円)

| 区分 都道府県別 | 消防費 A | 消 防 費 財 源 内 訳 | | | | | | | B/A ×100 | C/A ×100 |
|---------------------------------|--|--|---|---|---|--|--|--|--|-------------|
| | | 一般財源 B | | 特 定 財 源 | | | 小 計 C | | | |
| | | 補助金 | 起 債 | 審 附 金 | そ の 他 | | | | | |
| 全 国 | 21,664,416,329 | 19,688,146,642 | 411,758,480 | 668,349,467 | 688,342,579 | 207,819,161 | 1,976,269,687 | 90.9 | 9.1 | |
| 北 海 道 | 1,494,514,061 | 1,382,471,972 | 22,405,000 | 44,950,000 | 32,230,945 | 12,456,144 | 112,042,039 | 92.5 | 7.5 | |
| 東 北 区 | 326,455,085 | 295,376,317 | 7,050,000 | 8,900,000 | 14,629,760 | 499,008 | 31,078,768 | 90.4 | 9.6 | |
| 青 岩 手 城 宮 秋 田 形 福 山 福 枝 山 形 島 根 | 265,704,999 298,401,831 398,891,254 333,418,710 397,481,448 | 217,125,364 268,809,545 361,999,849 296,901,285 356,289,325 | 8,430,000 6,830,000 10,823,000 8,980,000 8,970,000 | 11,463,512 14,500,000 9,920,000 4,790,000 9,500,000 | 24,812,215 7,267,286 12,488,605 20,504,845 16,782,223 | 3,873,908 995,000 3,659,800 2,242,580 5,939,900 | 48,579,635 29,592,286 36,891,405 36,517,425 41,192,123 | 81.8 90.1 90.8 89.0 89.6 | 18.2 9.9 9.2 11.0 10.4 | |
| 関 東 区 | 348,210,418 | 304,887,769 | 9,373,300 | 13,950,000 | 19,168,978 | 890,371 | 43,322,649 | 87.6 | 12.4 | |
| 茨 栃 群 馬 埼 玉 千 葉 京 都 神 奈 川 | 320,820,308 264,015,091 194,201,461 488,259,151 3,888,653,252 1,065,192,357 | 281,685,231 242,782,894 184,418,995 432,744,295 3,723,409,672 994,907,827 | 12,180,000 6,700,000 3,550,000 8,368,000 16,390,000 13,023,166 | 5,200,000 9,500,000 1,300,000 12,000,000 75,100,000 34,800,000 | 21,745,077 3,863,211 4,304,800 33,923,756 3,112,450 18,330,503 | 10,000 1,168,986 627,666 1,223,100 70,641,130 4,130,861 | 39,135,077 21,232,197 9,782,466 55,514,856 165,243,580 70,284,530 | 87.8 92.0 95.0 88.6 95.8 93.4 | 12.2 8.0 5.0 11.4 4.2 6.6 | |
| 北 陸 区 | 548,673,431 | 500,446,547 | 8,800,000 | 19,700,000 | 25,468,840 | 3,258,044 | 48,226,884 | 91.2 | 8.8 | |
| 新 富 山 石 川 福 井 | 240,697,000 187,693,954 155,086,380 | 218,055,000 170,418,592 135,035,074 | 8,480,000 3,010,000 7,610,000 | 8,000,000 5,310,000 5,100,000 | 5,338,000 3,276,000 6,340,955 | 824,000 679,362 1,000,351 | 22,642,000 17,275,362 20,051,306 | 90.6 90.8 87.1 | 9.4 9.2 12.9 | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|---|--|---|--|--|--|---|
| 山 長 野 群 馬 埼 玉 千 葉 京 都 神 奈 川 | 166,756,050 396,216,697 320,936,070 | 139,268,172 357,010,503 288,725,255 | 7,154,000 10,329,833 7,790,691 | 4,200,000 5,100,000 5,000,000 | 13,927,863 21,937,384 12,932,510 | 2,206,015 1,838,977 6,467,604 | 27,487,878 39,206,194 32,210,805 | 83.5 71.9 90.0 | 16.5 28.1 10.5 |
| 近 畿 区 | 553,153,015 | 496,195,818 | 11,310,953 | 10,534,000 | 29,608,130 | 5,504,114 | 56,957,197 | 89.7 | 10.3 |
| 滋 賀 大 阪 和 歌 山 | 138,907,809 641,689,154 1,575,697,671 | 124,167,809 559,841,228 1,472,406,231 | 5,230,000 7,780,000 10,764,000 | 2,000,000 32,030,000 72,640,055 | 7,078,000 34,177,121 5,319,200 | 432,000 7,860,895 14,568,185 | 14,740,000 81,847,926 103,291,440 | 89.4 87.2 93.4 | 10.6 12.8 6.6 |
| 中 国 区 | 899,459,683 | 807,201,030 | 9,180,000 | 46,400,000 | 33,558,008 | 3,120,645 | 92,258,653 | 89.7 | 10.3 |
| 鳥 取 島 根 山 口 徳 島 香 川 媛 高 知 | 136,819,643 167,151,695 119,129,861 151,644,677 278,278,491 | 114,095,791 142,174,393 93,128,186 131,733,679 245,488,479 | 6,973,000 6,950,000 8,860,000 8,073,000 8,870,000 | 4,400,000 8,571,900 4,000,000 1,000,000 8,950,000 | 10,772,652 9,435,702 13,767,425 9,768,698 14,847,412 | 578,200 19,700 1,374,250 1,069,300 122,600 | 22,723,852 24,977,302 26,001,675 19,910,998 32,790,012 | 83.4 85.1 78.2 86.9 88.2 | 16.6 14.9 21.8 13.1 11.8 |
| 四 国 区 | 443,598,578 | 398,207,783 | 10,074,000 | 15,400,000 | 16,399,650 | 3,517,145 | 45,390,795 | 89.8 | 10.2 |
| 徳 香 愛 高 知 | 301,897,207 | 272,691,179 | 8,320,000 | 11,025,000 | 8,232,928 | 1,628,100 | 29,206,028 | 90.3 | 9.7 |
| 九 州 区 | 115,319,264 | 94,963,675 | 5,154,333 | 5,340,000 | 7,875,556 | 1,985,700 | 20,355,589 | 82.3 | 17.7 |
| 福 佐 長 熊 大 官 鹿 尾 尾 崎 本 分 崎 | 152,496,785 296,552,145 261,308,895 178,475,972 189,101,639 246,766,365 | 123,851,964 277,089,970 229,495,519 152,789,421 155,003,851 211,899,667 | 6,460,000 6,690,000 10,889,834 7,420,000 5,936,766 7,568,333 | 5,600,000 4,300,000 6,700,000 7,700,000 8,500,000 8,600,000 | 16,239,521 7,293,601 12,647,662 10,294,501 11,921,996 12,493,577 | 345,300 1,178,574 1,575,880 272,050 7,739,026 6,204,788 | 28,644,821 19,462,175 31,813,376 25,686,551 34,097,788 34,866,693 | 81.2 93.4 87.8 85.6 82.0 85.9 | 18.8 6.6 12.2 14.4 18.0 14.1 |

第21表 昭和31年度における消防費基準財政需要額と消防費（一般財源）
決算見込額との比較
(単位千円)

| | 消防費基準財政需要額 | | 消防費(一般財源)決算見込額 | | 差 額 (B) - (A) | 倍 率 B/A |
|---------|------------|------------|----------------|-----------|------------------|------------|
| | (A) | (B) | (A) | (B) | | |
| 北海道 | 629,766 | 1,382,471 | | | 752,705 | 2.20 |
| 東北 区 | 森手 | 141,521 | 295,376 | | 153,855 | 2.09 |
| | 青岩 | 136,363 | 217,125 | | 80,762 | 1.59 |
| | 宮城 | 188,638 | 268,809 | | 80,171 | 1.42 |
| | 山形 | 129,998 | 361,999 | | 232,001 | 2.78 |
| | 福島 | 141,445 | 296,901 | | 155,456 | 2.10 |
| 関東 区 | 茨城 | 200,587 | 304,887 | | 104,300 | 1.52 |
| | 栃木 | 173,189 | 281,685 | | 108,496 | 1.63 |
| | 群馬 | 187,376 | 242,782 | | 55,406 | 1.30 |
| | 埼玉 | 278,472 | 184,418 | △ | 94,054 | 0.66 |
| | 千葉 | 255,288 | 432,744 | | 177,456 | 1.70 |
| 北陸 区 | 新潟 | 2,915,018 | 3,723,409 | | 808,391 | 1.28 |
| | 富山 | 680,380 | 994,907 | | 314,527 | 1.46 |
| | 石川 | 260,026 | 500,446 | | 240,420 | 1.92 |
| 東山 区 | 山梨 | 115,990 | 218,055 | | 102,065 | 1.88 |
| | 長野 | 115,949 | 170,418 | | 54,469 | 1.47 |
| | 岐阜 | 87,021 | 135,035 | | 48,014 | 1.55 |
| 東海 区 | 静岡 | 88,047 | 139,268 | | 51,221 | 1.58 |
| | 愛知 | 214,375 | 357,010 | | 142,635 | 1.66 |
| | 三重 | 194,814 | 288,725 | | 93,911 | 1.48 |
| 近畿 区 | 滋賀 | 351,536 | 496,195 | | 144,659 | 1.41 |
| | 京都 | 752,456 | 953,625 | | 201,169 | 1.27 |
| | 大阪 | 184,145 | 210,365 | | 26,220 | 1.14 |
| | 奈良 | 94,291 | 124,167 | | 29,876 | 1.32 |
| | 和歌山 | 469,823 | 559,841 | | 90,018 | 1.19 |
| 中国 区 | 徳島 | 1,395,642 | 1,472,406 | | 76,764 | 1.06 |
| | 香川 | 710,780 | 807,201 | | 96,421 | 1.14 |
| | 愛媛 | 100,784 | 114,095 | | 13,311 | 1.13 |
| | 高松 | 131,978 | 142,174 | | 10,196 | 1.08 |
| | 岡山 | 63,989 | 93,128 | | 29,139 | 1.46 |
| 四国 区 | 鳥取 | 94,886 | 131,733 | | 36,847 | 1.39 |
| | 島根 | 197,735 | 245,488 | | 47,753 | 1.24 |
| | 広島 | 296,737 | 398,207 | | 101,470 | 1.34 |
| | 山口 | 226,163 | 272,691 | | 46,528 | 1.21 |
| | 徳島 | 93,282 | 94,963 | | 1,681 | 1.02 |
| 九州 区 | 徳島 | 104,851 | 104,115 | △ | 736 | 0.99 |
| | 高松 | 183,227 | 192,785 | | 9,558 | 1.05 |
| | 岡山 | 87,961 | 132,749 | | 44,788 | 1.51 |
| | 福岡 | 674,451 | 839,309 | | 164,758 | 1.24 |
| | 佐賀 | 108,618 | 123,851 | | 15,233 | 1.14 |
| 合 計 | 熊本 | 225,363 | 277,089 | | 51,726 | 1.23 |
| | 大分 | 207,724 | 229,495 | | 21,771 | 1.10 |
| | 宮崎 | 145,328 | 152,789 | | 7,461 | 1.05 |
| | 鹿児島 | 119,766 | 155,003 | | 35,237 | 1.29 |
| | 鹿儿 | 194,987 | 211,899 | | 16,912 | 1.09 |
| 合 計 | 14,566,974 | 19,688,122 | | 5,121,148 | 1.35 | |

戦後の税制改正によつて市町村民税、固定資産税を中心とした税制度が確立され、税収額及びそれが市町村収入中

(1) 市町村税

であるが、再建債等の事情を考慮すれば、決して樂觀を許さないわけであり、また、消防施設を整備充実し、消防職員を確保養成するなど消防行政の水準を向上させることを考えれば、なお一層財源を確保する必要があるわけである。市町村消防費も一般財源としての市町村税、地方交付税や特定財源としての補助金、地方債、寄付金等でまかなわれている。市町村の一般財源と特定財源の昭和三十一年度決算見込額は、第一九表のとおりである。すなわち消防費決算見込額二一七億のうち一般財源は一九七億をしめ、その比率は九〇・九パーセントで、特定財源は僅かに九・一パーセントを占めるに過ぎない。これを昭和三十〇年度と比較すれば第二〇表のとおりであつて、特に特定財源が増加しているが、その内容は主として、補助金と寄付金の増加である。なお、第一九表によつて都道府県別に、市町村の一般財源と特定財源のしめる割合をみると、一般的に大都市をもつところでは一般財源のしめる割合が多く、貧困な市町村の多いところでは特定財源に依存する割合が大きいことがわかる。次に財源の主なものについて説明しよう。

第20表 消防費決算見込額における一般財源及び特定財源の前年度との比較
(単位 円)

| 財源内訳 | 年度別 | | B-A | B/A | |
|--------|----------------|----------------|----------------|-------------|------|
| | 昭和30年度 A | 昭和31年度 B | | | |
| 決算見込額A | 20,660,664,014 | 21,664,416,329 | 1,003,752,315 | 1.05 | |
| 財源内訳 | 一般財源B | 19,094,727,443 | 19,688,146,642 | 593,419,198 | 1.03 |
| | 特定財源C | 1,565,936,571 | 1,976,269,687 | 410,333,116 | 1.26 |
| 財源内訳 | 補助金 | 284,144,457 | 411,758,480 | 127,564,023 | 1.45 |
| | 起債 | 60,607,445 | 668,394,467 | 62,270,022 | 1.10 |
| | 寄附金 | 444,004,584 | 688,342,549 | 244,334,995 | 1.55 |
| | その他 | 231,655,085 | 207,819,161 | 23,835,924 | 0.89 |
| B/A | 92.4 | 90.8 | | | |
| C/A | 7.6 | 9.2 | | | |

で占める割合も著しく強化されたが、これは一般財源に依存する度合の大きい消防にとつてそれだけ財源的裏付けが強化されたといふことができる。昭和三一年度市町村税決算額は二、六四八億円であり、昭和三〇年度に比べて六八四億円（増加率は一八パーセント）増加しているが、消防行政の水準の向上のためになお一層の強化が望まれている。

(2) 地方交付税

地方交付税は、市町村においても税とならんで一般財源の二大支柱である。だから地方交付税総額の増額や消防費の単位費用の引上げなどその増額を望む声は極めて強いものがある。ところで都道府県の項で述べたように、地方交付税の算定の基準は、各市町村の行うべき消防の一応の基準を示す意味をもっている。しかし市町村は、必ずしも右の基準に従わなければならない義務はなく、また事実上各市町村が支出した消防費の一般財源額と右の基準による消防費の基準財政需要額とはかなりの違いがある。昭和三一年度における市町村の消防費基準財政需要額と実際に支出された消防費（決算見込額）のうち一般財源額とを、都道府県ごとに合計した額でくらべてみると、第二一表のとおりとなる。すなわち同表によれば埼玉県と香川県とを除くすべての都道府県において、特に北海道、東北地方の県において消防費の一般財源額が基準財政需要額を上廻り、全国の合計額では約五一億円多く、その割合は一・三五倍にも達している。これは市町村が必要以上に消防費を支出しているか、基準財政需要額が低過ぎるのか、または

その兩者である。数多い全国の市町村の消防費の支出がすべて適正であるとは必ずしもいえないであろうが、しかしこの表が示すように全国のほとんどの市町村で消防費の実際の支出額が基準財政需要額をこえていること、而も消防施設や消防人員が通常消火に必要と考えられる最低基準にすら著しく達していないことを考えれば、少くとも基準財政需要額が低過ぎることが大きな原因になつていないことは否定できないものといわなければならない。試みに、過去五年間における消防費の基準財政需要額と消防費決算見込額とを全国合計で比較すれば第二二表のとおりであつて、逐年増強されてきてはいるが、なお一層算定の合理化が望まれているわけである。

そもそも市町村消防費の基準財政需要額は、人口約一〇万人の都市の消防力（消防職員と消防施設）を平均して標準団体行政規模を想定し、この標準行政を行うのに必要な経費（一般財源）を測定単位となつた人口の一〇万人で割り、一人当りの金額（これを「単位費用」といつている。）を出し、これに各市町村の人口数（段階補正、態容補正、寒冷補正の三種の補正を加えて算出した人口数）を乗じて算出したものである。

ところが右の標準団体行政規模は、昭和二五年度の人口約一〇万人の都市の消防力に基いて算出されたものであるが、當時は、新消防制度発足後間もなくであり、その上、戦後年また浅く、市町村の経済復興が不十分であつた時代であつて、消防力も充実していなかつたのである。その後

第22表 過去5カ年間に於ける消防費基準財政需要額と消防費決算見込額との比較 (単位千円)

| 区 分 | 昭 和 27 年 度 | 昭 和 28 年 度 | 昭 和 29 年 度 | 昭 和 30 年 度 | 昭 和 31 年 度 | 前年度との比較 | |
|----------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| | (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | 増減額 (E)-(D) | 増減率 (E)/(D) |
| 消防費基準財政需要額 (A) | 10,064,940 | 11,694,065 | 12,171,452 | 12,075,659 | 14,566,974 | 2,491,315 | 1.21 |
| 消防費決算見込額 (B) | 17,416,148 | 19,145,048 | 22,793,857 | (19,094,727) | (19,688,146) | (593,419) | (1.03) |
| (B)/(A)×100 | 1.73 | 1.64 | 1.87 | (1.58) | (1.35) | 1,003,752 | 1.05 |

註 ()は消防費(一般財源)決算見込額
 (備考) 昭和32年度消防費基準財政需要額 21,158,148千円
 昭和32年度消防費当初予算額 21,645,600 ”
 昭和33年度消防費基準財政需要額 23,952,450 ”

各市町村とも経済復興に伴う財政力の強化により、また補助金や地方債などの財源によつて、着々と消防力の拡大をはかつてきたのであり、この結果、現在の市町村消防力は昭和二五年当時のそれと相当の差異を生じているのである。試みに昭和三〇年四月一日現在の人口約一〇万人の都市二二の平均行政規模と交付税における昭和三十一年度の標準団体行政規模とをくらべてみよう。第二三表であきらかかとおり、昭和三〇年度の実際の平均消防力の方が標準団体行政規模より上廻つてゐることがわかる。右の標準団体行政規模を同表に基いて、現状にあつたように修正し、単位費用を引き上げる必要があるといわなければならない。

本来、この標準団体行政規模は、あるべき行政規模を策定しようとする地方交付税制度の趣旨に照らせば、現在の

ように、事実上の行政規模の平均値によるべきではなく、人口、家屋の密集程度、家屋構造、水利、道路、気象等の諸条件から科学的に策定されるべきものであり、現に、常設消防力の基準と消防水利の基準が国家消防本部から示されているのであるから、これらの基準を勘案し、現在の人口約十万人の都市の実態に則して標準行政規模を修正する必要があるといわなければならない。

(3) 特定財源

イ 補助金

市町村の消防施設に対する国の補助金は、昭和二十八年七月二十七日に公布、施行された消防施設強化促進法によつて交付される。そして国が行う補助の対象となる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で、政令で次の

第24表 国が行う補助の対象となる消防施設の基準額 (改正年別表)

| 項目 | 区別 | 種類 | 級 | 別 | 基準額 (単位千円) | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------------|--------------------------------------|------------------|------------------|-----------------------|----------|---|-----------|-------------|------------------|---------------------------------|-----------------------|-------|------|------|------|------|------|
| | | | | | 28, 9, 21 | 29, 8, 7 | 31, 5, 28 | 32, 4, 24 | 33, 4, 1 | | | | | | | | | |
| 機 械 器 具 | 消 防 機 器 具 | 消 防 ボ ン プ 自 動 車 | A1級 | 民生ディーゼル級 | 4.200 | 3900 | 2190 | 2190 | 3000 | | | | | | | | | |
| | | | | いすゞディーゼル級 | | | 2130 | 2130 | 2370 | | | | | | | | | |
| | | | | 日産トヨタ級 | | | 1950 | 1980 | 2130 | | | | | | | | | |
| | | | | 日産トヨタ級 | | | 1860 | 1890 | 1920 | | | | | | | | | |
| | | | | 日産トヨタ級 | | | 1740 | 1680 | 1680 | | | | | | | | | |
| | | | | A2級 | | | 1950 | 1950 | 1920 | 1950 | 2100 | | | | | | | |
| | | | | いすゞトヨタ級 | | | 1800 | 1800 | 1860 | 1890 | 1890 | | | | | | | |
| | | | | 日産トヨタ級 | | | 1770 | 1770 | 1710 | 1650 | 1650 | | | | | | | |
| | | | | B1級 | | | 1410 | 1410 | 1500 | 1470 | B2級 1470 | | | | | | | |
| | | | | B2級 | | | | | 1350 | 1320 | B2級 1320 | | | | | | | |
| | | | | B3級 | | | | | 1140 | 1200 | 1200 | | | | | | | |
| | | | | 機 械 器 具 | | | 消 水 防 ボ ン プ 自 動 車 | A1級 | 民生ディーゼル級 | 4.500 | 4200 | 2430 | 2430 | 3240 | | | | |
| | | | | | | | | | いすゞディーゼル級 | | | 2370 | 2370 | 2610 | | | | |
| | | | | | | | | | 日産トヨタ級 | | | 2190 | 2220 | 2370 | | | | |
| | | | | | | | | | 日産トヨタ級 | | | 2160 | 2160 | 2160 | | | | |
| A2級 | 2250 | 2250 | 2160 | | 2190 | 2340 | | | | | | | | | | | | |
| いすゞトヨタ級 | 2100 | 2100 | 2100 | | 2130 | 2130 | | | | | | | | | | | | |
| 日産トヨタ級 | 2100 | 2100 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B1級 | 2050 | 2040 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 器 具 | 自 動 車 | は し ご 付 車 | 30メートル級 | | 13200 | 12900 | | | 13200 | | | 13200 | 13200 | | | | | |
| | | | 25メートル級 | | | | | | 12900 | | | 12900 | 12900 | | | | | |
| | | | 18メートル級 | | | | | | 11100 | | | 11100 | 11100 | | | | | |
| | | | 10メートル級 | | | | | | 5100 | | | 5100 | 5100 | | | | | |
| | | | 機 械 器 具 | | | | | | 自 動 車 | | | 三 輪 ボ ン プ | A2級 | 1140 | 1140 | 1290 | 1350 | 1350 |
| | | | | | | | | | | | | | A1級 | | | 1140 | 1260 | 1320 |
| | | | | | | | | | | | | | A2級 | | | 1110 | 1140 | 1170 |
| | | | | B1級 | | | 1020 | 1020 | | 1080 | | | | | | | | |
| | | | | B2級 | | | 810 | 600 | | 1110 | 1110 | | | | | | | |
| | | | | 機 械 器 具 | | | 手 引 動 力 ボ ン プ | A1級 | | 720 | 750 | | 750 | | | | | |
| | | | | | | | | | | A2級 | 690 | | 720 | | | 720 | | |
| | | | | | | | | | | B1級 | 570 | | 570 | | | 600 | | |
| | | | | | | | | | | B2級 | 510 | | 540 | | | 540 | | |
| | | | | | | | | | | B3級 | 420 | | 450 | | | 450 | | |
| | | | | | | | | | | 機 械 器 具 | 小 型 動 力 ボ ン プ | | B2級 | | | 270 | 300 | 270 |
| B3級 | 210 | 240 | | | 210 | | | | | | | | | | | | | |
| C1級 | 180 | 180 | | | 180 | | | | | | | | | | | | | |
| C2級 | 120 | 150 | | | 150 | | | | | | | | | | | | | |
| 機 械 器 具 | 防 火 水 さ う | 40立方メートル級 | | | 有蓋 | 300 | | | | | | | | | | 300 | 300 | 300 |
| | | | 無蓋 | | 240 | | | | 240 | | | 240 | | | | | | |
| | | | 20立方メートル級 | | 有蓋 | | | | 180 | | | 180 | | 180 | | | | |
| | | | 無蓋 | | 120 | | | | 120 | | | 120 | | | | | | |
| | | | 機 械 器 具 | | 火 災 報 知 機 | | | | 火災報知機 | | | 3360 | | 3360 | 600 | | 600 | 600 |
| | | | | | | | | | | | | 600 | | 600 | 600 | | 600 | 600 |
| | | | | 69 | | | 69 | 60 | | | | 60 | | 60 | | | | |
| | | | | 機 械 器 具 | | | 消 防 電 話 機 | 消防専用有線電話機 | | | | 750 | | 750 | 750 | | 750 | 750 |
| | | | | | | | | | | | | 120 | | 120 | 120 | | 120 | |
| | | | | | | | | | | | | 120 | | 120 | 120 | | 120 | |
| | | | | | | | | | | | | 180 | | 180 | 180 | | | |

第23表 標準行政規模の比較調

| 現 行 行 政 規 模 | | 平 均 的 行 政 規 模 | |
|-------------|---|---------------|-----|
| 常備消防関係 | | 常備消防関係 | |
| 庁舎 | | 庁舎 | |
| 消防本部 | 1 | 消防本部 | 1 |
| 消防署 | 1 | 消防署 | 1 |
| 消防出張所 | 2 | 消防出張所 | 2 |
| 消防ポンプ自動車 | | 消防ポンプ | 9 |
| 大型速消車 | 1 | 水そう付消防ポンプ自動車 | 2 |
| 大型自動車 | 1 | 小型動力ポンプ | 1 |
| 中型自動車 | 3 | 救急車 | 1 |
| 小型自動車 | 1 | 職階別消防職員数 | 70 |
| | | 消防吏員 | 67 |
| | | 消防長 | 1 |
| | | 消防監補(兼1) | 雇 |
| | | 消防司令長 | 1 |
| | | 消防司令 | 2 |
| | | 消防司令補 | 5 |
| | | 消防士長 | 11 |
| | | 消防士 | 47 |
| | | 防火水そう | 103 |
| | | 貯水池 | 50 |
| | | 消防専用無線電話 | 2 |
| | | 非常備消防関係 | |
| | | 団 数 | 4 |
| | | 分団数 | 19 |
| | | 団員数 | 811 |
| | | 団 長 | 4 |
| | | 分団長 | 19 |
| | | 班 長 | 97 |
| | | 副団長 | 6 |
| | | 部 長 | 47 |
| | | 団員 | 638 |
| | | 消防ポンプ | |
| | | 消防ポンプ自動車 | 7 |
| | | 三輪ポンプ自動車 | 2 |
| | | 手引動力ポンプ | 12 |
| | | 腕用ポンプ | 3 |

(註) 1 現行行政規模とは、現在交付税法で考えている昭和25年に想定した標準行政規模をいう。
 2 平均的行政規模とは昭和30年4月1日現在における人口10万前後の都市の平均消防力よりみた行政規模である。

とおり定められている。

- 1 機械器具
- 2 設備

火災報知機、消防専用電話装置及び防火水そう、補助率は、予算の範囲内で、内閣総理大臣が右の消防施設の種類及び規格ごとに定めた基準額の三分の一以内である。なお、基準額は、第二十四表のとおりである。

それでは補助金の額はどのようになっているかをみると、第二十五表のとおりである。すなわち昭和三十一年度決算においては、三億八、一〇〇万円であり、前年度の二億五、三九〇万円に比較すると著しく増加しているが、総額としては極めて僅かであり、昭和三十一年度予算額においても、昭和三十一年度をやや上廻る程度に過ぎない。当初、昭和二十八年からこの補助金を交付するに当つて、国家消防本部は、市町村消防施設整備促進五ヶ年計画を策定したが、この計画では、国から毎年度約三十億円、合計約百五十億円の補助金を支出することになっていた。しかし、国の財政の都合から補助金の額は著しく削減され、昭和二十八年から昭和三十一年度までの五ヶ年間の補助金による消防施設の整備状況は、第二十六表のとおりであり、補助金の合計額は一七億八、五二九万円に過ぎない。これは右の整備計画の約一割の額であり、市町村の補助要望額の五、六パーセントの僅少であつて、通常消火に必要とみられる消防施設の基準に達しない市町村が多く、特に貧困な財政の市町村に著しく多い実情からみて、この補助金の増額

第26表 過去5年間の国庫補助金の配分状況調 (単位 円)

| 年度別 | | 昭和28年度 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 補助金 | A | 235,000 | 279,000 | 253,900 | 381,000 | 396,490 |
| | B | 215,266 | 195,910 | 174,610 | 252,240 | 254,490 |
| | B/A×100 | 91.6 | 70.2 | 68.8 | 66.2 | 64.2 |
| 消防ポンプ施設 | 補助金 | 5,799 | 11,164 | 9,700 | 7,060 | 8,700 |
| | C | 2.5 | 4.0 | 3.8 | 1.9 | 2.2 |
| | C/A×100 | 2.5 | 4.0 | 3.8 | 1.9 | 2.2 |
| 消防通信施設 | 補助金 | 13,935 | 71,926 | 69,590 | 121,700 | 133,300 |
| | D | 5.9 | 25.8 | 27.4 | 31.9 | 33.6 |
| | D/A×100 | 5.9 | 25.8 | 27.4 | 31.9 | 33.6 |

金を交付しているものがある。その状況は第五表のとおりであるが、一六都府県が総額三六八九万円を補助しており、最高は愛知県の七九六万円である。なお、各府県の補助の対象は、主として防火水そう、小型動力ポンプである。

地方債

昭和三十一年度に起された地方債の全額及び消防地方債の金額並びにそれぞれの比率は、第二十七表のとおりであ

が望まれているのである。

なお、過去五ヶ年間の国庫補助金の施設別配分状況をみると、第二十六表のとおりである。

以上の国の補助金のほか、前に述べたように都道府県のなかでも独自の立場で管内市町村に対して、消防施設整備のための補助

第25表 国庫補助金による過去の消防施設の整備状況

| 年度別 | 昭和28年度 | 29 | 30 | 31 | 32 | 計 | 数量及び補助金額 | |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| | | | | | | | 数量 | 補助金額 |
| 消防ポンプ自動車 | 263 | 130,717 | 279 | 116,299 | 258 | 113,010 | 369 | 183,230 |
| | 94 | 27,715 | 98 | 23,719 | 58 | 14,930 | 46 | 11,470 |
| 三輪ポンプ自動車 | 142 | 23,386 | 115 | 17,421 | 64 | 9,490 | 60 | 8,920 |
| | 528 | 33,448 | 617 | 38,471 | 564 | 37,180 | 730 | 48,620 |
| 小型動力ポンプ | 160 | 4,764 | 150 | 3,282 | 125 | 2,660 | 65 | 1,300 |
| | 4 | 800 | 4 | 720 | 3 | 600 | 1 | 200 |
| 火災報知機 | 1 | 285 | 190 | 7,212 | 161 | 6,440 | 139 | 5,560 |
| | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 消防専用電話 | 145 | 13,935 | 852 | 71,926 | 837 | 69,590 | 1,331 | 121,700 |
| | 計 | 235,000 | 279,000 | 253,900 | 381,000 | 396,490 | 1,785,290 | |
| 数量 | 1,564 | 725,306 | 1,564 | 725,306 | 1,564 | 725,306 | 1,564 | 725,306 |
| | 319 | 86,054 | 319 | 86,054 | 319 | 86,054 | 319 | 86,054 |
| 補助金額 | 65,067 | 216,089 | 65,067 | 216,089 | 65,067 | 216,089 | 65,067 | 216,089 |
| | 595 | 13,856 | 595 | 13,856 | 595 | 13,856 | 595 | 13,856 |
| 数量 | 14 | 2,720 | 14 | 2,720 | 14 | 2,720 | 14 | 2,720 |
| | 1 | 235 | 1 | 235 | 1 | 235 | 1 | 235 |
| 補助金額 | 650 | 25,612 | 650 | 25,612 | 650 | 25,612 | 650 | 25,612 |
| | 4,730 | 650,351 | 4,730 | 650,351 | 4,730 | 650,351 | 4,730 | 650,351 |
| 数量 | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 |
| | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 | 1,785 | 290 |

る。すなわち、地方債計画の枠内分は、一般会計の一般単独事業としてほとんどが政府資金によつて引き受けられており、地方債計画枠外分は、損害保険会社と全国市有物件災害共済会とが応募しているのであるが、両方を合わせた消防地方債総額は、約八億九百万円、〇・五パーセントに

あたるのである。昭和三十一年度の消防地方債総額は、枠外分の応募額が増加したため、著しく増額されて約一三億円、〇・九パーセントとなつてゐることは、特に注目されるべきであろう。なお、過去五ヶ年における消防地方債許可額についてみると、第二十八表のとおり年々増額されてき

第29表 和年31度都道府県別消防費地方債許可額調

(単位千円)

| 都道府県 | 総額 | 内 訳 | | |
|------|---------|---------|-----------|--------------|
| | | 一般単独事業分 | 外 枠 | |
| | | | 損害保険会社引受分 | 市有物件災害共済会引受分 |
| 北海道 | 61,460 | 20,000 | 10,000 | 31,460 |
| 青森 | 11,600 | 2,000 | | 9,600 |
| 岩手 | 11,250 | 3,500 | | 7,750 |
| 宮城 | 13,900 | 4,000 | | 9,900 |
| 秋田 | 9,800 | 3,000 | | 6,800 |
| 山形 | 9,310 | 2,000 | | 7,310 |
| 福島 | 15,520 | 9,500 | | 6,020 |
| 茨城 | 13,000 | 11,000 | | 2,000 |
| 栃木 | 6,010 | 1,000 | | 5,010 |
| 群馬 | 9,410 | 1,000 | | 8,410 |
| 埼玉 | 5,200 | 1,000 | | 4,200 |
| 千代田 | 12,500 | 8,000 | | 4,500 |
| 東京都 | 79,040 | 6,600 | 70,000 | 2,440 |
| 神奈川県 | 36,300 | 1,000 | 15,000 | 20,300 |
| 新潟 | 13,800 | 4,000 | | 9,800 |
| 富山 | 6,500 | 2,000 | | 4,500 |
| 石川 | 4,300 | | | 4,300 |
| 福井 | 5,950 | 1,000 | | 4,950 |
| 山梨 | 7,000 | 5,000 | | 2,000 |
| 長野 | 8,830 | 4,000 | | 4,830 |
| 岐阜 | 9,300 | 3,000 | | 6,300 |
| 静岡 | 30,580 | 6,000 | 15,000 | 9,580 |
| 愛三 | 39,580 | 2,000 | 10,000 | 27,580 |
| 滋賀 | 13,200 | 6,500 | | 6,700 |
| 京都 | 3,400 | 2,000 | | 1,400 |
| 大阪 | 42,030 | 6,000 | 15,000 | 21,030 |
| 奈良 | 84,800 | 7,000 | 40,000 | 37,800 |
| 和歌山 | 55,060 | 10,000 | 15,000 | 30,060 |
| 鳥取 | 5,700 | 2,000 | | 3,700 |
| 徳島 | 5,840 | 4,000 | | 1,840 |
| 島根 | 8,500 | 4,000 | | 4,500 |
| 岡山 | 4,890 | 1,000 | | 3,890 |
| 広島 | 9,400 | 5,000 | | 4,400 |
| 山口 | 20,140 | 8,000 | | 12,140 |
| 徳島 | 18,870 | | | 18,870 |
| 香川 | 6,200 | 1,000 | | 5,200 |
| 愛媛 | 5,450 | 2,000 | | 3,450 |
| 高知 | 10,020 | 2,000 | | 8,020 |
| 福岡 | 5,700 | 3,000 | | 2,700 |
| 佐賀 | 48,270 | 14,000 | 10,000 | 24,270 |
| 長門 | 6,600 | 2,600 | | 4,000 |
| 熊本 | 6,950 | 1,000 | | 5,950 |
| 大分 | 8,600 | 3,000 | | 5,600 |
| 宮崎 | 13,580 | 6,100 | | 7,480 |
| 鹿児島 | 7,500 | 6,000 | | 1,500 |
| 鹿児 | 8,600 | 2,000 | | 6,600 |
| 合計 | 809,440 | 200,200 | 200,000 | 409,240 |

けられる。また寄附金の募集の方法についても、義理や人情にからみ、実際上は強制的な割当になつてゐるきらいもあるようである。これは、住民の負担の公平をはかることからも、また地方財政法で住民に対して寄附金を割り当てて望ましいことではないので、市町村当局は、できるだけ寄附金を住民に仰ぐことは避けるべきである。昭和三十一年度に真にやむを得ないものとして、住民が拠

ているが、毎年の消防起債の要求額は、極めて多額に及ぶので、その充当率は僅かに過ぎない。市町村の消防地方債の額を都道府県ごとに合計額で示すと、第二十九表のとおりであつて、大都市のある都道府県が額が多い結果を示している。なお、現行制度上起債の対象となる消防施設は、消防ポンプ自動車、消防庁舎(年庫及び望楼を含む)、消防通信施設、防火水そうである。

第27表 昭和31年度地方債の許可額調

| 会計区分 | 許可額 | 許可額比 | | |
|----------|------------------|--------------|-----------|-----|
| 一般会計 | 千円 83,253,919 | 59.0 | | |
| 一般会計内訳 | 一般単独事業分 | 8,923,700 | 6.3 | |
| | 一般単独事業分内訳 | 消防施設整備事業 | 200,200 | 0.1 |
| | | その他 | 8,723,500 | 6.2 |
| | その他 | 74,330,219 | 52.7 | |
| 公営企業会計 | 38,731,500 | 27.4 | | |
| 交付公債 | 7,085,181 | 5.0 | | |
| 地方債計画枠外分 | 12,126,140 | 8.6 | | |
| 地方債計画枠外分 | 消防施設整備事業分 | 609,240 | 0.4 | |
| | 消防施設整備事業分内訳 | 損害保険会社引受分 | 200,000 | 0.1 |
| | | 市有物件災害共済会引受分 | 409,240 | 0.3 |
| | その他 | 11,516,900 | 8.2 | |
| 合計 | 141,196,740 | 100 | | |

第28表 過去5年間における消防費地方債許可額調

| 区分 | 年度 | 昭和28年度 | 29 | 30 | 31 | 32 |
|-----|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 総額 | | 599,300 | 372,600 | 773,960 | 809,440 | 1,306,550 |
| 内訳 | 一般単独事業分 | 499,300 | 372,600 | 195,000 | 200,200 | 201,300 |
| | 損害保険会社引受分 | 100,000 | — | 130,000 | 200,000 | 350,000 |
| 枠外分 | | — | — | 448,960 | 409,240 | 755,250 |

第32表 過去5年間の損害保険会社の寄附調

| 年度 | 寄附額 |
|----|---------|
| | 千円 |
| 28 | 33,949 |
| 29 | 60,460 |
| 30 | 48,348 |
| 31 | 60,819 |
| 32 | 78,866 |
| 計 | 282,442 |

第31表 過去3年間の消防費に占める寄附金の割合 (単位 円)

| 区分 | 年度別 | | 増減 | C/A |
|---------|-----------------|-----------------|---------------|-----|
| | 30年度 決算見込額 A | 31年度 決算見込額 B | | |
| 消防費 | 20,660,664,014 | 21,664,416,329 | 1,003,752,315 | 4.9 |
| 寄附金 | 444,077,584 | 688,342,579 | 244,264,995 | 5.5 |
| B/A×100 | 2.15 | 3.18 | 24.3 | |

る。なお、以上の一般住民の寄附とは別に、火災保険会社二〇社が市町村消防から受ける受益関係を考慮し、火災予防という公共的目的に協力するため、火災予防特別拠出金制度を確立し、このなかから各都市に対して消防ポンプ自動車等の消防施設を寄附している。その内容は、金額に換算すると第三二表のとおりである。

五 むすび

以上、国、都道府県、市町村の消防費について概観してきたが、その直面する問題は多くまた大きい。国、都道府県については、予算額の増大、特に一般行政事務費の拡充が望まれ、市町村については、必要総額の確保はもろろん、地方交付税の算定合理化、投資的経費確保のための補助金、起債の増額が要望されるわけである。こうした問題の解決をはかるために、消防審議会が設置され、消防行政を行うのに必要な財源措置について熱心に検討が加えられた。すなわち審議会は、消防に要する経費は殆ど市町村の負担に属し、国は僅かな補助金を除いて何等特別の財源措置を行っていないので、各市町村の行政事情如何により消防力の程度及びその内容の著しく劣弱なものがあり、また消防財源に充当すべき額が極めて不足しているとし、これらの点を是正するため必要な措置を講ずるべきであると答申している。これについては別項で述べたが、消防財政のたくましい前進のために中央地方を問わずそれぞれが今後またゆみのない努力を注ぐべきであらうし、また強くそのことが要請されているのである。

消防審議会議の経過—消防制度改正の動向

昭和三十三年は、我が国の消防行政について、基本的な

第30表 昭和31年度消防費決算見込額からみた寄附金の割合

| 都道府県 | 消防費決算見込額 A | 寄附金 B | B/A×100 |
|------|----------------|-------------|---------|
| 北海道 | 1,494,514,061円 | 32,230,945円 | 2.16 |
| 青森 | 326,455,085 | 14,629,760 | 4.48 |
| 岩手 | 265,704,999 | 24,812,215 | 9.34 |
| 宮城 | 298,401,831 | 7,267,286 | 2.44 |
| 秋田 | 398,891,254 | 12,488,605 | 3.13 |
| 山形 | 333,418,710 | 20,504,845 | 6.15 |
| 福島 | 397,481,448 | 16,782,223 | 4.22 |
| 茨城 | 348,210,418 | 19,168,978 | 5.50 |
| 栃木 | 320,820,308 | 21,745,077 | 6.78 |
| 群馬 | 264,015,091 | 3,863,211 | 1.47 |
| 埼玉 | 194,201,461 | 4,304,800 | 2.22 |
| 千葉 | 488,259,151 | 33,923,756 | 6.95 |
| 東京 | 3,888,653,252 | 3,112,450 | 0.08 |
| 神奈川 | 1,065,192,357 | 18,330,503 | 1.72 |
| 新潟 | 548,673,431 | 25,468,840 | 4.64 |
| 富山 | 240,697,000 | 5,338,000 | 2.2 |
| 石川 | 180,693,954 | 3,276,000 | 1.8 |
| 福井 | 155,086,380 | 6,340,955 | 4.09 |
| 山梨 | 166,756,050 | 13,927,863 | 8.35 |
| 長野 | 396,216,697 | 21,937,384 | 5.54 |
| 岐阜 | 320,936,070 | 12,952,510 | 4.04 |
| 愛知 | 553,153,015 | 29,608,130 | 5.35 |
| 三重 | 1,068,266,433 | 38,143,765 | 3.57 |
| 和歌山 | 243,312,077 | 10,221,910 | 4.20 |
| 滋賀 | 138,907,809 | 7,078,000 | 5.1 |
| 京都 | 641,689,154 | 34,177,121 | 5.33 |
| 大阪 | 1,575,697,671 | 5,319,200 | 0.33 |
| 兵庫 | 899,459,683 | 33,558,008 | 3.73 |
| 奈良 | 136,819,643 | 10,772,652 | 7.87 |
| 和歌山 | 167,151,695 | 9,435,702 | 5.64 |
| 鳥取 | 119,129,861 | 13,767,425 | 11.56 |
| 島根 | 151,644,677 | 9,768,698 | 6.44 |
| 岡山 | 278,278,491 | 14,847,412 | 5.34 |
| 広島 | 443,598,578 | 16,399,650 | 3.70 |
| 山口 | 301,897,207 | 8,232,928 | 2.73 |
| 徳島 | 115,319,264 | 7,875,556 | 6.83 |
| 香川 | 120,531,191 | 3,038,583 | 2.52 |
| 愛媛 | 226,208,235 | 15,532,971 | 6.89 |
| 高松 | 156,335,819 | 7,790,204 | 4.98 |
| 福岡 | 902,035,017 | 19,427,600 | 2.15 |
| 佐賀 | 152,496,785 | 16,239,521 | 10.65 |
| 長門 | 296,552,145 | 7,293,601 | 2.46 |
| 熊本 | 261,308,895 | 12,647,662 | 4.84 |
| 大分 | 178,475,972 | 10,294,501 | 5.77 |
| 宮崎 | 189,101,639 | 11,921,996 | 6.30 |
| 鹿児島 | 246,766,365 | 12,493,577 | 5.06 |
| 合計 | 21,664,416,329 | 688,342,579 | 3.18 |

出した市町村消防寄附金の都道府県別合計額とそれが都道府県別消防費合計額のなかで占める割合は、第三〇表のとおりであつて六億八、八三四万円、三・一八パーセントである。これを昭和三〇年度と比べると第三一表のとおり、二億四、四三三万円、(増加率は五五パーセント)の増加である。なお、第三〇表により昭和三十一年度分について都道府県別の内訳をみると、鳥取、佐賀、岩手、山梨の各県が多く、一般的に貧困の市町村を含む府県が多いようであ

反省と検討を加え、抜本的な脱皮と前進を促すという意味において、消防制度史上一定期を劃する年であつた。そして、その警鐘となつたものは、消防審議会の設置であり、その答申である。

自治体消防が発足してから、今年の三月で満九年になつた。現行の消防制度は、昭和二十三年三月に施行された「消防組織法」及び同年八月の「消防法」を基盤とするものであるが、警察行政の一環として、その組織、機能が警察機構のなかに包含されていた従前の消防は、戦後日本民主化の占領政策によつて警察制度改革の関連において検討された結果、警察から完全に分離独立し、消防の責任をあげて市町村にゆだねるとともに、その作用面において、単なる火災防禦のみならず広く火災の予防と警戒等にも重点をおく現行の消防行政が制度化されたのである。

この十年の間において、わが国の消防は、社会情勢の進運に即応しつつ、郷土愛護の自衛意識の上に立つた全消防人の私を忘れた撓まざる敢責遂行と、市町村及び関係者の熱心な努力と協力のもとに、相当の進歩と発展を遂げてきたのであるが、反面において、毎年増加する火災件数とその巨大な損害額、特に相次いで発生した中小都市を中心とする大火の発生はその鎮圧に対する能力と戦術の問題、予防行政分野における行政運営の不徹底、更には消防行政運営の基本となる行政組織と責任の不明確等の問題は、広く社会一般の批判を受けるとともに、国会審議の対象となり、或は政府部内及び消防行政関係者の反省と検討を促す

素材となつた。

これらの問題は、何れも消防制度自体が内蔵する本質的な弱さを衝くものであり、現実の消防力の急速な整備充実を図るための抜本的な財政措置を講ずべき強い要望とともに、占領政策の一環として発足した現行制度そのものについて、わが国社会と行政の実情に即するよう、高い視野に立つた再検討を求める意見が生じてきたのも蓋し当然のことと思われる。

このような情勢と動向の下において、消防制度の根本問題について広く学識経験者の意見を求めるため、政府の諮問機関として、「消防審議会」が設置せられ、昭和二十三年の基本的改革に次いで、第二次基本改革に着手する第一歩を大きく踏み出したのである。

以下消防審議会の審議及び答申を中心としてその経過を顧みながら、胎動しつつある消防制度改革の動向について概説する。

一 消防審議会の設置

占領行政の下に発足したわが国の諸制度は、戦後十年の間にその殆ど全部が、日本の国情にふさわしい制度にするための反省と再検討が行われた。消防については、数回にわたり、消防組織法及び消防法について改正が行われたが、これは消防活動を中心とした技術的規定、或は連絡調整の規定が大部分であつて、根本的な制度そのものについての再検討には至らなかつた。しかし、前述のように、真

に日本の国情に即した消防制度への脱皮成長について、与論は勿論、国会及び政府部内からも強い要請が起り、また、消防界においても、行政組織、人事の整備や権能の強化、或は消防力強化のための強力な財源措置等に関連して消防制度全般について再検討を望む意見が打ち出されてきた。

このような時代の動向と消防のおかれていた現実の認識に立つて、現在の消防制度を再検討し、消防の改善強化を図るべく設置されたのが、「消防審議会」である。

消防審議会の設置は、昭和三十二年二月十五日に閣議で決定された。

この閣議決定に基づく審議会の設置により、国家公安委員会委員長（国務大臣大久保留次郎氏）から三月二十八日付をもつて十七名の委員が委嘱されて、実質的審議に入つたわけである。

二 審議会における審議の経過

第一回の審議会は、四月九日総理大臣官邸で開かれ、大久保国家公安委員会委員長から次のような要旨の挨拶が行われたが、この挨拶は、審議会設置の経緯と制度再検討に臨む政府の考え方をよく適確に表現しているものといえよう。

「(前略)我が国の消防制度は、戦前警察行政の一部に属し、所謂官設消防は六大都市及び防空上重要都市として指定された数十都市に置かれ、他の市町村は、警防団が

警察の指揮下に消防活動に従事して居つたのでありましたが、戦後警察制度の改革に伴いまして、消防は警察から分離して、市町村に移管され、今日見らるる如き、自治体消防として、昭和二十三年三月七日消防組織法の施行と共に発足し、凡そ十年の歳月を経過したのであります。

この十年間の経験と最近における火災をはじめ諸種の災害が頻発する事実よりして、現行の法制、財政、組織、活動の面にいろいろの批判が国会や国民の与論、政府部内、更に消防自体の中にも起つてゐることを聴いてゐるのであります。

従いまして、私も消防を担当致して居る以上、より良い消防制度を作り上げ度いと念願し、今回消防審議会を政府に設置いたしました、大方の御意見を基礎として、今後の方策を決定し、すつきりした消防態勢を確立致したいと考えて居る次第で御座います。

御承知の通り、我が国における諸般の行政の是正を図つた今日、消防もまた新時代に即して制度の再検討が行われることは、当然の時代的要請であると考えてるのであります。

消防が自治体に移管されてすでに十年、自治体消防は自治体消防としての良さがあがり、又この良さを如何に制度の中に活かして消防組織、財政、教養訓練、火災予防、消防活動の面において最も調和のとれた、能率的に於いて経済的な態勢に持つて行くかということとは、頗るむ

つかしい問題であろうと存じます。―(後略)―
続いて会長互選に入り、高橋雄射氏が選任せられた後、
大久保国家公安委員会委員長から会長に宛てて次のような
諮問が行われた。

「消防制度について左記のとおり貴会に諮問する。」

記

消防の改善、強化をはかるため、現行消防制度につい
て如何なる改正を行うべきか。

その要綱を示されたい。」

次いで事務局から、現行消防制度の概要及び消防に関
し現在問題となつてゐる主な点につき、それぞれ、資料を
提出し説明を行つた。

審議会の審議は、第五回まで、主として、事務局から
提出した各種資料に基づき、熱心な質疑と活発な意見の開陳
等一般的な討議が行われた。

六月十一日の第六回の審議会からは、消防制度の検討に
ついていよいよ本格的審議に入つた。第六回の審議会にお
いては、市町村自治消防の原則を貫き、国及び都道府県に
積極的財政援助をなすべきであるとする全国市長会及び全
国町村長会の公式意見、また、消防施設拡充の財源として
の消防施設税や公営保険に反対する損害保険協会の意見が
提出せられ、七月二日の第七回の審議会においては、防災
行政の一元化をはかり国及び地方を通じた消防行政の組織
及び運営の態勢の整備を行い、都道府県も常設消防力を持
つか又は、市町村を指揮監督する等の直接の責任を持つ必

要があるとする全国知事会、及び市町村自治消防の原則を
堅持すべきとする全国都市消防長連絡協議会の両者の意見
が提出された。

日本消防協会の意見はその後提出されたが、消防協会法
の制定、消防団員の服制の統一、消防に関する財源措置等
の問題の他、この審議会の答申と概ね内容を同じくするも
のであつた。

これら関係団体の意見の提出説明を巡つて審議会の審議
は頗る活発に動いたが、特に市町村自治消防の論について
は、原則としては、異議はないが、等しく市町村といいな
がらも現実にはその自治体としての能力等にはかなりの差
異があり、消防力においても相当な水準差を生じており、
このようなことは根本的な検討の上是正する必要があると
いう意見が大多数の委員から強く打ち出され、また県や国
が統一的行う方が能率的効果的な行政分野もあるのでは
ないかという意見も述べられた。

第八回の審議会は、七月十六日に開かれ、案文起草のた
めの小委員会の設置を決め、委員は五人とし、その選任に
ついて高橋会長一任された結果、三好重夫委員外四名の委
員が会長から指名され、また互選の結果三好委員が小委員
長となつた。

小委員会は、八回にわたる審議会で打ち出された意見及
び方針に基づき、それを答申案として成文化することが主要
な任務であり、八月十二日から十月三日まで都合十回開催
された。

小委員会は、審議会で打ち出された市町村自治消防の原
則を尊重しながら、その不十分なところを国及び都道府県
で補完するという大原則の下に、更に内容的に細部にわた
つて検討するため、問題点を、基本方針に関するもの、組
織に関するもの、教養訓練に関するもの、消防財源に関す
るもの及びその他の事項に関するもの五項目に分類整理
して、九月三日の第四回小委員会まで具体的内容の討議を
行つた。そして、二、三点を除き一応の結論が得られたの
で、三好小委員長と近藤委員が選ばれて、九月一日、二
二日の両日かかつて原案が作成された。九月一三日の第五
回及び九月一六日の第六回小委員会において、起草原案
についてその各項目にわたり熱心な討議を行つた。次いで
九月二五日の第七回小委員会において、整理した原案文
の全文にわたつて最後の審議が入念に行われた後、国家消
防本部の所屬については案文に入れず口頭で小委員長が審
議会に報告すること、若干の字句の修正は小委員長に一任
すること、という所で審議会に提出する案文は決定され
た。そして、一〇月三日、三好小委員長の下で、若干の字
句の修正について検討した後、一〇月八日の第九回の審議
会に提出報告されたのである。

なおこの小委員会における審議の間において、審議会の
存続期限である九月末日までの正式答申は、審議の経緯に
鑑み時間的に無理であることがはつきりしてきたので、政
府としては、これが存続期限を一〇月末日までの一カ月延
長することを九月二〇日閣議に要請決定をみた。

第九回審議会では三好小委員長から小委員会の審議経過

報告が行われ、この審議会と翌九日の第一〇回審議会の両
日において答申案の審議が行われたが、最も活発な意見が
交わされたのは、消防財源に関する事項中の消防税の創設
の問題と消防長の兼務について知事の承認を得ることで市
長会、町村会、全消連の反対意見が出されたが、種々の角
度から論議検討された後、最終的には、答申案は小委員会
の原案どおり決定された。

この決定された「消防制度改正に関する答申」は、翌一
〇月一〇日高橋会長から国家公安委員会委員長(国務大臣
正力松太郎氏)に宛て正式に答申されたが、消防審議会開
会以来、実に七カ月間、一〇回の審議会と二〇回の小委員
会を開催し、終始熱心に審議に当られた委員各位の御努力
に対し、深甚なる敬意と感謝の念を表するものである。

三 答申とその制度化についての問題点

答申は、「前文」と「本文」の「消防制度改正要綱」と
に分れ、改正要綱はさらに、「制度改正の目標」と「制度
改正の要領」とに大別されている。前文においては、政府
に対してこの要綱に基づく具体的計画の下にすみやかに改正
の断行を要望するとともに、現行の地方制度を前提とした
改正目標であるので将来の地方制度改革の最終的構想にあ
わせて再検討することもあり得ることを示唆している。制
度改正の目標においては、現行制度の欠陥を指摘し、これ
らの欠陥を是正することを改正の目標とし、市町村、都道

府県、国のそれぞれの責任の分担を明確にした我が国情に即応する能率的合理的な消防制度を確立することを、改正を行う場合の根本方針として打ち立てているのである。しかし、消防行政の完全を期するためには、消防行政の分野のみならず、消防に関係ある他の行政分野における充実と消防上の要請が充分取り入れられることが必要であるのであるが、制度改正の具体的要領としては、関係行政分野に関するものは方針を明かにすることのみに止め、直接消防に関する事項を内容とする改正点に限定して答申しているのである。

以下、答申の内容のうち、法改正に当り、また、実施の場合の運用に当り、問題になると思われる若干の主要点について述べてみよう。

1 消防責任と行政主体について

現行制度においては、市町村はその区域内における消防を十分に果すべき責任を有し、国家消防本部長又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することがなく、消防の責任はあげて市町村にゆだねられている。このため、国及び都道府県は市町村消防に対する勧告又は要請があつた場合の指導、助言に止まり、法律的にはその責任が極めて曖昧なものになつてゐる。

しかし、消防が徹底した市町村自治にゆだねられてゐる結果、市町村の行政能力の差により消防体制の不完全なものが存在し、市町村間に著しい水準差が生じ、ひいては消防行政の能率的合理的運営に支障を来しているという

ことは、行政による福利を享ける権利のある国民の立場や一国の行政権について最終的責任を担う内閣即政府の立場から見るならば、何時までも放置されるべきでなく、能率的且つ効果的な行政が行われるよう責任の明確化と態勢の確立が要求されるのである。答申においては、その点に着目し、市町村は消防活動の主体として消防行政の第一次責任を有するものとし、国及び都道府県は、これを補完すべきものであるという根本方針のもとに制度の確立をはかるべきであるとしている。

二即ち、消防行政の重点は火災等の災害に対処する直接行動を中心とする消防活動であることに鑑み、被害を蒙る国民の身近にあるとともに伝統的にその任に當つてきた市町村をその責任主体としつつ、行政権の最終責任を担保するものとしての国及び都道府県の補完責任を明確にし、国及び地方自治体の協力により行政の完全な確保を期待しているのである。

論義が、消防責任を担保する行政主体についての再検討の批判を起した一因であることを充分考えなければならぬ。そう考えるとき、国及び都道府県の補完責任は、指導、助言、勧告を通じて、消防活動の主体として消防行政の第一次的責任を有する市町村の行政を十分確保せしめる責任のみならず、広く国民に対する消防行政の責任、いいかえれば、国民の立場から当然期待されるべき消防行政の効果を全うすべき広義の責任を含むものと解すべきが妥当ではないかと思われる。

そのためには、形式的な行政事務配分に拘らず、個々の消防行政のあり方について検討し、市町村の能力差によつて生ずる行政の欠陥空白のないよう、国及び都道府県の直接担当する部門も予想されることであり、改正のための立案に當つては、理論的にも、また、技術的にも慎重を期すべきである。

2 消防行政組織について

消防行政は、市町村、都道府県及び国が、それぞれ行政責任を分担しつつ、相互に協力することにより能率的且つ合理的な運営をはかるよう制度改正の必要が答申されているが、その運営に当る行政組織の改革整備については相当問題の存するところである。

(一) 市町村の現行の行政機関は、消防本部、消防署、消防団の三者が全部又は一部が置かれることになつてゐるが、この三者間の行政組織上の体系は不明確であり、殊に消防本部を設置する市町村に置かれる

消防長と消防団との関係は、理論的にも、また、実際上も極めてはつきりしないものがある。これは、現在の消防行政機関が常勤職員をもつて構成される常設消防署と非常勤の団員より成る義勇消防団の二本立が併存することに問題の原因がある。

本来消防行政の対象は極めて広範囲且つ多岐であつて、社会分野の進運と共に行政運営の科学化と専門的知識技能が必要となり、消防力の常設化の要請は次第に強くなつてきている。といいながら、市街地の地域はともかく、火災発生頻度の比較的少い一般の農山漁村においても、火災以外の災害に対処すべき消防の任務を併せて遂行するためには、その地理的自然的条件等の関係から、老大な待機人員を必要とすることになり、経済的には極めて困難な問題となる。そこから郷土自衛の意識の上に立つた歴史の伝統ある義勇消防団の組織が、我が国の実情に即した消防組織として昔より存続してきたのであり、また、その存在価値が高く評価される所以でもある。しかし、常勤と非常勤の差はあるとしても共に消防の行政機関であることには変わりなく、併存地域においては両者の組織関係が明確にされると共に、統一且つ調整とれた行動により、消防力の総合力を発揮する必要があるのである。

そこで、答申は市町村消防行政機関の体系について、消防署及び消防団を消防本部の下に置くという

組織を明確にするとともに、両者の行動について、統一性を保ち、総合的消防力を十分に發揮するため消防長の監督権を認めようとしているのである。このことは消防行政に関する市町村長の最高補助責任者である消防長の職務から考えて当然のことと言え、他面、特に消防団についてはその職務及び活動の態容の特異性を十分考慮する必要があるため、制度改正に当つては、消防団の組織や消防団長の職務権限等を明確にし、實際活動に際しての消防団長と消防長との関係について問題の惹起しないよう十分検討する必要がある。

(四) 都道府県の組織については現行どおりであるが、教養訓練、各種資格試験或は危険物等の予防行政の一部担当、応援命令等その担当行政の拡充により、消防学校の設置及び消防関係職員の質的向上と増員が要求され、ひいては消防専任課の設置の問題が県によつては生じてくると思われるが、これらを裏付けする財源については、国の財政措置が当然考慮されなければならないであらう。

(五) 国家行政機関については、国家消防本部を整備拡充して消防庁とすること、消防講習所の内容を充実して消防大学校に昇格すること、消防研究所を強化拡充することが答申に盛り込まれている。つまり政府の行政責任を担当する国家機関を整備拡充して、国全体の消防行政の充実をはかるうとする趣旨である。

答申の線は理論的にはすつきりしているが、一面消防職員の特異性に意を用いる必要がある。即ち、消防職員はその職務の態容において他の地方公務員とは異つており、集団的統一的活動と、指揮命令系統の確立が要求せられ、またその担当する行政内容の故に特殊の技能と訓練が必要である他に、他の地方公務員に認められている団結権も禁止せられているのである。従つて給与その他の福利厚生面のにおいては、特別の配慮と措置が当然なされる必要がある。かく考へるとき、消防職員の人事管理は特殊の知識を必要とすることになるので、市町村長としては、消防職員の実態を熟知し指揮監督する事実上の責任者たる消防長を無視して人事を行うべきではないと思はれる。立法段階において如何なる調整措置を行うか慎重を要する問題である。

なお、任用に当つて資格その他要件に関連する大きな問題は教養訓練である。消防の強化は、施設の整備と併せて人的要素の質の向上が必要であり、今後教養訓練の実施は更に強く要請されよう。その点、教養の能率的効果的実施をはかる意味で、国の消防大学校及び都道府県の消防学校設置による体系的訓練が不可欠とされるのである。

4 予防行政の強化について

危険物取締、火災警報下の制限事項等火災予防に関する事項は、現行制度では市町村の条例措置にゆだねられている。このため、危険物取締条例や火災予防条例の未制定の市町村が相当あつて取締が野放しになつている地域が多い

しかし、国家機関たる消防庁の所屬の問題には答申は触れていない。消防が警察から分離独立した行政部門を形成しながら、国家消防本部が国家公安委員会に所屬していること、また、国家消防本部の国家行政組織法上の地位が極めて不明瞭であることは消防制度改正が国の消防責任にも及んでいる此の際においては、当然その所屬の問題にまで論を進めるべきであらう。地方公共団体や消防関係団体の意見は、消防庁或は防災庁の設置であり、所屬については、自治庁、内閣或は内政省、建設省と分れているが、現状を可とする意見は殆ど見受けられない。審議会において大いに討議せられたが、国の行政組織に大なる変革を加える政治的問題でもあるので、会長の口頭答申という形になつたことと思われる。

3 消防職員の任用について

審議会の答申には、消防職員の任命権者を市町村長とし、任用に当つては、一定の資格等の要件を必要とすることとしている。現行制度においては、消防長は市町村長の任命にかかるが、他の消防職員は市町村長の承認を得て消防長が任命することとなつている。答申が任用権にふれたのは、地方自治体の執行機関の組織体系及他の地方公務員との権衡等より考へて、市町村長の補助機関たる消防長に制限的任命権を与えるよりは、消防行政に関する執行機関の長たる市町村長に一元化することが適切であると考へたからであらう。

こと、条例を制定していても条例に規定すべき内容に相当程度の高い技術的な要素を含んでいるため町村の能力では処理しきれない点があること等のため、野放し或は徹底を欠いているうらみがあり、市町村間で予防行政の面での差を生じ、住民に迷惑をかけている事例が少なくない。かかる弊害を除去し、行政効果をあげるために、答申においては、市町村個々の条例に委せず法令で直接規定すべしとしているのである。

つまり、法令で全国的に統一のとれた基準を作るとともにその実施方法を定めることにより予防行政の内容を整備強化しようとしている。

しかし、予防行政の分野は元來権力的作用を伴うものであり、市町村自治体では実施に当つて現実の問題として相当の困難を生ずる可能性がある。市町村における実施能力の有無が検討されなければならない。能力の不十分な市町村については、予防行政の確保のため都道府県知事が補完責任の立場において代つて執行することも勢ひ考慮せざるを得ない。答申はこの点について、消防署未設置市町村の区域における知事の補完行政を打ち出しているのである。

5 消防財源について

消防のあり方を論ずるとき、消防の財源問題が話題とならなかつたことはない。消防力の強化はその財源の確立なくしては期し得られないからである。しかるに、現行制度は消防責任を市町村にゆだねている結果、消防経費はあげ

て市町村負担とされ、地方財政の窮迫とともに充当財源を欠くこととなつて消防力の計画的増強を阻害したり、又は寄付割当等不明朗な住民負担の弊害を生じているのが現状である。消防施設強化促進法の制定も、かかる現状に対応する財政援助の措置をとらうとする趣旨であつたが、補助金の国庫予算の枠は要望とはかけはなれた少額のものである。審議会が消防力強化のための裏付けとしての財源問題に時間を費して論議したのも蓋し当然であらう。

消防財源に関する意見としては、国庫補助の対象拡大、補助金増額と補助率を二分の一以上に引上げること、地方債の増額、地方交付税の単位費用引上と算定の合理化、目的税としての消防施設税又は消防税の創設、公営火災保険制度の創設による財源捻出、消防施設に関する特殊法人の設置による財源の確保等いろいろあるが、審議会においては種々検討した結果、次の二つの方法を取り上げたのである。即ち、消防税の創設と国庫負担金制度の採用である。

先ず、消防税であるが、これは土地を除く固定資産を主たる課税対象とする目的税の構想である。税率を百分の〇・一としても全市町村では約四十億円の税収が見込まれるが、この税は現行の固定資産税と課税対象を同じくする二重課税であり、固定資産税の税率が現在可能な最高限度にあつて減税論を生じつつある現状から考えると、実現については、なお慎重な検討を必要とするのではないかと思われる。

が、前述したとおり今回の改正は、組織権能の面では国家財政のみならず地方財政計画に大きな関連を持つことともに、行為面では他の行政分野との関係が複雑であり、消防組織法及び消防法の両者の改正は相関々係にあるため総合調整が要求されることと、答申の内容について実施の場合の問題点の解決が必要であること等によるものである。

改正の進め方としては、答申の全国的実現という目標の下に準備するのが当然であるが、前途に横たわる問題は極めて大きい。従つて、場合によつては問題点をしぼり、漸新的且つ段階的な改正の手段に出ることも考えられないことはない。つまり実をとる方法も用意する必要がある。何れにしても、消防制度改正のあり方が明解された今日、それを実現する方法論の問題と、それに対する消防関係者の熱意努力が残されているのみである。

以上の如く、昭和三二年は消防制度改正の問題点が消防審議会の答申を通じて明白にされ、改正の胎動が始まつた年であつた。この胎動は現行制度実施後九年の経験を経て始まつたものだけに、与論もまた消防界もその期待は大きい。何とかしてこの期待にそむかない堅実な制度改正が生れるよう努力しなければならない。

消防科学技術の研究成果

消防科学技術の研究は次の三つの基本的内容に含まれる。

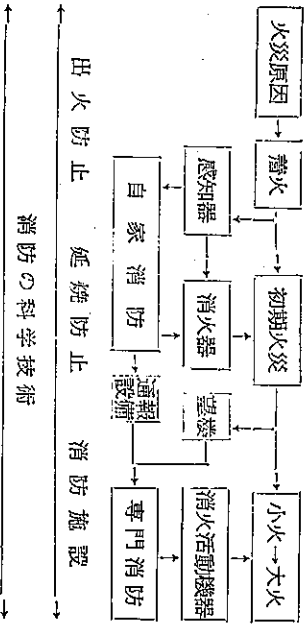
むしろ目的税としては、消防と特別の受益関係にある損害保険の保険料を課税対象とする消防施設税の方が、その徴収や配分の問題は一応別として、消防財源のための目的税としてはより適切であるとする論もかなり有力であつたが、税理論より見送りとされた。

第二の国庫負担金制度については、審議会の答申は、市町村及び都道府県の消防経費に対し、半額負担の制度の創設を主張している。全消防経費の半額は約一五〇億円となり、この制度が実施されることになると消防力の飛躍的強化は確実である。しかし、この負担制度の創設は国家財政上極めて大きな困難を内包している。片や減税、片や社会保障の確立と公共事業の重点的実施という大命題を掲げた国家財政の現況では、実現はほぼ不可能といつてもよいであらう。全消防界と地方自治体が与論を喚起しつつ、年月をかけた挽まざる要望を続けることにより政治的に解決する他ないと思われる。むしろ当面の問題としては、地方交付税の算定の合理化による消防の一般財源充実への努力が得策ではなからうか。何れにしても、財源の問題は制度改正の如何を左右する大きな要素であるだけに慎重な検討と積極的な推進が望まれるわけである。

四 制度改正の歩み方

審議会は答申に基く改正の断行を要望しており、政府においても答申の基本を尊重した制度改正を準備してきたが、三三年度に持ち越された。これは時間的關係にもよる

- 一 出火防止および火災現象に関するもの
 - 二 火災の拡大防止ないしは初期消火を目的とするもの
 - 三 消火活動ないしは消防機械器具に関するもの
- これらを火災の原因から大火に至るまでの次の図表と比べて見ると興味がある。



以下昨年度消防研究所における研究成果について述べる。

一 木材の着火に関する研究

木材の着火に関する系統的研究は年を追つてその成果があがつていることは消防所報および学界誌上に見られるとおりである。昨年度はこの研究の一環として、可燃性堆積物の内部における自身の分解熱の蓄積によつて、着火する限界条件について理論式を導き、これを鋸屑を用いて実験し、その正しいことを証明した。これはいわゆる自然発火に関連する問題の解明であつて、実際問題に大いに役立つ

と考えられる。

二 防火塗料の性能試験の確立

防火塗料は法規上検定対象物となつており、かつてはその試験規準を定めて試験依頼に応じていたが、その後「IS-K5661」が定められてそれは自然中止となつた。しかしこの「IS」試験法は加熱条件があまり苛酷であるため実情に沿わない面があるので、改めてその検討をした結果、米海軍「UP-25」という塗料規格中の防火性能試験法を参考にして防火塗料の性能試験法を確立した。これにより、防火性能をA、B、Cの三階級に級別した。この試験法確立のための基礎的研究内容は消防研究所報第八卷第一、二号に発表されている。

A級は現在発泡性塗料以外に一般に防火塗料と称している多くのものはC級である。しかしこの試験規準の出来た結果B級の出現もぼつぼつ見られるようになったことは非常によろこばしい。B級ともなれば着火、延焼を遅らせ火災予防に著しい効果を發揮すると思われる。現在まで試験した二十九試料のうちA、B級はそれぞれ二件、数は一七件、不合格八件である。

三 M型火災報知機の研究

従来の公設火災報知機規格は本年十月一日から根本的に改められ、公設施設の区別はなくなつた。従来の規格はあまりに旧くかつ進歩した最新の技術を取入れる自由度に欠けていたのでこれに思い切つた改正が行われた。本研究はこの新規格に即応するために行われたものでその特長とす

るところは、受信速度が従来のもの約四分の一に十分の一に短縮され非常に早くなつたこと、保守が容易で故障の少ななく、安価にできる見込みのあることである。本研究の結果は直ちに業界の製品に浸透し、安価にして性能のよいものが生産され、従つて、都市への普及は活発となり「最近の消防無線の普及と相まつて消防力は益々増強され」火災損害の激減に役立つだろうことは足利市の例にまつまでもなく大いに期待されることである。

四 光電式火災感知器の研究

この感知器は在来のものと原理を異にする新しい型のもので、受感器にホトランジスタを使用し火焔の本質であるチランキを捕えて初期火災を感知するものである。本器の特長は見通しのきく場所に用いて好都合で、その警戒範囲が広いことである。具体的にいえば映画館、劇場、倉庫等ではその威力が期待される。この特長ある新しい感知器の登場は火災予防上まことに力強いことである。

五 消防ポンプの耐寒試験

消防ポンプの耐寒試験は過去数回にわたり数カ所において行われ、回を重ねる都度ポンプの諸性能の向上の実績を示してきた。今回は本年一月三十、三十一日の両日にわたり栃木県日光市湯元において行われたもので、その詳細は消防研究所報第八卷第一、二号に報告され、現地消防に非常に役立つ内容である。

供試ポンプは可搬動力ポンプ六台、うち液冷空冷各三台、大型機関五台、うちディーゼル三台、ガソリン二台、こ

れに日光消防本部現用の水冷ガソリン消防自動車ポンプ一台、総計十二台であつた。試験内容は従来行われた始動性能のほか放水中有るいは走行中における各部の凍結を防止するぎ装全般にわたつて行われた。

可搬動力ポンプの始動性能はほとんど問題がなくなつたが、標準的耐寒装備に至るには今後の研究にまつ点が多かつた。

大型機関はすべてよき始動性を示し、ディーゼル機関に対する在来の不安感は一掃された。始動に關係する諸部分の保守手入れが行届いていさえすれば始動は容易であるから、機関寿命を縮めるに役立つむだな暖機運転は極力やめるべきことが強く要望される。

試用消防車に施した耐寒装備は応急的のものであつたので多少の問題点があつたが、一応の基本線をつかむことができ、今後この車の使用実績を参考としこれに検討を加えるならば、標準的耐寒装備の成案ができる見通しが得られたので次回の試験では本物になるであらう。

六 タンクローリーの衝撃試験

タンクローリーのタンクの強度についてはいろいろ問題が起つてきている。衝撃力の小さいとき換言すれば衝撃加速度の小さい場合の試験は行われた例はあるが、大きい場合についてはないので、思い切つて大加速度の際の実物実験を行つた。つまり衝突事故の際にどれ位の安全度が期待されるかという問に対する回答資料を得るがために行つた試験である。

供試タンクは四キロ立容量のもので、これを自動車合から外してこれをレール上を転動し得るトロッキ台に一体と見做し得る程度に堅固に取付けた。トロッキ前面には自動車古タイヤ二箇を重ねて取付け次に述べる他のトロッキが衝突の際の緩衝器とした。別に鉄材を積んだ重量四・五トンのトロッキをレールの傾斜部を利用していろいろの距離から突放し、いろいろの速度でレールの水平部に静置してある前記タンクトロッキに撃突させた。タンクにはガソリンの代りに水を入れ、胴体および鏡板にはストレンゲージおよび水圧受感器を取付けて、板に生じるストレスおよび水圧を測定した。タンクに与えた水平加速度は初め低いところから次第にあげ、最後には重力の加速度の九・三二倍まであげた。このときは、中間の隔壁は全部除いてやつたのであるがタンクには見掛上何等の異状は認められなかつた。結果の詳細はいづれ発表されるが、とも角この実験によつて条例の再検討を行う際の重要な基礎資料が得られた。

七 都市消防力の決定方法に関する研究

火災損害の軽減対策は「出火防止」と「延焼防止」の二方面に分けられる。このうち延焼防止を建物火災に限定すると消防力の強化、建築物の防火改善、および防火都市計画の促進といふことにある。この研究はわが国都市に対して備えるべき消防力を科学的、合理的に決定する一般的な方法を確立したものである。消防力とは「火災が発生した際これを一定規模の限度内において消火するために必要な消防施設をいう」と定義し、消防力決定の前提条件、消防力

の構成要素を分析し、論じ、そのうち基本的な要素をとりあげて計算に入れてある。問題の性質上実験的基礎の上に立つものの外、経験的ないろいろな仮定が入ることによつて結果的数字がより安全の側に大きく出ることが止むを得ない。しかし、これによつて論文の真価をそこなうことはない。消防力に関する限りこのような合理的科学的根拠の上に立つてその対策が進められることは、従来半は感にたよつていた時代から見ても非常な前進である。

著者は貝塚市に例をとつて消防力の算定を試みこれを現状と比較し、その過不足を指摘している。最も重要な前提をなす消防力決定の目標である一件当り焼失面積を当市については一〇〇平方米とした。

なお延焼速度式は関東以北に見られるような粗末な木造建物に対する浜田教授の式は、関西以西にある貝塚市のよ様な防火的木造建物に対しては適用ができないので、これに対応する延焼式を新しく作り直し、また建物階数の要素をもこれに折込んだものを提案し、これによつて計算が進められた。

論文の詳細は消防所報第八巻第一一〇号に発表されている。

検定の結果およびそれに基 く消防機械器具の状況

消防研究所で行っている「検定」が我國の消防用機械器具

具の品質改善、性能向上に寄与していることは既に今日広く認められているところであるが、過去の実績をかえりみつつ、昭和三二年度中の主なる出来事と今後の問題点について述べることにする。

第一表は過去五カ年間の検定実績一覽表で、第一圖—第六圖はそれを図表に示したものである。これらを通覧していい得ることは、何れも大勢としては増加の傾向を示していることである。ただ大型ポンプと無線電話機については検定数量は横ばいの状態であつて、(無線機については毎年二〇〇台前後の需要があるが、製造の都合で第二圖の様な検定合格数量を示したもの)その原因は種々考えられるが、何といつても需要者が市町村消防機関であるため、その財政事情に強く制約されることによるものであろう。これに対し消火器や火災報知機の類は、それらが必要とする防火対象物の増加に伴い増加するのは当然で、今後も益々増加を示すものと思われる。

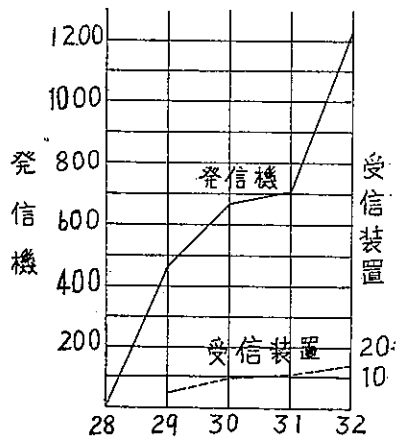
昭和三二年中の特記すべき事項としては、主なる検定対象品目の技術的な進歩発展に伴い、それらの規格が何れも改正の機運に遭遇したため、研究の成果をも採り入れて慎重審議の結果、大部分のものは原案の作成を終り、引続き公示の手續を進める状況に至つたことと、昭和三二年二月に起つた東京宝塚劇場火災を頂点とする多くの劇場火災の教訓により、防災布、防災液の検定申請が著しく増加したということである。

今後の問題点としては、前記各規格の改正に伴い新規格

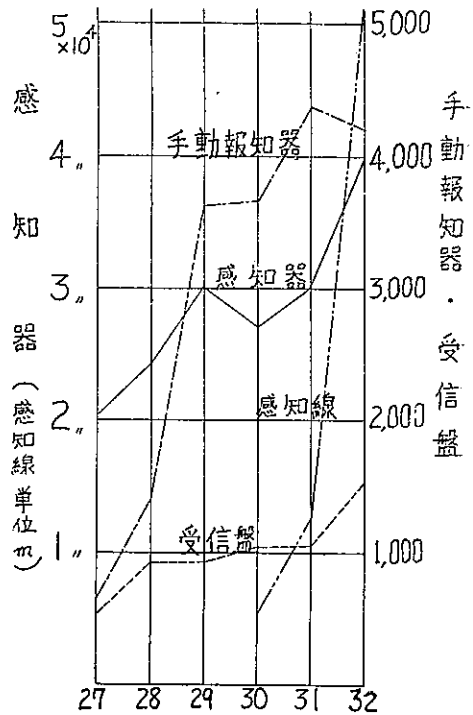
第1表 消防用機械器具等検定件数および箇所数

| 年 度 別 | 32 | | 31 | | 30 | | 29 | | 28 | |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 予備検 定件数 | 本検定箇所 数 | 予備検 定件数 | 本検定箇所 数 | 予備検 定件数 | 本検定箇所 数 | 予備検 定件数 | 本検定箇所 数 | 予備検 定件数 | 本検定箇所 数 |
| 品 種 別 | | | | | | | | | | |
| 消 火 器 | 17 | 253,664 | 8 | 236,748 | 18 | 200,536 | 18 | 169,469 | 23 | 186,970 |
| 消 火 器 | 2 | 1,267 | 8 | 430 | 11 | 167 | | 119 | | 721 |
| 消 火 剤 | 3 | 522,737 | 3 | 427,385 | 7 | 365,229 | 8 | 293,539 | 5 | 268,712 |
| 火 災 感 知 器 | 1 | 6,417 | 5 | 6,050 | 4 | 5,807 | 5 | 4,936 | 4 | 6,001 |
| | 1 | 28,839 | 5 | 26,599 | 4 | 18,242 | 8 | 24,654 | 9 | 17,858 |
| | 3 | 7,500 | 1 | 4,321 | 3 | 10,720 | 1 | 2,161 | 1 | 1,850 |
| 火 災 感 知 器 | 1 | 6,500 | 1 | 57,850 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 火 災 感 知 器 | A | 474 | 3 | 407 | 2 | 445 | 5 | 497 | 4 | 594 |
| | B | 1,091 | 4 | 900 | 2 | 930 | 8 | 408 | 9 | 404 |
| 欄内手動火災報知器 | 3 | 4,629 | 6 | 3,862 | 6 | 3,822 | 11 | 3,751 | 9 | 2,384 |
| 公 報 火 災 報 知 器 | 発信機 | 1,315 | | 789 | | 630 | 1 | 670 | | 10 |
| | 受信装置 | 10 | | 11 | | 13 | 1 | 70 | | |
| 消 防 用 短 波 無 線 電 話 機 | 送信受機 | 182 | | 103 | | 335 | 4 | 209 | | |
| | 送受信機 | 180 | | 120 | | 339 | 4 | 237 | | |
| 第一種トム引 | 2.5V | 11,199 | 6 | 7,999 | 4 | 6,450 | 2 | 3,550 | | 12 |
| | 2 " | | 1 | 50 | 1 | | | | | 2 |
| | 1.5V | 941 | | 133 | | | | | | 89 |

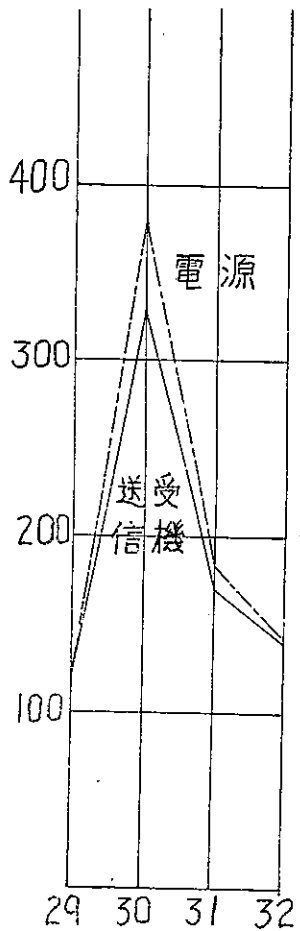
第1図 公設火災報知機の合格個数



第3図 私設火災報知装置の合格個数



第2図 消防用短波無線電話機の合格個数

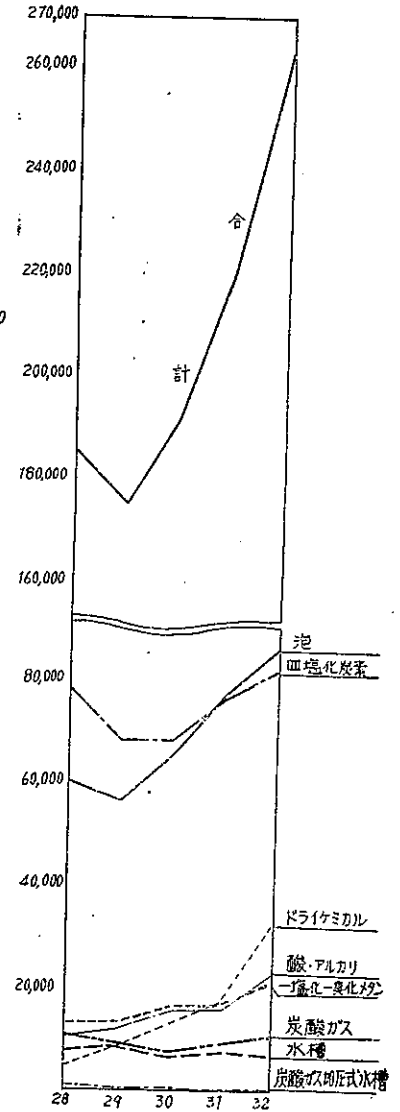


| 品名 | 規格 | 数量 | 単価(円) | 合計(円) | 品名 | 規格 | 数量 | 単価(円) | 合計(円) | |
|-----------|-------|----|---------|------------|------------|----|------------|------------|------------|--------|
| 第二种ラム引ホース | 2.5"/ | 4 | 35,520 | 142,080 | 動力消防ポンプ | 大 | 10 | 888 | 8,880 | |
| | 2"/ | 4 | 1,230 | 4,920 | | 中 | 10 | 561 | 5,610 | |
| | 1.5"/ | 4 | 840 | 3,360 | | 小 | 2 | 6,091 | 12,182 | |
| 床ホース | 2.5"/ | 2 | 48,523 | 97,046 | 結合金具 | | 4 | 9,823 | 39,292 | |
| | 2"/ | 2 | 302 | 604 | 防炎液 | | 4 | | | |
| | 1.5"/ | 1 | 9,732 | 9,732 | 防炎紙 | | 2 | | | |
| | | | | | 防炎布 | | 6 | 96 | 576 | |
| | | | | | スプリンクラーヘッド | | 1 | | | |
| 計 | | 87 | 960,546 | 835,891 | 計 | | 23,266,400 | 20,517,865 | 18,748,540 | |
| | | | | 125 | 691,013 | | | 133 | 637,319 | 116 |
| | | | | 18,748,540 | | | | 19,149,030 | 15,238,780 | |
| | | | | 10,996 | | | | 10,053 | 4 | 2,410 |
| | | | | 5,400 | | | | 21,708 | 1 | |
| | | | | 227 | | | | 5,027 | | 5,327 |
| | | | | 1,979 | | | | | | |
| | | | | 1,754 | | | | | | |
| | | | | 2 | | | | | | |
| | | | | 19 | | | | 755 | 16 | 302 |
| | | | | 484 | | | | 826 | 12 | 81 |
| | | | | 5,752 | | | | 8,008 | 10 | 7,946 |
| | | | | 2 | | | | | | |
| | | | | 29,086 | | | | 72,671 | 3 | 53,543 |
| | | | | 148 | | | | 395 | | 581 |
| | | | | 2,120 | | | | 1,364 | | 696 |
| | | | | 1 | | | | | | |
| | | | | 6 | | | | | | |
| | | | | 27 | | | | 102 | 1 | 53 |
| | | | | 681 | | | | 89 | 1 | 32 |
| | | | | 18,452 | | | | 11,601 | 3 | 6,366 |
| | | | | 27 | | | | | 1 | |
| | | | | 1,583 | | | | | 1 | |
| | | | | 1,540 | | | | | 1 | |
| | | | | 4 | | | | | 3 | |
| | | | | 25,050 | | | | | 3 | 6,366 |
| | | | | 4 | | | | | 1 | |
| | | | | 18,452 | | | | | 1 | |
| | | | | 27 | | | | 102 | 1 | 53 |
| | | | | 681 | | | | 89 | 1 | 32 |
| | | | | 18,452 | | | | 11,601 | 3 | 6,366 |
| | | | | 27 | | | | | 1 | |
| | | | | 1,583 | | | | | 1 | |
| | | | | 1,540 | | | | | 1 | |
| | | | | 4 | | | | | 3 | |
| | | | | 25,050 | | | | | 3 | 6,366 |

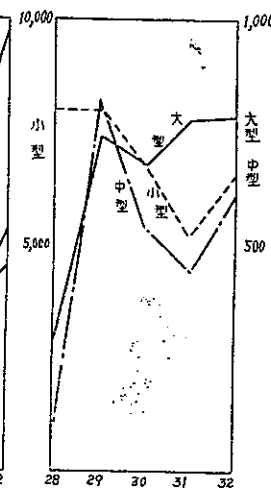
に適合するための予備検定件数の増加と国庫補助の対象となる消防用機械器具の増加および近く予想される消防法改正に伴う検定数量の増加等に対応して消防研究所の態勢を強化する必要があること、またより根本的には、信頼し得る優良品をより安価に供給して広く国民全体の防火に役立つ

たせるために未だ着手されていない消防用機械器具の品目にも検定の対象を拡げなければならないという問題や、絶えず進歩する研究の成果を採り入れた規格の改正と、適正な検査、試験法の改良に努力しなければならない点などが挙げられるが、我々は乏しい予算と限られた人員との全力をあげて努力を傾注してゆく覚悟である。

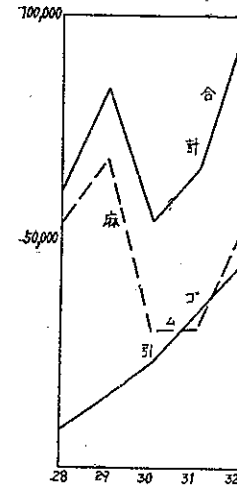
第4図 消火器各種



第5図 動力消防ポンプ



第6図 消防用ホース



都市等級

一 まえがき

現在行っている都市等級を決定するための要素は大別すると次の通りである。

- 燃える側の状況—市街地はどんな種類の建物が、どれ位の混み具合ででき上っているか。特に延焼危険が大きい消し難い部分の割合はどうか。
- 消す側の状況—水の備えと、これを使う人及び機械の現状はどうか。また火災が起つた場合の発見、通報、消火：一連の活動が、望ましいレベルに乗るであろうか。

右の二項について、前々号で述べた方法で整理計算して等級を決定する。この場合果して実状を把握しているかどうかがまず問題となる。しかし、これは、同じ等級都市の実火災の一件当り平均焼失坪数と、等級とが比例している事実などよりみて、おおむね現在の等級が実状をつかんでいることはたしかとみられる。しかし、等級調査の目的はその決定のみにあるのではなく、更にその資料から有用な対策を引出すことにある。すなわち、火災損害軽減のための合理的方策の追及とか、度々起る大火の原因の追及などである。このように、都市等級業務は、消防のトップマネーデメントに必要な有用な資料を提供するであろうことは論をまたない。消防組織法に大きく明示された理由であ

り、われわれの努力するゆえんである。かくして都市等級の業務は発足以来十年を経過した。この間に、第一回周として二三〇都市、第二回周として九三都市の等級決定を行った。いまや、両者のダブルものをはずして累計二五七都市に及んでいる。一応の数値かも知れない。しかし、問題は、近年における進捗の状況のいかんにあるのであつて、この点は、いかながら遅々たる歩みを余儀なくされている実情である。

二 昨年版以後の発表

次に掲げる第一表は前年号以後に発表した都市等級の一覧表で僅かに五都市に過ぎない。第二表は第二回(昭和二十八年以降現在に至る)都市等級決定都市の等級別一覧表である。

三 既往の等級の総覧

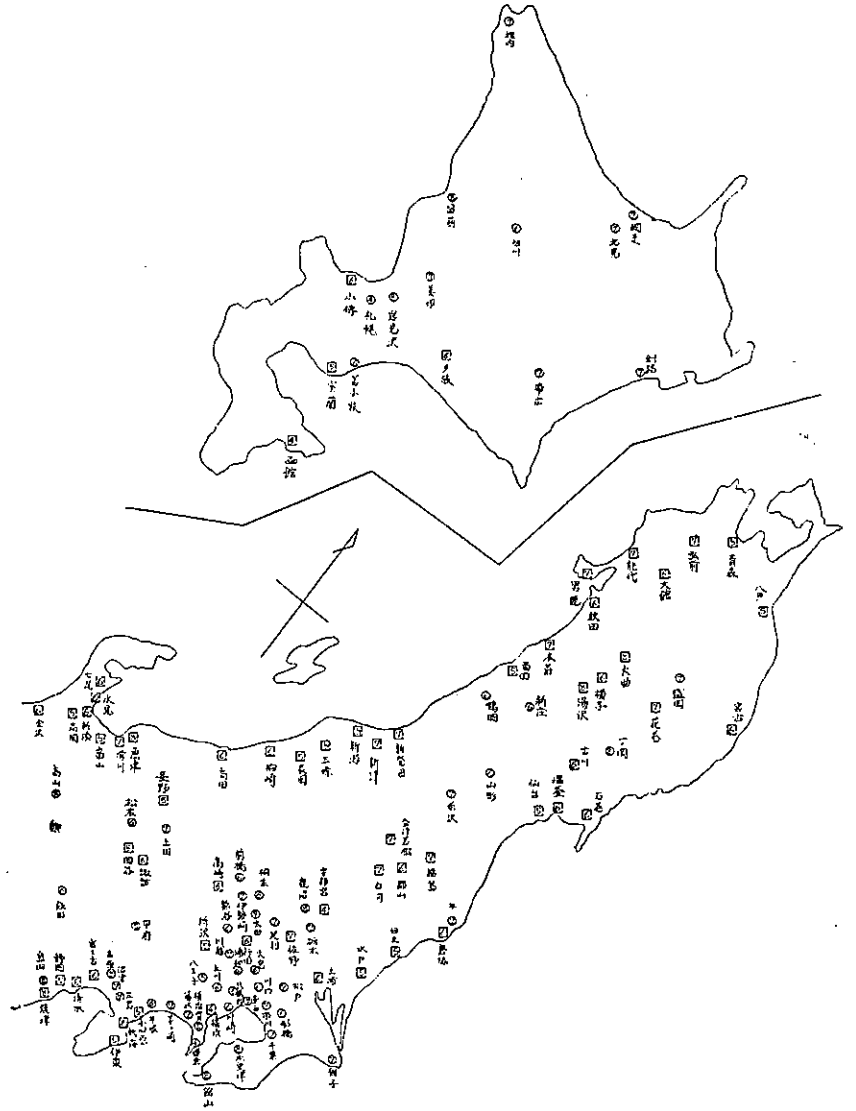
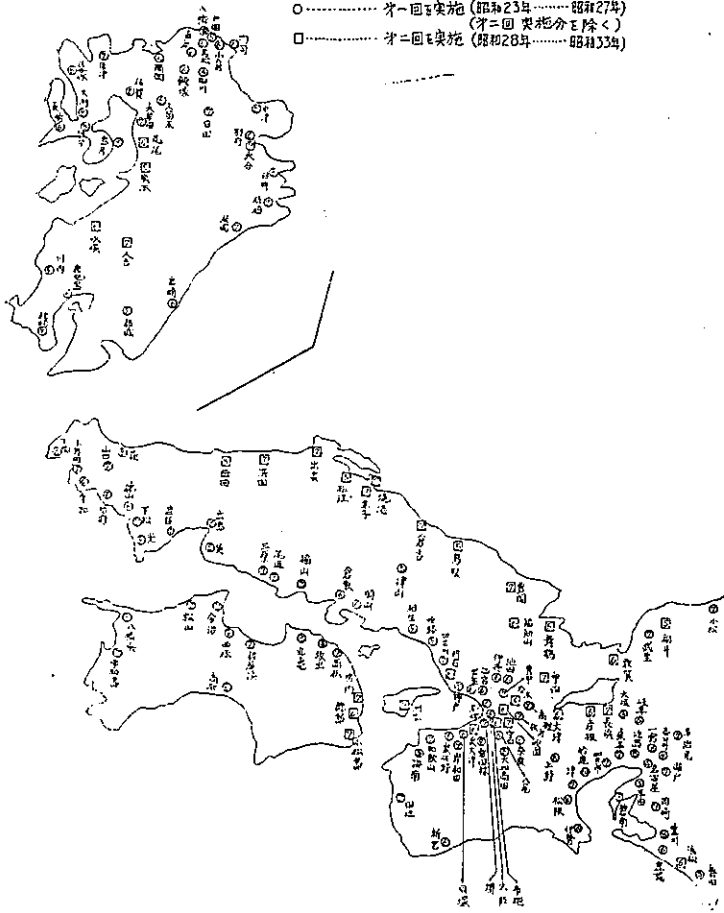
第一回及び第二回の等級決定都市の地図による表示は第一図の通りである。

四 都市等級から見た全国都市の状況

第三表は第一図に示した等級地図を級別に総括したものである。これに集約された都市数は二五七で、これを現在の市町村合併により急増した五〇〇余の都市数に対比すれば五〇%程度を占めるはあくし得ないように受取れる。だが観点を變えて人口の面からみるならば、都市等級を行つてない都市はおおむね三〜四万の人口で、その計は数百万の域を出ない。つまり全都市人口の一〇ないし一五%ということになるので、その意味では第三表は全国都市の等級の

等級決定都市一覽圖

- ……………第一回実施(昭和23年……………昭和27年)
(第二回実施分を除く)
- ……………第二回実施(昭和28年……………昭和33年)



第1表 都市等級一覽表

| 整理番号 | 都市名 | 気象条件 | 決定した等級及び欠点数 | | 欠点数の内訳 | | 人口 | 消防団数 | 消防団員 | | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | | | | |
|------|-----|------|-------------|-------|--------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| | | | 等級 | 欠点数 | 消防団員 | 消防団員 | | | 消防団員 | 消防団員 | | | | | | | | | | | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 | 消防団員 |
| 0306 | 花巻 | I | 7 | 3,096 | 1,126 | 9 | 761 | 6 | 587 | 5 | 314 | 5 | 290 | 8 | 18 | 62 | 605 | 33 | 24 | 2 | 2,074 | 29 | 33 | 4 |
| 0706 | 磐城 | I | 6 | 2,934 | 625 | 5 | 838 | 6 | 731 | 7 | 446 | 7 | 268 | 8 | 27 | 55 | 650 | 185 | 28 | 3 | 1,079 | 4 | 33 | 4 |
| 0903 | 佐野 | I | 5 | 2,455 | 549 | 5 | 419 | 3 | 618 | 6 | 388 | 7 | 290 | 8 | 191 | 69 | 238 | 92 | 36 | 4 | 485 | 24 | 33 | 4 |
| 1106 | 行田 | I | 6 | 2,697 | 663 | 5 | 503 | 4 | 682 | 6 | 404 | 7 | 268 | 8 | 177 | 56 | 316 | 0 | 19 | 2 | 495 | 16 | 33 | 4 |
| 1108 | 所沢 | I | 5 | 2,325 | 394 | 3 | 653 | 5 | 571 | 5 | 412 | 7 | 268 | 8 | 27 | 58 | 235 | 157 | 21 | 2 | 783 | 10 | 33 | 4 |

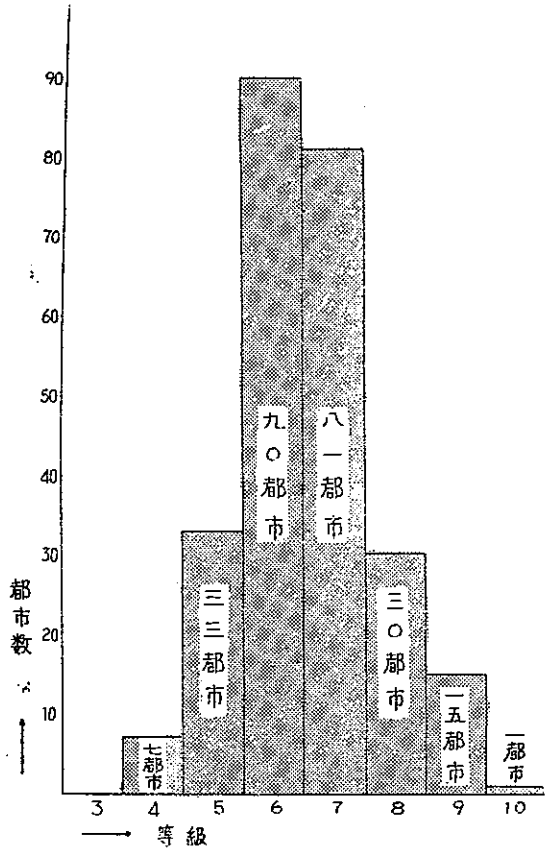
気象条件 I: 年間積雪日数 0~50日

II: " " 51~100日

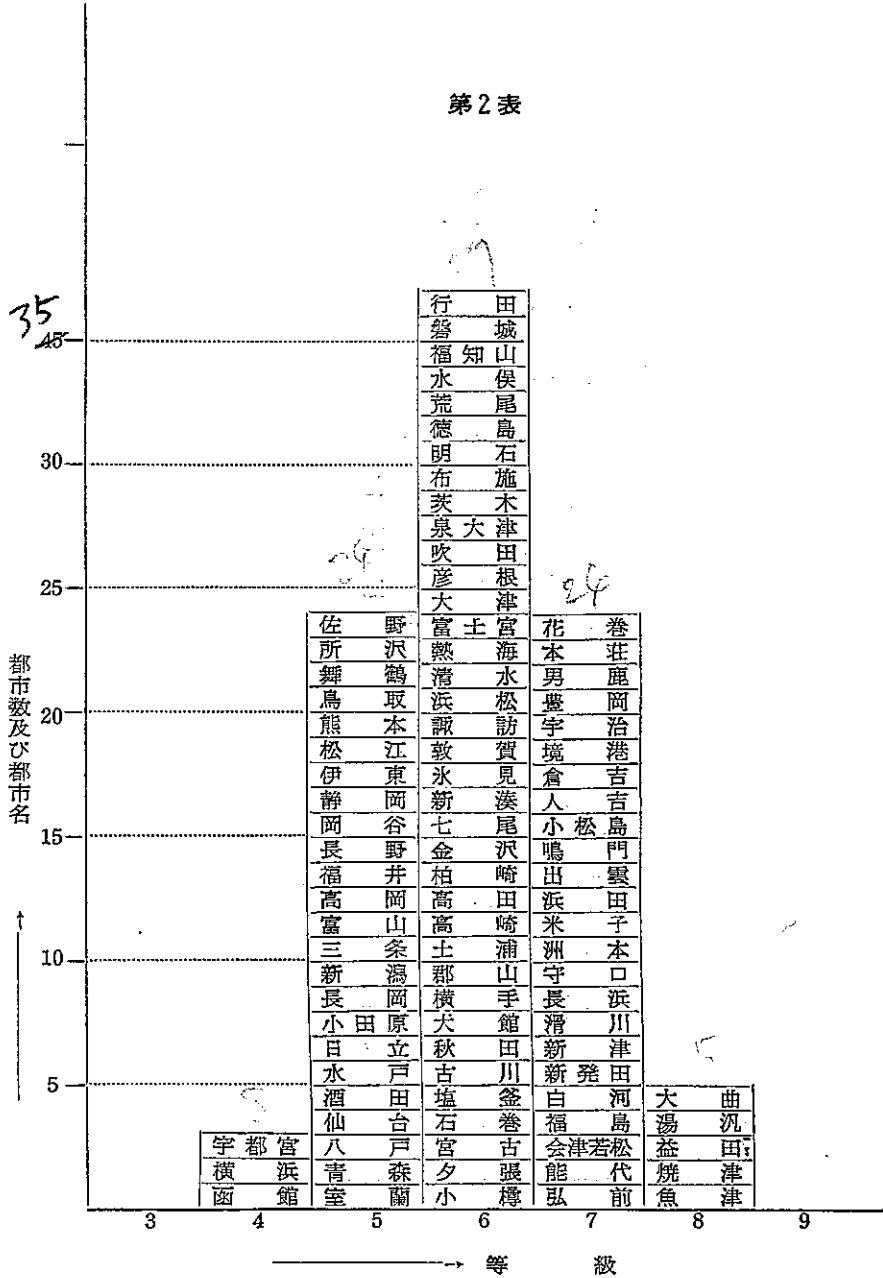
III: " " 101日以上

の判断の上に有力な資料たり得るといえるであろう。第三表の平均等級は大体六級と七級の間であるから、更に全国都市を平均〇五級上昇すると平均は六級になり、状態は大いに改善される。合理的に改善すればこれに要する経費は、軽減を予想される火災損害以下で抑えられるであろう。

第3表 等級別都市数



第2表



殉職鑑

以下に記すものは、昭和三十一年一月一日から同年二月三十一日迄の一カ年における殉職消防職(団)員についての殉職悲録である。

これら殉職者は、つとに、消防任務の重要性を認識、義勇奉公の理念と燃ゆるが如き郷土愛をもつてよく職務に精励し、平素、上司、同僚から絶大な信望をよせられていたものであったが、たまたま発生した災害に際し、身を挺して職責の遂行にあたり、不幸、職に殉じたものであり、しかも殉職時の事績は、消防史に永く燦として輝く義烈である。ここに、殉職者各位のみ霊に対し深甚な追悼の意を捧げつつ、この悲録を綴る。

鉄骨製グレーンの下敷



福島県下郷町消防団

団員 故 玉川 久栄

氏は、昭和一〇年六月六日福島県南会津郡下郷町に生れ、昭和三十一年三月一日同町消防団団員を拝命した。資性温厚、責任観念強く、農村における中堅青年として山村農業経営の改善につとめ、また、団員としても分団の中堅で、同僚並びに上司から将来を嘱望されていた。

昭和三十一年五月一九日午後三時四十分頃、下郷町大字栄富内の工場火災に際し、紅蓮の炎燃えさかる燃焼家屋の消火作業中、火勢により、鉄骨製グレーンが突如倒潰したため、その下敷となり、壮烈職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。

屋根の下敷



松本市消防団

部長 故 滝沢 明

氏は、大正一三年一月二日新潟県中頸城郡柿崎町に生れ、昭和二十四年一月一日松本市消防団団員を拝命した。資性温厚、責任観念強く、同僚から信頼敬慕されていた。

昭和三十一年二月二日午前三時二五分頃、松本市渚町内の工場火災に際し、第六分団纏係として現場に急行、最も火勢の強い箇所へ注水を誘導するため、突進し、繩を持ち方向を示して待期中、頭上渡廊下の屋根が突如として落下したため、不幸、その下敷となり人事不省に陥った。直ちに病院に収容され、手厚い治療を加えられたが、遂にその効なく、こんすい状態のまま、翌一三日午前十時二五分職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により、勲八等瑞宝章を下賜され、また、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。なお、氏は、殉職の日付で、部長に昇進した。

消火作業中倒る



東京消防庁消防士長

故 坂 井 谷 五 郎

氏は、明治三十八年一月二〇日東京都足立区（旧南足立郡綾瀬村）に生れ、昭和一八年十月一五日警視庁消防手を拝命し、昭和二十三年五月一日東京消防庁消防士となり現在にいたつた。資性温順明朗、職務に積極的で、責任観念強く、よく上司の命令を遵守し、率先実行をもつて後輩を指導し、上司、同僚の信望厚く、常に職務に関する研究を怠らず、また、家庭にあつても、和合よく人格の陶冶につとめ、近隣の信頼を高めていた。

昭和二十三年四月一日午後一時二十九分、足立区千住東町製紙会社倉庫の火災に際し、最先到着隊として、火元直前の消火栓に水利部署すると同時に、第一線の筒先を携行し、梱包紙屑が山積してある火元倉庫内に進入した。当時、モルタル塗、間口三間半、奥行十二間の倉庫に山積してある梱包紙屑及び建物の中央部附近が、不完全燃焼をともしない。猛煙と猛火が内に充満し、消火原則とされている屋内浸入

燃焼実体直接注水は殆んど不可能の状態にあつた。従つて会社側警備員も、僅かに屋外倉庫入口より注水する程度で殆んど消火効果が認められず、傍観の状態であつた。ときに氏は、この困難な状況下にあつても、旺盛な消防精神から、敢然として屋内に進入し、燃焼実体に近接注水を敢行し、火焰を忽ち鎮圧したが、現場における急激な活動と、不完全燃焼による一酸化炭素吸入により突然卒倒した。爾後、附近の病院に収容され治療を加えられたが、遂にその効なく、翌四月二日午後三時四五分職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により勲八等白色桐葉章を下賜され、また、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。

なお、氏は、死亡の日付で、消防士長に昇進した。

護岸の下敷



新潟県相川町消防団

部 長 故 佐 藤 武 士

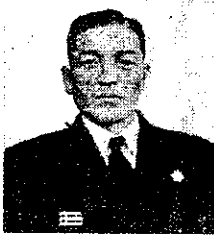
氏は、大正十四年八月二十二日新潟県佐渡郡相川町に生れ、昭和二十九年三月三十一日同町消防団団員を拝命、昭和三十一年十月一日副部長に昇進した。資性温厚篤実、よく家業に精励し、町民から絶大な信用を博し、また、消防作業にあつては、勇猛果敢率先挺身して事にあたつた。

昭和三十三年十二月十三日突如其来襲した強風により相川町北狄地区護岸が決潰した際、部下団員十八名とともに決潰現場へ赴き、部落民と合体的に、自己の危難を顧みず杭打ち並びに土嚢の積替作業に挺身中、護岸の一部が倒潰したため、その下敷となり、職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により、勲八等瑞宝章を下賜され、また、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。

なお、氏は、殉職の日付で部長に昇進した。

渦巻く大火焰の中に孤立



舞鶴市消防本部

消防司令長 故 森 野 実



舞鶴市四所消防団

部 長 故 内 藤 森 男

森野実氏は、大正三年一月十七日京都府加佐郡加佐町（旧岡田下村）に生れ、昭和十二年十一月一日京都府消防手を拝命し、京都市内の下消防署及び北野消防署に勤務し、引き続き昭和十九年九月二日舞鶴消防署勤務となり、更に、昭和二十三年八月五日舞鶴市消防本部勤務となり現在にいたつた。資性温厚、沈着にして果敢、かつ、磊落であり、忠実に職務を遂行し、舞鶴市消防本部西消防署長としての重責を全うしていた。

内藤森男氏は、大正十年十一月四日京都府加佐郡四所村

に生れ、昭和二十一年四月一日舞鶴市四所消防団団員を拝命した。資性温厚篤実、勤勉にして勤務先の同僚、上司の信頼厚く、また、一家生計の主柱として家族をよく扶養し、近隣の風評も高かつた。

両者は、昭和三十二年四月十六日午後一時二十分頃、舞鶴市内の山林火災に際し、消火作業中、突如発生した激しい局地風により、渦巻く大火焰の中に包まれ、壮烈職に殉じた。

ちなみに、両氏は、生前の功により、国家消防本部長からそれぞれ賞状並びに報償金を授与され、森野実氏は、更に、従七位に叙せられて勲七等瑞宝章を、また内藤森男氏は、勲八等瑞宝章を下賜された。

なお、死亡の日付で、森野実氏は、一階級、また内藤森男氏は、二階級昇進した。

山林火災の犠牲



高知県窪川町消防団

団員 故 浜 崎 学

氏は、昭和十四年六月十六日大阪市北花区島屋町に生れ、昭和三十二年二月二十日高知県窪川町消防団団員を拝

命した。資性温厚にして、平素の勤務成績は優秀であり、模範団員であつた。

昭和三十二年三月二十二日窪川町内の山林火災に際し、副団長指揮下において消火作業中、後方からの落石により、後頭部に重傷を負い、病院に収容され手厚い治療を加えられたが、その効なく、同日遂に職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により、勲八等瑞宝章を下賜され、また、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。

罹災者の避難誘導中の犠牲



長崎県高来町消防団

班長 故 早 田 八 郎

氏は、大正五年二月十五日長崎県北高来郡高来町に生れ、昭和十三年四月一日湯江町警防団団員を拝命し、昭和二十五年九月一日同町消防団団員となり、引き続き昭和三十一年九月二十日町村合併により高来町消防団団員となり、同年十二月一日班長に昇進した。資性温厚、品行方正にして勤務に勉勵し、卒先難に赴くの美風を有し、特に上司同僚の信望厚く、一般の風評もまた極めて良好であつ

た。

昭和三十三年七月二十五日、九州地方を襲つた豪雨により境川が氾濫した際、他の団員とともに水深六十厘の濁流の中にあつて、罹災者の避難誘導作業に挺身中、突如境川堤防が決壊したため、一瞬の間に、渦巻く激流に吞まれ、壮烈職に殉じた。

人命救助活動の犠牲

熊本県植木町消防団

班長 故 米 田 度 美

氏は、昭和五年九月十日熊本県鹿本郡植木町に生れ、昭和二十年一月十一日菱形村消防団団員を拝命し、昭和三十一年一月一日町村合併により植木町消防団団員となり、昭和三十三年四月一日班長に昇進した。資性温厚、責任觀念旺盛で、近隣の信望厚く、消防団員の模範であつた。また、家庭においては、実直で一家の支柱として家計を支え、黙々として事を運ぶ努力家であつた。

昭和三十三年七月二十五日、九州中西部を襲つた豪雨により那知川が氾濫した際、上司の命を受けて部下団員二名を引卒し、滴水川と那知川の合流点で、最も危険と目され

た家屋前田方に赴き、同家の家族を次々に避難させた後、家屋の流失を防禦するため、なお、同家にあつて警戒中、団員とともに家屋を警戒していた家人の一人が突然濁流に足を滑らしたので、これを救うべく濁流の中に飛び込んだとき、上流から流れてきた大木に激突し、一瞬の間に濁流に吞まれ、壮烈職に殉じた。

ちなみに、氏は、生前の功により、勲八等瑞宝章を下賜され、また、国家消防本部長から賞状並びに報償金を授与された。